

第4次一般廃棄物処理基本計画

平成28年3月

和泉市

目 次

第1章 一般廃棄物処理基本計画	1
第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ及び諸計画との関係	3
3. 計画範囲・期間・構成	4
(1) 計画範囲	4
(2) 計画期間	4
(3) 計画の構成	4
第2章 ごみ処理基本計画	5
第1節 ごみ処理事業の概況	5
1. 現状ごみ処理システム	5
(1) 現状ごみ処理システムフロー	5
(2) ごみ減量化・資源化システム	5
(3) ごみ分別排出・収集・運搬システム	16
(4) ごみ総排出量のまとめ	19
(5) 中間処理システム（組合）	21
(6) 最終処分システム（組合）	26
2. 第3次基本計画のレビュー	28
3. 現状ごみ処理システムに係る課題点・留意点	32
(1) ごみ処理・処分主体システム	32
(2) ごみ減量化・資源化システム	32
(3) ごみ分別排出・収集・運搬システム	33
(4) 中間処理システム（組合）	34
(5) 最終処分システム（組合）	35
(6) その他のシステム	35
第2節 ごみ処理の基本方針	37
1. 計画の基本的な考え方	37
2. 基本理念	37

3. ごみ処理の基本的な方向性	38
(1) 循環型地域経済システムの構築	39
(2) 循環型廃棄物処理システムの構築	39
(3) 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築	40
4. ごみ排出の数値目標	41
(1) 目標設定の考え方	41
(2) ごみ減量化目標の設定	41
 第3節 計画収集人口・ごみ量の将来予測	42
1. 計画収集人口の将来予測	42
2. 家庭系総排出ごみの将来予測	43
3. 事業系ごみの将来予測	44
4. 計画収集人口・ごみ量の将来予測	45
5. 国・府の将来目標の検証	47
(1) 国の将来目標（循環基本計画：平成25年5月策定）	47
(2) 府の将来目標（大阪府循環型社会推進計画：平成24年3月策定）	48
 第4節 ごみ処理基本計画	49
1. 循環型地域経済システムの構築に向けた基本目標と基本施策	50
(1) 啓発活動・環境教育による意識改革の推進	50
(2) ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進	51
2. 循環型廃棄物処理システムの構築に向けた基本目標と基本施策	54
(1) 適正なごみ排出・効率的なごみの収集・運搬	54
(2) 施設整備・適正管理の遵守（組合）	55
(3) 緊急時のごみ・し尿等処理対策	56
3. 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築に向けた基本目標と基本施策	57
(1) 計画推進体制の強化	57
(2) 進捗状況管理の確立	61
 第3章 生活排水処理基本計画	62
第1節 生活排水処理の基本方針	62
1. 計画の基本的な考え方	62
2. 生活排水の数値目標	62

第2節 生活排水処理事業の概況	63
1. 現状生活排水処理システム	63
(1) 現状生活排水処理フロー	63
(2) 生活排水排出システム	64
(3) 生活排水中間処理システム	66
(4) し尿・浄化槽汚泥処理	67
2. 第3次基本計画のレビュー	68
3. 現状生活排水処理システムに係る課題点・留意点	69
(1) 生活排水排出システム	69
(2) 生活排水中間処理システム	69
(3) その他	69
第3節 生活排水処理形態別人口・し尿等発生量の将来予測	70
1. 生活排水処理形態別人口の将来目標	70
2. し尿・汚泥発生量の将来予測	71
第4節 生活排水処理基本計画	72
1. 自然環境への負荷の低減	72
(1) 公共下水道による生活排水処理の改善	72
(2) 公共下水道への水洗化促進	72
(3) 単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換推進	72
(4) 凈化槽の適正な維持管理の推進	72
(5) 生活排水対策の啓発活動	72
2. 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保	73
(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の検討	73
(2) し尿処理施設の適正な維持管理・長寿命化	73

* 「第3章 生活排水処理基本計画」については環境産業部環境保全課・上下水道部下水道整備課・上下水道部お客さまサービス課の所管（ただし、し尿処理については環境産業部生活環境課所管）

第1章 一般廃棄物処理基本計画

第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景

和泉市（以下、「本市」という。）では、「環境にやさしい循環型都市の構築」を基本理念として、平成9年度に平成23年度を目標とした第1次一般廃棄物処理基本計画を策定した。

その後、平成11年は「大阪府ごみ処理広域化計画」の策定、平成12年は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」という。）の完全施行及び「大阪府ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」が策定され、平成13年は「循環型社会形成推進基本法」、「特定家庭用機器再商品化法」（以下、「家電リサイクル法」という。）や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下、「食品リサイクル法」という。）が施行されるとともに、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下、「国の方針」という。）が策定された。そして、平成14年「大阪府廃棄物処理計画」、平成15年「循環型社会形成推進基本計画」（以下、「循環基本計画」という。）及び平成16年「大阪府循環型社会形成に関する基本方針」の策定等の法律や方針の整備及び廃棄物処理技術の向上等も踏まえ、平成16年度に平成31年度を目標として「循環型社会の推進」を目指した第2次一般廃棄物処理基本計画を策定した。

さらに、その後の「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」及び「浄化槽法」の改正や、「国の方針」及び「第2次循環基本計画」の改正・策定及び社会的な一般廃棄物処理問題、資源化技術の向上等も踏まえ、平成22年度に平成36年度を目標とする現行の「ごみゼロ社会への挑戦」を目指した第3次一般廃棄物処理基本計画（以下、「第3次基本計画」という。）を策定した。

また、生活排水は、より良い水環境を保全していくための適正処理の取り組みとして、下水道施設や合併処理浄化槽等の整備を進めてきた。

今回策定する計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成25年6月）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年10月）に基づき策定するとともに、第3次基本計画から5年が経過し、この間の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下、「小型家電リサイクル法」という。）の施行、「国の方針」の改正、「第3次循環基本計画」及び「大阪府循環型社会推進計画」の策定等の法律や方針の整備・改正及び社会的な一般廃棄物処理問題等の新たな動向や変化に対応し、今後の本市における一般廃棄物の減量及び適正処理・処分を進めるために、計画的かつ総合的な視点から第3次基本計画に掲げる施策等を見直すとともに、平成27年10月からの日常（可燃）ごみ有料化実施に加えて、更なる一般廃棄物の資源化推進施策としてプラスチック製容器包装の分別収集を推進することなどを計画し、新たな一般廃棄物処理行政の基本方針として「第4次一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

表 1-1-1 一般廃棄物に係る関係法令及び関係指針・計画等

年次	法 令 等	方針・指針・計画等
平成10年 (1998年)	6月 ・「特定家庭用機器商品化法(家電リサイクル法)」公布(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて13年度から再商品化義務) ・「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」改正	10月 ・「ごみ処理施設の性能指針」策定 ・「震災廃棄物対策指針」策定
平成11年 (1999年)	2月 7月 ・「ダイオキシン対策関係閣僚会議(第1回) ・「ダイオキシン類対策特別措置法」公布	3月 9月 ・「ダイオキシン対策推進基本方針」改定 ・「廃棄物の減量化の目標量」決定(平成22年度を目標年度とし、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量を平成8年度の半分に削減する等)
平成12年 (2000年)	4月 5月 6月 ・「容器包装リサイクル法」全面施行 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」公布(工事の受注者に対する、建築物の分別解体及び建設資材等の再資源化の義務付け等) ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」公布(国等による環境物品調達の推進) ・「ダイオキシン類対策特別措置法」改定 ・「循環型社会形成推進基本法」公布(基本原則、国・地方公共団体・事業者・国民の責務の明確化、循環型社会形成推進基本計画の策定) ・「再生資源利用促進法」改定(名称変更→「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」、リサイクル対策の強化、廃棄物の発生抑制(リデュース)対策、部品等の再使用(リユース)対策等) ・「廃棄物処理法」改定(排出抑制対策の強化、不適正処理対策、公共関与による施設整備等) ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」公布(食品の製造・加工・販売業者に対する食品廃棄物の再生利用の促進等)	10月 12月 ・「汚泥再生処理センター等の性能指針」策定 ・「廃棄物最終処分場の性能指針」策定
平成13年 (2001年)	1月 4月 5月 6月 ・「循環型社会形成推進基本法」完全施行 ・「廃棄物処理法」完全施行 ・「資源有効利用促進法」施行 ・「家電リサイクル法」完全施行 ・「グリーン購入法」完全施行 ・「食品リサイクル法」完全施行 ・「浄化槽法」改定(単独処理浄化槽の新設禁止)	1月 2月 5月 6月 ・「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」告示 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」策定 ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針」策定 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」策定 ・「平成13年版循環型社会白書」閣議決定
平成14年 (2002年)	1月 5月 7月 ・「廃棄物処理法施行令」改定(尿の海洋投入の禁止) ・「建設リサイクル法」完全施行 ・「使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」公布	5月 11月 12月 ・「平成14年版循環型社会白書」閣議決定 ・「ごみ処理施設の性能指針」一部改正 ・「廃棄物採取処分場の性能指針」一部改正 ・「バイオマス・ニッポン」総合戦略」閣議決定
平成15年 (2003年)	6月 12月 ・「廃棄物処理法」改定(不法投棄の未然防止、リサイクルの推進) ・「廃棄物処理法」完全施行 ・「ダイオキシン類対策特別措置法施行令・施行規則」改定	3月 5月 10月 12月 ・「循環型社会形成推進基本計画」閣議決定・国会報告 ・「平成15年版循環型社会白書」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定(平成15~19年度の計画期間) ・「汚泥再生処理センター等の性能指針」一部改正
平成16年 (2004年)	1月 4月 5月 9月 12月 ・「廃棄物処理施行令」改定(PCB汚泥等の特別管理産業廃棄物へ追加、PCB廃棄物に係る収集運搬基準の創設)公布 ・「廃棄物処理法」改定(事故時の措置、罰則の強化等) ・「海洋汚染防止法」改定(廃棄物の船舶からの海洋投入処分許可制の創設、廃棄物の海域における焼却の禁止等) ・「廃棄物処理法施行令」改定(指定有害廃棄物の指定、廃棄物処理に関する基準の強化・明確化等) ・「廃棄物処理法」改定(指定区域の指定)	5月 6月 ・「平成16年版循環型社会白書」閣議決定 ・「不法投棄撲滅アクションプラン」公表 ・「水害廃棄物対策指針」策定
平成17年 (2005年)	1月 3月 4月 9月 10月 11月 ・「自動車リサイクル法」完全施行 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」(保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無認可輸出に関する未遂罪・予備罪の創設等)閣議決定 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(一間に2回以上同じ内容の廃棄物の輸出入を行う場合には、当該輸出入について一括して申請し環境大臣の輸出認可又は輸入許可を受けることができる)公布、施行 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」(土地の形質の変更に係る指定区域の範囲の詳細、指定の方法、施行方法に関する基準、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の創設等)公布、施行 ・「浄化槽法」施行規則改正(放流水の水質基準、設置後等の水質検査の検査時期、指定検査機関から都道府県への検査結果の報告書等)公布 ・「廃棄物処理法施行令」改定(届出事項、申請書類の追加、産業廃棄物の管理票の記載項目の追加、中間処理後の廃棄物の委託に係る規制の明確化等) ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(特定建設資材廃棄物の再資源化等に係る事務を行なう市等の長)公布	5月 6月 ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針」改定 ・「平成17年版循環型社会白書」閣議決定
平成18年 (2006年)	6月 12月 ・「容器包装リサイクル法」改定 ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(再商品化のための円滑な引渡し等に係る事項を基本方針に定める事項に追加)施行	3月 5月 ・「バイオマス・ニッポン」総合戦略」を見直し、新たに閣議決定(バイオマス輸送用燃料の利用促進、未利活用バイオマス活用によるバイオマスタウン構築の加速化等) ・「平成18年版循環型社会白書」閣議決定
平成19年 (2007年)	2月 3月 6月 9月 10月 11月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」(中間処理業者が電子マニアフェストを活用する場合の登録事項)公布 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案」(食品関連事業者に対する指導監督の強化、食品関連事業者の取り組みの円滑化等)閣議決定 ・「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令」公布 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する省令」公布 ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令」等公布 ・「一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令」等公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」等公表 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布	6月 ・「21世紀環境立国戦略」閣議決定 ・「平成19年版環境・循環型社会白書」閣議決定 ・「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」策定
平成20年 (2008年)	4月 5月 12月 ・「廃棄物処理法に基づく廃棄物の輸出確認及び輸入許可(平成19年)について」公表 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定について」公表 ・「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令」公布 ・「特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令」公布	2月 3月 6月 9月 12月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更」閣議決定 ・「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定(平成20~24年度の計画期間) ・「ごみ処理施設の性能指針」一部改正 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改定 ・「平成20年版環境・循環型社会白書」閣議決定 ・「家電リサイクル法に基づく立入検査の実施状況について(平成19年度)」公表 ・「特定家庭用機器の品目追加・再商品化等基準に関する報告書」公表 ・「特定家庭用機器廃棄物の適正処理について」公表 ・「廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について」公表
平成21年 (2009年)	3月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令」及び「食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令」の一部を改正する省令(平成21年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)公布	2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更」(グリーン購入法基本方針の一部変更)閣議決定
平成22年 (2010年)	5月 12月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布	12月 ・「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針」改定
平成23年 (2011年)	1月 5月 7月 8月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布 ・「東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第十二条の七の十六に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布	2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定
平成24年 (2012年)	8月 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」公布	2月 3月 4月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定 ・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令に基づく主務大臣の定める期間及び基準発行原単位の件」告示 ・「環境基本計画」閣議決定
平成25年 (2013年)	1月 2月 3月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」公布 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令、施行規則」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布	2月 3月 4月 5月 6月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定 ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針」公布 ・「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」改訂 ・「第3次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 ・「廃棄物処理施設整備計画」閣議決定 ・「ごみ処理基本計画策定指針」改定
平成26年 (2014年)	3月 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布	2月 ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(グリーン購入法基本方針)変更閣議決定

資料:平成19~20年版環境・循環型社会白書、平成21~25年版 環境・循環型社会・生物多様性白書より一部抜粋

2. 計画の位置づけ及び諸計画との関係

計画の位置づけ及び諸計画との関係を図1-1-1に示す。

本計画は、「廃棄物処理法」、「循環型社会形成推進基本法」等の関係法令に基づき策定するものであるが、本市の上位計画である「第4次和泉市総合計画」や「第2次和泉市環境基本計画」に定められている一般廃棄物の処理に係る基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本市の一般廃棄物処理に関する特化した計画である。

この一般廃棄物処理基本計画のうち、「ごみ処理基本計画」は市が長期的かつ総合的な視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針であり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

また、「生活排水処理基本計画」は、市が長期的かつ総合的な視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

さらに、本計画の策定に当たっては、国・府が定める指針、基本方針及び各種関係計画等に配慮するとともに、本市が策定する「分別収集計画」や「公共下水道事業計画」・「生活排水対策推進計画」との整合を図るものとする。

なお、泉北環境整備施設組合（以下、「組合」という。）が策定する一般廃棄物処理基本計画についても本計画との整合を図るものとする。

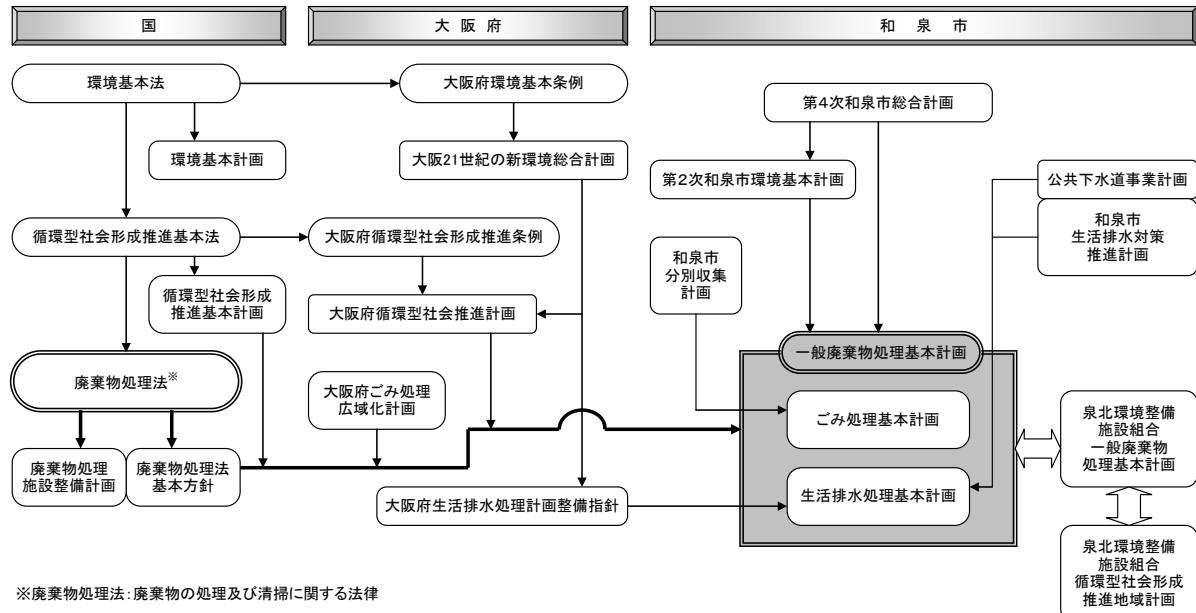


図1-1-1 計画の位置づけ及び諸計画との関係

3. 計画範囲・期間・構成

(1) 計画範囲

本計画の範囲は、本市行政区域全域とし、本市域で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とする。

なお、生活排水にはし尿・浄化槽汚泥を含むものとする。

(2) 計画期間

一般廃棄物処理基本計画の目標年度は、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」により、10～15年先を見据え、5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しすることが適切であるとされている。

本計画の計画期間は、平成28年度を初年度として15年後の平成42年度を計画目標年度とする。

(3) 計画の構成

本計画は、第1章 第1節「一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨」を踏まえ、第2章 第1節で「ごみ処理事業の概況と課題点・留意点」等を把握・抽出するとともに、第2節において新たなごみ処理基本計画策定に向けた今後の本市の「ごみ処理の基本方針」を掲げた。

ごみ処理の基本方針では、計画策定の基本的な考え方として、第4次和泉市総合計画の長期目標の一つである「だれもが環境にやさしい生活を営んでいるまち」と第2次和泉市環境基本計画に掲げる環境像「みんなの環でひろげる「すくすく環境、わくわくいすみ」」に対応したごみ処理基本計画の基本理念「ごみゼロ社会への挑戦」を掲げ、循環型社会の構築と実現に向けたごみ処理の基本的な方向性及びごみ減量化目標を明らかにした。

また、第3節では「計画収集人口・ごみ量の将来予測」を数値化し、第4節においてごみ処理の基本施策として、持続可能な循環型社会の実現を目指す「ごみ処理基本計画」の考え方を示すとともに、その基本目標と基本施策を体系的に位置づけた。

次に、第3章 第1節は「生活排水処理の基本方針」を掲げ、第2節は「生活排水処理事業の概況と課題・留意点」等を把握・抽出し、第3節では「生活排水処理形態別人口・し尿等発生量の将来予測」を数値化し、第4節において生活排水処理の基本施策として「生活排水処理基本計画」の考え方を示した。

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理事業の概況

1. 現状ごみ処理システム

(1) 現状ごみ処理システムフロー

現状ごみ処理システムフロー（平成28年4月現在）を図2-1-1に示す。

資源回収品は、委託により収集・運搬及び資源化を行っている。

家庭系ごみの日常（可燃）ごみ、資源物（缶・びん等、スプレー缶等、せともの・ガラス類）、新分別（ペットボトル、プラスチックボトル等、古着、紙類）、蛍光灯及び粗大ごみは、委託により収集・運搬し、日常（可燃）ごみはごみ焼却処理施設にて適正に処理し、資源物及び新分別は、小型選別処理施設・ストックヤード〔組合〕、新分別前処理場〔市〕で選別し、資源化処理している。なお、平成28年4月以降は、資源化センターで資源ごみ（缶・びん等、ペットボトル、プラスチックボトル等）の資源化処理を直接行う。また、古着、紙類については、泉北クリーンセンターへの搬入が禁止となつたため、本市独自で資源化を行っていく。粗大ごみは、粗大ごみ処理施設にて破碎し、資源化及び焼却処理している。

また、ごみ焼却処理後の残渣は、松尾寺山最終処分場及び大阪港湾臨海環境整備センター神戸沖・大阪沖埋立処分場で適正な処理を行っている。

(2) ごみ減量化・資源化システム

① ごみ発生抑制の取り組み

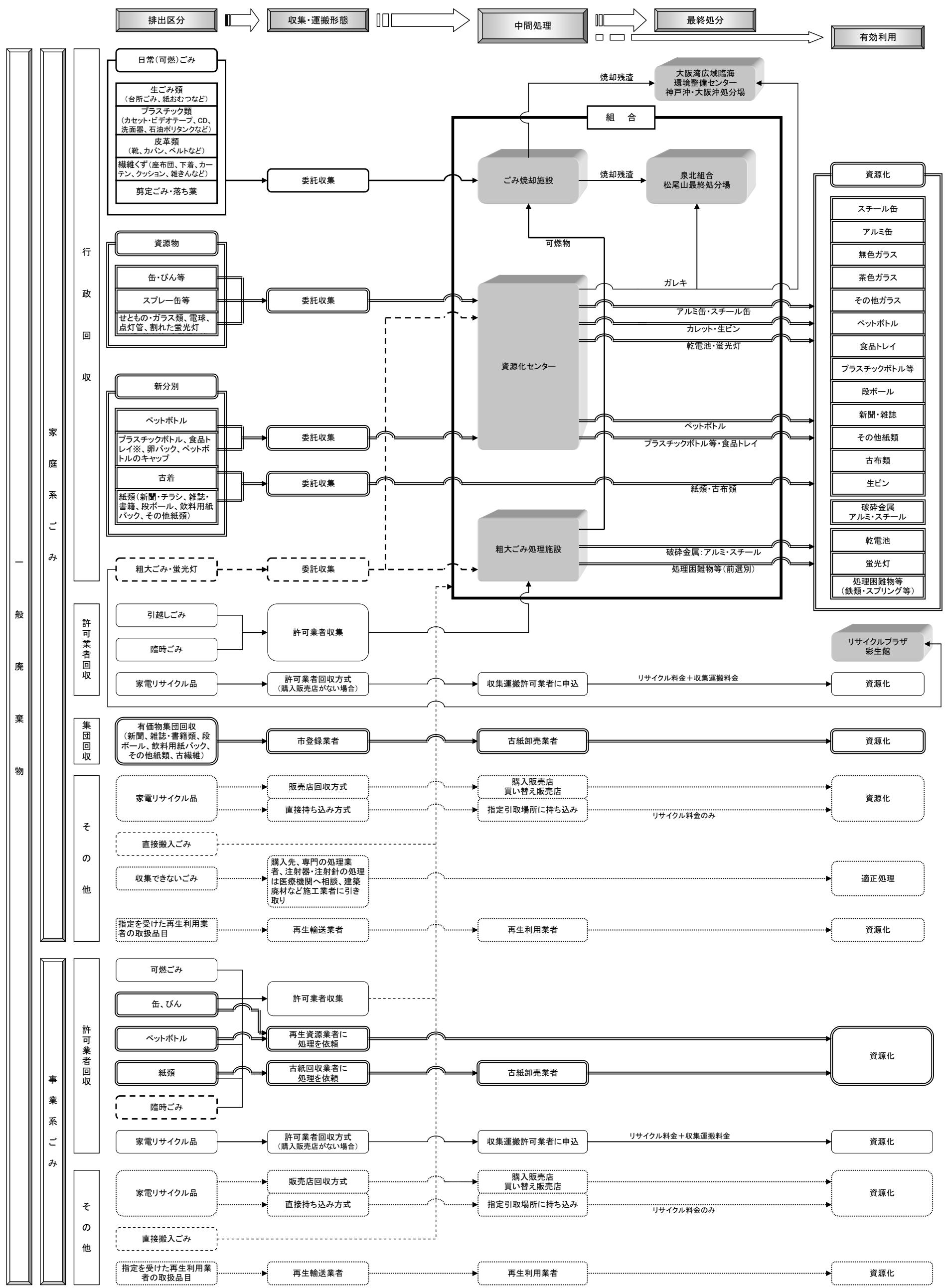
エコ・ショップ登録店の実績を表2-1-1に示す。

平成4年9月から、大阪府リサイクル社会推進会議の「リサイクルアクションプログラム」の事業として、大阪府一円を対象とし、ごみ減量化・リサイクル推進宣言店「エコ・ショップ」の募集を行っている。なお、大阪府リサイクル社会推進会議は平成25年3月に解散しているが、その後は本市独自の取り組みとして、「エコ・ショップ」の募集を継続して行っている。

表2-1-1 エコ・ショップ登録店の実績

分類＼年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
エコショップ登録店	店舗	16	16	17	16	16

資料：清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ



*食品トレイ:発泡スチロール製のもの

② ごみ排出抑制の取り組み

a. 再資源化事業推進奨励金事業

再資源化集団回収の実績推移を表 2-1-2 に示す。

平成 4 年 6 月から「再資源化事業推進奨励金制度」を設置し、市内の自治会、子ども会、婦人会等の地域団体が実施している新聞、雑誌・書籍類、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類、古布類の再資源化集団回収活動に対し、回収量に応じて、平成 4 ~ 9 年度は 3 円／kg、平成 10 年度からは 5 円／kg の奨励金の交付を行い、平成 6 年度から、実施回数による奨励金を設け、平成 6 ~ 17 年度は月額 2 千円、平成 18 年度からは月額 1 千円を交付している。平成 27 年 3 月実施分からは、実施回数による奨励金は廃止し、単価を 5 円／kg から 6 円／kg に増額した。ただし、平成 28 年 12 月実施分までは、単価は 7 円／kg としている。

表 2-1-2 再資源化集団回収の活動実績

項目＼年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
回収量 (t/年)	新聞紙	4,291.541	4,046.111	3,843.006	3,579.712
	雑誌	1,059.951	1,046.995	989.425	954.548
	段ボール	918.490	895.557	881.402	835.187
	古布類	284.625	326.638	296.014	281.893
	飲料用紙パック	2.117	3.121	8.019	6.865
	その他紙類		7.675	20.821	27.361
	合計	6,556.724	6,326.097	6,038.687	5,685.566
実施団体数(団体)	248	251	252	252	252

資料:清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

b. 生ごみ堆肥化容器設置費補助金交付制度

生ごみ堆肥化容器の助成条件を表 2-1-3、助成実績を表 2-1-4 に示す。

平成 5 年度からコンポスト、平成 13 年度からは EM ばかし生ごみ堆肥化容器の補助を実施し、一般家庭から排出される生ごみを堆肥化するための容器を設置される市民に対して、容器購入費補助金を交付することにより、堆肥化容器の設置を促進し、家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せて市民のごみ再利用意識の高揚及びごみの減量を促進している。さらに、平成 27 年 4 月からは購入費補助を拡充し、新たに電動式生ごみ処理機の購入補助を開始した。

表 2-1-3 生ごみ堆肥化容器の助成条件

種類	補助率	補助基数(1世帯)	限度額(1基につき)
生ごみ堆肥化容器 (コンポスト)	{ 購入費(税込) の 1/2 } 購入費(税込) の 3/4	2 基まで	{ 3,000 円 } 5,000 円
EM ぼかし生ごみ容器	{ 購入費(税込) の 2/3 } 購入費(税込) の 3/4	2 基まで	{ 2,000 円 } 2,000 円
電動式生ごみ処理機	購入費(税込) の 2/3	1 台	40,000 円

注) [] 内は、平成 27 年 3 月末までの補助内容

電動式生ごみ処理機の購入補助は平成 27 年 4 月から

資料:清掃事業概要 平成 26 年度 和泉市、市データ

表 2-1-4 生ごみ堆肥化容器の助成実績

項目＼年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
コンポスト容器	基	25	22	21	11	12
	累計	基	1,298	1,320	1,341	1,352
EM ぼかし	基	11	9	16	10	11
	累計	基	516	525	541	551
合計	基	36	31	37	21	23
	累計	基	1,814	1,845	1,882	1,903
助成金額	円	66,800	66,400	70,500	40,500	41,400
	コンポスト容器	円	51,500	52,400	42,100	26,000
	EM ぼかし	円	15,300	14,000	28,400	14,500

資料:清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

c. 資源ごみの分別収集

平成 4 年 4 月から缶・びんなどの資源ごみの分別収集を開始する。平成 12 年 1 月からは一部モデル地域でペットボトル、白色トレイ、プラスチックボトル、紙類(新聞、雑誌、段ボール、その他紙類)、古着の分別収集を開始し、平成 17 年 4 月から市内全域を対象とし収集している。平成 22 年 4 月からは資源化される缶・びん・乾電池と埋立処分されるせともの・ガラス類の混載を解消している。

平成 27 年 4 月現在では、19 品目を資源物として分別収集している。

d. 家庭系ごみの有料収集

平成 17 年 10 月から、粗大ごみの有料収集を実施し、ごみ処理に要する経費について市民がコスト意識を有し、排出抑制に取り組むための契機として継続している。

また、平成 27 年 10 月からはごみ減量とリサイクル促進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、組合構成 3 市のごみ搬入量の削減を目的として、日常(可燃)ごみ有料化(指定袋制)を実施した。

e. ペットボトルの拠点回収

ペットボトルの拠点回収の実績を表 2-1-5 に示す。

平成 9 年 10 月から、容器包装リサイクル法の施行に伴い、市内の主な公共施設等での拠点回収を行い、平成 10 年 1 月から一部量販店での店頭回収を行ってきたが、市内小中学校や保育所等については各事業所として分別処分することになったため、平成 26 年 1 月に収集を終了している。また、ペットボトルについては平成 12 年 1 月以降、新分別収集をモデル地域で実施し、その後平成 17 年 4 月以降は市内全域で実施しており、各家庭からの排出が定着してきたことを受けて、平成 27 年 8 月末をもって、その他の施設等でも拠点回収を終了している。

表 2-1-5 ペットボトルの拠点回収実績

分類＼年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
回収量	t/年	48	42	39	36	31
回収箇所	箇所	25	48	49	25	25
1箇所あたりの回収量	t/箇所	1.92	0.88	0.80	1.44	1.24

資料:清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

f. 使用済み乾電池の拠点回収

使用済み乾電池の拠点回収の実績を表 2-1-6 に示す。

市内の小中学校及び主な公共施設等に、使用済み乾電池回収ボックスを設置し、廃乾電池の効率的な回収を行い、再資源化を図ってきたが、市内小中学校等については各事業所として分別処分することになったため、平成 26 年 1 月に収集を終了している。また、使用済み乾電池については平成 4 年 4 月以降、資源物として収集しており、各家庭からの排出が定着してきたことを受けて、平成 27 年 8 月末をもって、その他の施設等でも拠点回収を終了している。

表 2-1-6 使用済み乾電池の拠点回収実績

分類＼年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
回収量	t/年	3.93	4.38	3.50	3.09	4.10

資料:清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

g. 和泉市ごみ減量等推進員（リサイクリーン）制度

ごみ減量等推進員の活動実績等を表 2-1-7 に示す。

平成 7 年 5 月から、小学校区単位に約 5 ~ 20 名の「ごみ減量等推進員（リサイクリーン）」を委嘱し、地域におけるボランティアリーダーとして、ごみの減量化・資源化及び適正排出に関する啓発活動及び環境美化の推進とともに、地域住民への啓発・指導等の協力活動を行っている。

表 2-1-7 ごみ減量等推進員の活動実績等

年度	委嘱数	活動内容
平成 22 年度	217 名	6月:研修会・委嘱状交付式(参加者 105 名) 講演「地域に根ざした推進員の活動」(ごみ減量ネットワーク代表) 9月:校区幹事会(参加者 15 名) 地域のごみ減量活動、雑紙等の集団回収 2月:視察研修会(参加者 26 名) 株式会社リバース
平成 23 年度	231 名	6月:研修会・委嘱状交付式(参加者 115 名) リサイクルプラザ彩生館の活動 2月:視察研修会(参加者 40 名) 三重中央開発株、大阪いすみ市民生活協同組合
平成 24 年度	230 名	6月:研修会・委嘱状交付式(参加者 113 名) リサイクルプラザ彩生館の活動 2月:視察研修会(参加者 25 名) 大阪市環境局舞洲工場、関西リサイクルシステムズ株
平成 25 年度	231 名	6月:研修会・委嘱状交付式(参加者 128 名) ごみ減量！駅前キャンペーンについて 講演「家庭から始めるごみ減量と3R」(ごみ減量ネットワーク代表) 2月:研修会(参加者 25 名) 環境シンポジウム「ゼロ・ウェイストを目指して！」
平成 26 年度	230 名	6月:研修会・委嘱状交付式(参加者 119 名) 和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を 防止する条例の制定について 「ごみ減量及び条例制定」駅前キャンペーンについて 講演 「循環型社会に向けて～ごみ減量の3つのポイント～」 (三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 環境・エネルギー部研究員 元 NPO 法人ゼロ・ウェイストアカデミー事務局長 現理事) 1月:視察研修会(参加者 25 名) ららぽーと和泉、泉大津市民会館(環境シンポジウム「循環型社会 の形成・3Rの推進に向けて」)

資料:清掃事業概要 平成 26 年度 和泉市、市データ

h. 校区・地域美化清掃活動

市内における環境美化活動の推進を図るため、いずみ環境美化キャンペーン実行委員会を設置し、平成 6 年度から毎年 9 月に、市民参加による市内一斉清掃活動を行ってきた。そして、平成 14 年度からは、いずみ環境美化キャンペーンが定着してきたことにより、地域主導の清掃活動を市が支援（清掃ごみの回収及びごみ袋の無料配布）する現行の形態となっている。平成 27 年 10 月からは、日常（可燃）ごみ有料化の実施に伴い、個人単位によるボランティア清掃活動についても同様に市が支援を行っている。

i. ごみ分別説明会

町会（自治会）等を対象に、ごみの分別・適正排出の促進のため、必要に応じて説明会を行っている。

j. 小学校 4 年生向け副読本「ごみとわたしたち」の発行及び出前授業

学校への出前授業の実績を表 2-1-8 に示す。

小学校 4 年生がごみと生活について学習するため、授業内容を補足する資料として、

毎年発行している。また、平成 20 年度より、啓発促進のため学校への出前授業を実施している。

表 2-1-8 学校への出前授業の実績

分類＼年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
実施校数	校	12	16	18	13	20
実施児童数	名	1,390	1,727	1,897	1,338	1,852
授業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみを減らそう！」(3Rの説明) ・「ごみ減量チェックシート(小学生版)」(実践度チェック) ・パッカー車の実演 					

資料:清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

k. 広報紙による啓発

ごみ減量・リサイクルに関する記事を「広報いずみ」に掲載、また必要に応じて特集号を掲載及び発行し、市民に対しての意識啓発を行っている。

l. 「ごみの分け方・出し方」の発行

ごみの分け方、出し方及び収集日などを市民に周知するため、毎年発行し、例年 3 月号広報にて全戸配布している。また、市役所や出張所、サービスセンターにて転入者等へ配布できるよう常備している。

m. 啓発用分別ごみ箱の貸出

啓発用分別ごみ箱の貸出実績を表 2-1-9 に示す。

平成 22 年 7 月より、市内で実施する事業・イベント等でごみの減量、環境・リサイクル意識の普及啓発を図るために、ごみ箱の貸出しを行っている。ごみ箱は、「可燃物」(白色)、「缶・びん」(黄色)、「ペットボトル」(緑色) の 3 種類を用意し、希望に応じて貸出している。

表 2-1-9 啓発用分別ごみ箱の貸出実績

分類＼年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
貸出件数	件	8	9	13	17	16
延貸出個数	個	255	297	407	428	338
ごみ箱保有数	個	45	90	90	93	93

資料:清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

③ リサイクルプラザ「彩生館」の取り組み

a. 施設概要

リサイクルプラザ彩生館の概要を表 2-1-10 に示す。

リサイクルプラザ彩生館は、市民の創意工夫と活力を生かしたごみ減量、リサイクル推進等の事業展開を行うための継続的な推進施設として、平成 9 年 4 月に開設した。

また、管理運営業務を平成 17 年度までは、「いづみリサイクル推進協会」に委託していたが、平成 18 年度からは指定管理者制度を導入し、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間は「ハート企画」を指定管理者として、基本協定書を締結している。

表 2-1-10 リサイクルプラザ彩生館の概要

所 在 地	和泉市室堂町 674 番地の 58
構 造	軽量鉄骨造り平屋建て（シルバーワークプラザと合築） 増築棟：木造平屋建て
敷地面積	2,575.99 m ²
建築面積	664.76 m ² （増築棟面積 104.96 m ² 含む）
延床面積	690.10 m ² （増築棟面積 128.60 m ² 含む）
床 面 積	539.42 m ² （増築棟面積 93.11 m ² 含む）

資料：清掃事業概要 平成 26 年度 和泉市

b. 廃棄物の再生利用等の推進事業

搬入件数・販売件数・販売金額等の実績を表 2-1-11 に示す。

粗大ごみの減量を図るため不用品として市民から提供された自転車、家具、電化製品及びその他の修理販売を行っている。

表 2-1-11 搬入件数・販売件数・販売金額等の実績

項目＼年度			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
来館者数	人		43,264	48,429	47,838	47,432	46,176
自転車	搬入件数	件	316	358	325	337	376
	販売件数	件	208	202	181	166	150
	販売金額	円	1,099,500	1,090,500	979,500	882,000	806,000
	市民再生件数	件	24	23	21	21	20
	部品取件数	件	8	22	22	15	33
家具	搬入件数	件	1,215	1,199	1,125	1,515	1,575
	販売件数	件	832	994	934	1,300	1,240
	販売金額	円	1,667,750	1,809,050	1,706,850	2,090,350	2,286,880
電化製品	搬入件数	件	334	330	283	287	384
	販売件数	件	262	284	252	249	305
	販売金額	円	606,000	538,500	480,380	483,300	693,250
その他(衣類・陶器類等)	販売件数	件	8,649	10,002	10,933	10,883	16,990
	販売金額	円	2,298,570	3,072,410	3,131,560	3,202,990	4,393,145
合計	搬入件数	件	1,865	1,887	1,733	2,139	2,335
	販売件数	件	9,951	11,482	12,300	12,598	18,685
	販売金額	円	5,671,820	6,510,460	6,298,290	6,658,640	8,179,275

資料:清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

c. リサイクル活動の推進事業

各種教室・環境講座の実績を表 2-1-12、おもちゃの病院・交換会の実績を表 2-1-13、フリーマーケットの実績を表 2-1-14 に示す。

リサイクル活動の一環として各種教室・環境講座、おもちゃの病院、フリーマーケットを開催している。

表 2-1-12 各種教室・環境講座の実績

項目＼年度			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
パッチワーク 教室	開催数	回	17	18	18	18	18
	定員	人	340	360	360	360	360
	受講者数	人	291	275	276	281	297
	受講料合計	円	67,000	55,000	55,200	65,800	65,600
リフォーム 教室1	開催数	回	24	24	24	24	24
	定員	人	240	240	240	240	240
	受講者数	人	182	239	238	208	207
	受講料合計	円	84,000	95,600	95,200	94,400	88,800
リフォーム 教室2	開催数	回	24	24	24	24	24
	定員	人	240	240	240	240	240
	受講者数	人	195	264	243	193	211
	受講料合計	円	95,600	105,600	97,200	96,800	96,000
木工工作 教室1	開催数	回	11	6	9	8	9
	定員	人	110	60	90	80	90
	受講者数	人	48	29	43	38	21
	受講料合計	円	9,600	5,800	8,600	7,600	4,200
木工工作 教室2	開催数	回	12	10	11	12	12
	定員	人	120	100	110	120	120
	受講者数	人	83	70	68	72	90
	受講料合計	円	16,600	14,000	13,600	14,400	18,000
染色教室	開催数	回	12	12	12	12	12
	定員	人	144	144	144	144	144
	受講者数	人	120	132	129	127	126
	受講料合計	円	52,800	52,800	51,600	57,600	55,200
ガラス工芸 教室	開催数	回	20	20	20	20	19
	定員	人	160	160	160	160	152
	受講者数	人	140	153	154	127	129
	受講料合計	円	32,000	30,600	30,800	32,600	32,000
布ぞうり教室	開催数	回	3	3	3	3	3
	定員	人	60	60	60	60	60
	受講者数	人	38	41	59	48	29
	受講料合計	円	7,600	8,200	11,800	9,600	5,800
特別教室	開催数	回	20	17	19	24	27
	定員	人	200	408	190	240	270
	受講者数	人	189	198	208	228	281
	受講料合計	円	46,600	46,600	50,200	57,000	80,800
環境講座	開催数	回	8	9	13	12	12
	定員	人	168	270	260	240	240
	受講者数	人	119	122	350	224	170
	受講料合計	円	20,500	8,800	7,400	20,600	0
合計	開催数	回	151	143	153	157	160
	定員	人	1,782	2,042	1,854	1,884	1,916
	受講者数	人	1,405	1,523	1,768	1,546	1,561
	受講料合計	円	432,300	423,000	421,600	456,400	446,400

資料:清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

表 2-1-13 おもちゃの病院・交換会の実績

項目＼年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
おもちゃの病院	開催数	回	12	2	未開催	12
	申込者数	人	189	27		97
	持込数	個	260	51		133
おもちゃの交換会	開催数	回	12	12	12	12
	申込者数	人	—	7	10	25
	持込数	個	21	8	21	25
注) 平成26年度おもちゃの交換会の交換成立数は9個						

資料:清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

表 2-1-14 フリーマーケットの実績

項目＼年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
彩生館 (館内)	開催数	回	22	24	24	21
	出店数	店	287	255	309	319
	出店料/回	円	500	500	500	500
	出店料合計	円	143,500	127,500	154,500	159,500

資料:清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

d. リサイクル情報の提供事業

市民からの不用品「ゆずります・ゆずって下さい」の情報掲示コーナーを設け、掲示板に掲載（1件につき3ヶ月間掲示）し、活用を図っている。平成26年度の活用は57件あり、成立は13件であった。

また、リサイクルに関する図書やビデオ・DVDの貸出を行っており、市民のリサイクル意識の高揚に努めている。平成26年度の貸出状況は90件、157冊であった。

④ ごみ発生・排出抑制の検討機関

a. 和泉市ごみ減量等推進審議会の設置

平成4年6月から「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」に基づき市長が委嘱し、ごみの減量対策等、廃棄物処理行政の進め方について、審議調査を行っている。

和泉市ごみ減量等推進審議会は、委員25名以内で組織され、任期は2年としている。

【主な審議内容】

平成22年度：第3次一般廃棄物処理基本計画について

平成25年度：家庭系日常（可燃）ごみ有料化について

平成26年度：家庭系日常（可燃）ごみ有料化について

(3) ごみ分別排出・収集・運搬システム

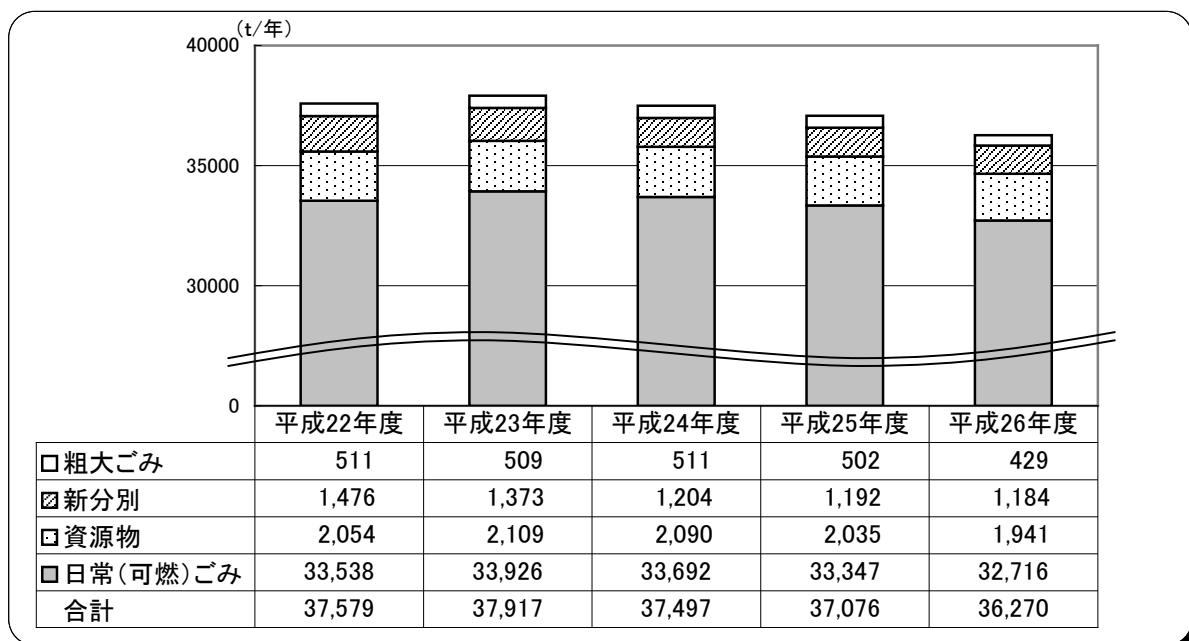
① 家庭系ごみ

家庭系ごみ排出区分別の実績推移を図 2-1-2 に、ごみ分別排出・収集・運搬を表 2-1-15 に示す。

日常（可燃）ごみ、資源物（缶・びん等、スプレー缶等、せともの・ガラス類）、新分別（ペットボトル、プラスチックボトル等、古着、紙類など）、蛍光灯及び粗大ごみの 10 分別となっている。資源ごみは、資源物及び新分別の 2 区分となっており、資源物は缶、びん、乾電池、スプレー缶、カセットボンベ、せともの・ガラス類（土鍋、植木鉢、食器類など）、電球、点灯管の 8 品目、そして新分別はペットボトル、ペットボトルのキャップ、プラスチックボトル、食品トレイ（白色、片面色付き、両面色付き）、卵パック、古布類（肌着類は日常ごみへ）、新聞・チラシ、雑誌・書籍、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類の 11 品目となっている。なお、平成 27 年 4 月から新分別の対象に、両面色付き食品トレイとプラスチック製の卵パックを追加した。

ごみの収集について、日常（可燃）ごみは平成 27 年 10 月 1 日から有料指定袋（450 袋：45 円/枚・200 袋：20 円/枚・100 袋：10 円/枚・50 袋：5 円/枚）を、資源物及び新分別は無色透明または白色半透明の 450 以下の袋をそれぞれ使用し、収集方式は原則ステーション収集となっている。蛍光灯は平成 19 年 4 月から電話申込による無料収集で、粗大ごみは平成 16 年 1 月から電話申込制に移行し、平成 17 年 10 月から有料収集を行っている。粗大ごみの手数料は、種類や大きさにより 300 円、600 円、900 円、1,200 円、1,500 円の 5 種類となっている。

排出頻度は日常（可燃）ごみが 2 回／週、資源物及び新分別は 2 回／月、収集・運搬は日常（可燃）ごみ、資源物・新分別及び粗大ごみのすべてを委託している。



注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-1-2 家庭系ごみ排出区分別の実績推移

表 2-1-15 ごみ分別排出・収集・運搬

項目	排出区分	排出品目	排出頻度 (料金)	排出容器等	排出方法	収集方式	収集運搬形態	収集運搬車両
収集するごみ	日常(可燃)ごみ	生ごみ類(台所ごみ)、紙くず類(汚れた紙くず、シュレッダー後の紙など)、ビニール・プラスチック類(ビデオテープ、カセットテープ、CD、石油ボリ容器など)、皮革類(靴、カバン、ベルトなど)、座布団、枕、小さな木製品、落ち葉、ゴム製品、カーテン、紙おむつ、使用済の使い捨てライターなど ※剪定枝、木片:1本の太さが10cm以内で、長さ1m以内(竹は30cm以内)	週2回 (有料)	◎平成27年9月30日まで 無色透明または白色半透明の450以下の袋 ◎平成27年10月1日から 有料指定袋(450袋:45円/枚、200袋:20円/枚、100袋:10円/枚、50袋:5円/枚) ※乳幼児や要介護者のいる世帯への支援 ・乳幼児のいる世帯:2歳未満の乳幼児1人につき1ヶ月あたり10枚(200袋)×24ヶ月で240枚を上限に給付 ・高齢者、障がい児・者紙おむつ給付対象者:1人につき1ヶ月あたり20枚(200袋)を給付	・汚れた段ボール等の紙類は、袋に「汚れた紙類」と表示して出す。 ・「紙おむつ」は、付着した汚物をトイレに捨ててから出す。 ・「ペットの汚物(糞)」は、日常ごみで出す。 ・「食用油」は、廃油処理剤で固めるか、布や紙にしみ込ませてから出す。 ・使い捨てライターは、中身を使い切ってから少量(5個程度)ずつ出す。 ・使い捨てカイロは、少量(5個程度)ずつ出す。(使用後、発熱しなくなった状態で) ・45リットル袋に入らない大きなものは、「粗大ごみ」として出す。 ・「植木の枝や木片(太さ10cm/本以内、長さ1m以内)」は、直径30cm以内に束ね、土を除いて出す。(有料化実施後は、200の有料指定袋を束ねたひもにくり付ける。)小さな枝木や木片は、450以下の袋で出す。1回のごみ収集につき、5束または5袋以内、多量の場合は、数回に分けて出す。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	パッカー・ロータリーカー 4t車以上:21台 3t車:11台 2t車:36台 ダンプ車 3t車以上:0台 2t車以下:31台 計99台
	資源物	①缶(アルミ缶、スチール缶)、瓶、乾電池 ②スプレー缶(エアゾール缶)、カセットボンベ ③せともの・ガラス類(土鍋、植木鉢、食器類など)、電球、点灯管、割れた蛍光灯	月2回 (無料)	無色透明または白色半透明の450以下の袋 ※3種類(①②③)に分別し、袋を分ける。	・ボタン電池、充電式電池、ビール瓶、酒瓶等は販売店に引き取ってもらう。 ・スプレー缶(エアゾール缶)、カセットボンベは中身のガスを使い切ってから出す。(中身が残っていると、ごみ収集車両・ごみ処理施設での火災の原因となる。どうでも使い切ることができない場合は、商品に標記されているメーカーに問い合わせる。) ・ガラスなどの割れ物は、危険のないように紙等で包んで出す。 ・プラスチックのふたが付いている場合は、外して日常ごみに出す。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	新分別	ペットボトル(飲料用) プラスチックボトル(ペットボトルのキャップを含む) 食品トレイ(白色、片面色付き、両面色付き) 卵パック※ ※平成27年4月1日から追加。	月2回 (無料)	無色透明または白色半透明の450以下の袋 無色透明または白色半透明の450以下の袋 無色透明または白色半透明の450以下の袋	・水洗いをした後、キャップとラベルを外して出す。(ラベルは日常ごみで出す。) ・ペットボトルのキャップは、プラスチックボトル・食品トレイ等の袋に入れる。 ・プラスチックボトルと食品トレイは、軽く水洗いをし、同じごみ袋で出す。 ・卵パックは、シールをはがして出す。 ※プラスチックボトルとは、台所用洗剤、トイレ用洗剤、お風呂用洗剤、シャンプー、リンス等のプラスチックボトル。 ※食品トレイとは、野菜、肉類、魚類の発泡スチロール製の食品トレイ。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	古着(肌着、下着、ぐつ下以外)			無色透明または白色半透明の450以下の袋	・洗濯して乾かしてから出す。(濡れた状態ではリサイクルできない。)	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	新聞・チラシ・雑誌・書籍、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類(包装紙・紙袋・OA紙・ティッシュの箱・お菓子の箱・紙封筒など)			それぞれひも等で十字に縛る	・その他紙類が少量の場合は、雑誌とともに縛って出す。 ・小さな紙類は、紙袋や封筒等でまとめて出す。 ・紙以外のもの(ガムテープ、セロハンテープ、フィルム、クリップ等)は、取り除く。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	蛍光灯	直管形蛍光灯、環形蛍光灯、コンパクト形蛍光灯、電球形蛍光灯 ※割っていないもの	申込制 (無料)	購入時等のケースや箱に入れる。	・粗大ごみ受付センターへ電話等で申込みをし、受付番号と収集日を確認。 ・受付番号、収集日を記入したものの(紙等)を貼り、収集日当日の朝6時までに出す。 ・割れた蛍光灯・電球・グローブは、資源物の収集日に出す。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
	粗大ごみ	ベッド、マットレス、タンス、テーブル、イス・ソファー、掃除機、電気カーペット、炊飯器、傘、鍋、フライパン、包丁、一斗缶、自転車、ストーブ、畳など	申込制 (有料)	粗大ごみ処理券(300円/枚)を貼付 (品目によって300円~1500円) ※なべ、やかん、フライパン等の小型不燃ごみは、無色透明または白色半透明の450以下の袋(300円/袋)	・粗大ごみ受付センターに電話等で申込みをし、受付番号、収集日、手数料を確認。 ・粗大ごみ処理券(シール)を購入し、受付番号、収集日を記入した処理券を貼り、収集日当日の朝6時までに出す。 ・収集個数は、1回につき6点まで。	ステーション収集 (一部戸別収集)	委託	
		自動車部品(タイヤ、ホイール等)、バイク、バッテリー、耐火金庫、農機具、消火器、ガスボンベ、太陽熱温水器、業務用機器類、建築廃材、瓦、タイル、ベンキ類(液状、固形)、ガレキ、レンガ、ブロック、土砂、スレート、コンクリート、ドラム缶、太陽熱ヒーター、浴槽、陶器製の洗面台、ピアノ、エレクトーン(100kg以上)、ボーリングボール、陶器製の流し台、システムキッチン、灯油、ガソリン等の可燃性液体、火薬、注射器、注射針、薬品、パソコン、家電リサイクル法対象品(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機)など	—	—	・購入先又は専門の処理業者に依頼する。 ・注射器、注射針の処理については医療機関へ相談する。 ・建築廃材などは施行業者に引き取ってもらう。	—	—	—
	引越しごみ・臨時ごみ	引越しや大掃除等に伴って発生する臨時のごみや多量のごみ	(有料)	—	・ごみを分別し、各地域を担当している収集運搬許可業者に直接電話申込をする。 収集運搬料金:2tダンプ車1台につき8,640円(税込) その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額。 処分手数料:2t車1台につき7,500円(税込) その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額。	—	許可業者に依頼	—
	事業系ごみ	事業所(商店、飲食店、事務所、営業所、工場等)から排出される事業系一般廃棄物 可燃ごみ、資源物(缶・びん・ペットボトル・紙類)	(有料)	可燃ごみ:事業系指定ごみ袋(有料) 450袋:70円/枚、700袋:100円/枚 資源物:市販の無色透明または白色半透明のごみ袋	・ごみを分別し、各地域を担当している収集運搬許可業者に直接電話申込をする。 収集運搬料金(税込) 週2回までの収集:450袋1袋につき86円40銭、700袋1袋につき129円60銭 週3回又は4回の収集:450袋1袋につき108円、700袋1袋につき162円 週5回以上の収集:450袋1袋につき129円60銭、700袋1袋につき194円40銭	—	許可業者に依頼	—
	直接搬入ごみ	事業所から発生するごみや家庭から臨時に発生するごみ	(有料)	—	・「一般廃棄物搬入申請書」を事前に記入・印鑑を押印し、泉北クリーンセンターへ自己搬入。 ・ごみを搬入する際は、あらかじめ分別すること。 ・ごみの持込は、1日1回。 ・ごみをまとめるのに段ボール、事業系指定ごみ袋、家庭系日常(可燃)ごみ指定袋を使用しない。 ・処理手数料:搬入量10キログラムにつき150円 ・搬入時間:月曜日から金曜日(祝日を除く)午後0時45分~午後4時30分	直接施設搬入	自己持込	—

資料:家庭ごみの分け方・出し方パンフレット、市ホームページ、清掃事業概要 平成26年度 和泉市、市データ

② 事業系ごみ

収集・運搬手数料を表2-1-16に、事業系ごみ排出区分別の実績推移を図2-1-3に示す。

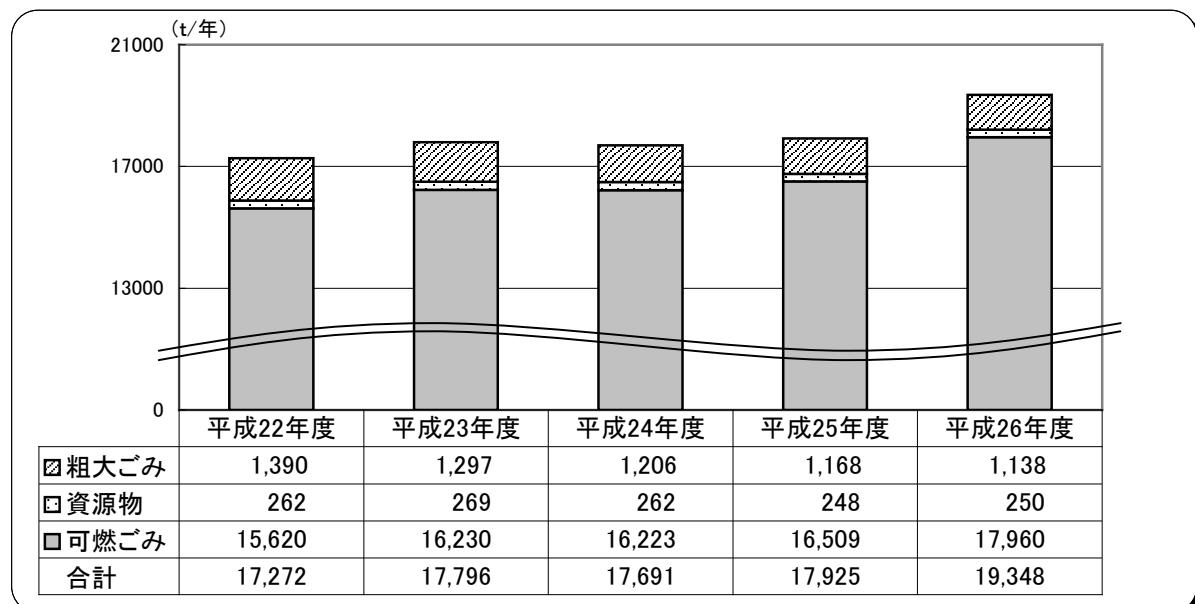
商店・事務所・工場などから出る事業系ごみは、可燃ごみと資源物（缶、びん、ペットボトル、紙類）は契約を締結して定期的に、臨時的なごみや大量のごみは臨時ごみとしてそれぞれ有料収集をしている。

なお、紙類は新聞紙（チラシ）、雑誌（書籍）、段ボール、飲料用紙パック、その他の紙類で分別し、ひも等で十字に縛って排出している。

表2-1-16 収集・運搬手数料

週の収集回数	1袋あたりの手数料(税込)	
	450袋	700袋
週2回まで	86円40銭	129円60銭
週3回又は4回	108円	162円
週5回以上	129円60銭	194円40銭

資料：清掃事業概要 平成26年度 和泉市



注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図2-1-3 事業系ごみ排出区分別の実績推移

平成20年12月に「泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料に関する条例」の全部が改正され、平成21年7月1日から組合構成3市（泉大津市、和泉市、高石市）の収集運搬許可業者が収集する事業系ごみ（商店や事務所、工場等すべての事業活動に伴って排出される一般廃棄物）については、有料指定ごみ袋（450袋：70円/枚、700袋：100円/枚）による排出が、義務づけられた。

事業者自らが搬入する直接搬入ごみは、平成20年4月1日から従来どおり10kgにつき150円にて処分している。

③ 引越しごみ・臨時ごみ

引越しや大掃除等に伴って発生する臨時のなごみや多量のごみを排出する場合は有料で収集している。また、平成26年4月1日から、収集運搬料金は2tダンプ車1台につき8,640円（税込）、その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額である。

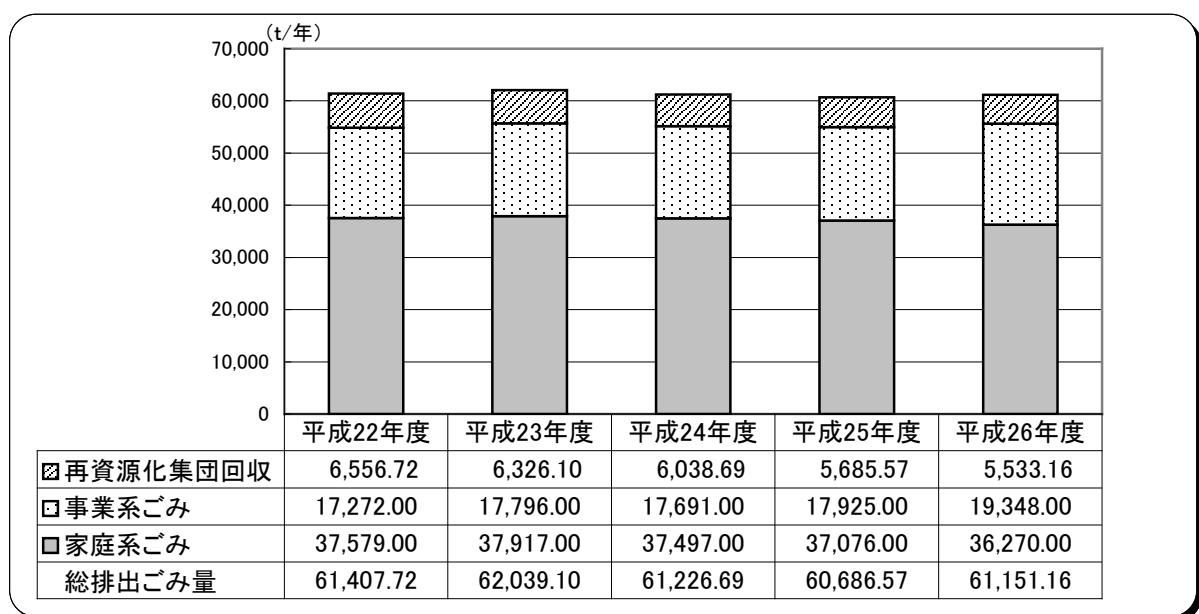
なお、平成21年7月1日より上記料金とは別に、組合ごみ処分手数料が必要となり、料金は、2t車1台につき7,500円（税込）、その量に満たない場合、またはそれ以上の場合は、査定した金額である。

（4）ごみ総排出量のまとめ

総排出ごみ量の実績推移を図2-1-4及び図2-1-5に示す。

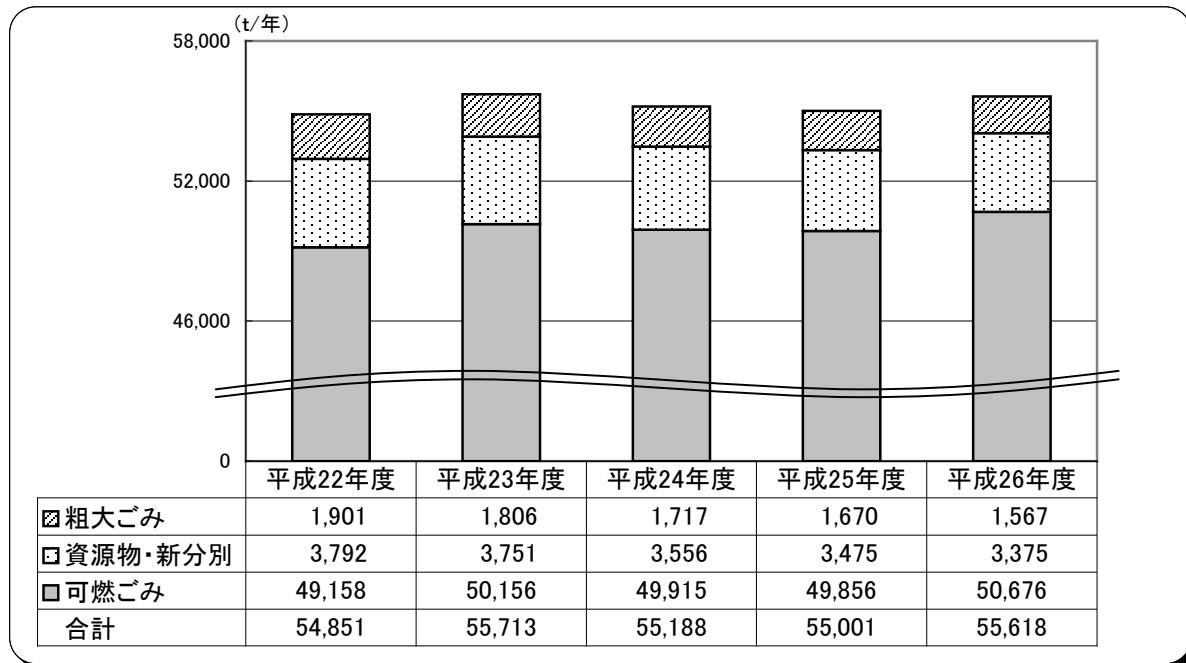
平成22～26年度の過去5年間における現状ごみ処理システムは、減量化・資源化、分別排出・収集・運搬、中間処理及び最終処分の各システムにおいて、施策の継続及び実施または廃止や施設の適正な運転等による実績である。

総排出ごみ量は、再資源化集団回収量、家庭系ごみ及び事業系ごみに分類して表示している。



注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図2-1-4 ごみ排出別ごみ総量の実績推移



注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-1-5 ゴミ種類別ごみ総量の実績推移

(5) 中間処理システム（組合）

中間処理施設の概要を表 2-1-17 に示す。

昭和 39 年 8 月に全連続燃焼式機械炉（150 t / 24 h × 2 基）が完成（1・2 号炉）し、その後、昭和 48 年 3 月に全連続燃焼式機械炉（150 t / 24 h × 1 基）が完成（3 号炉）し、さらに昭和 53 年 3 月に全連続燃焼式機械炉（150 t / 24 h × 1 基）が完成（4 号炉）するとともに、昭和 39 年から稼働していた 2 号炉（150 t / 24 h × 1 基）を廃止した。

昭和 57 年 6 月に粗大ごみ処理施設（50 t / 5 h × 1 基）を設置し、8 月には資源ごみ小型選別処理施設を運転開始した。

平成 3 年 3 月には全連続燃焼式機械炉（150 t / 24 h × 2 基）が完成（5 号炉）したことにより、昭和 39 年から稼働していた 1 号炉（150 t / 24 h × 1 基）を廃止した。

そして、平成 15 年 3 月に全連続燃焼式機械炉（150 t / 24 h × 2 基）が完成（1・2 号炉）し、昭和 48 年から稼働していた 3・4 号炉及び昭和 57 年から稼働していた粗大ごみ処理施設を廃止し、粗大ごみ処理施設（40 t / 5 h）、発電設備及び灰溶融設備（60 t / 日 × 2 基）を設置したが、灰溶融設備については温室効果ガスの排出削減及び維持管理コストの削減を図るため、平成 23 年 3 月に廃止している。また、5 号炉は組合構成 3 市のごみ減量化・リサイクルの推進により可燃ごみ搬入量が減少していることから、5 号炉ピットを 1・2 号炉の予備ピットとして改修し、従前の 3 炉運転から 2 炉運転に縮小することにより、維持管理コストの削減を図るため、平成 25 年度から休止している。

なお、資源ごみ小型選別施設については、老朽化に伴い、新たな施設として資源化センターの整備を進めており、平成 28 年 4 月の供用開始を予定している。

表 2-1-17 中間処理施設の概要

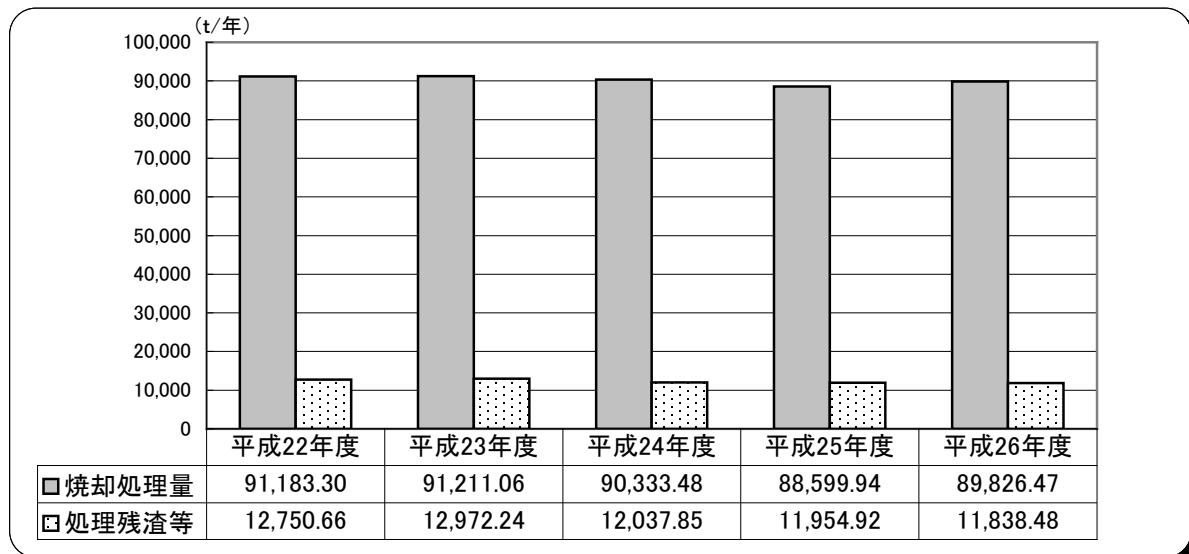
施設名称	泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター					
所在地	和泉市舞町87番地					
敷地面積	42,300m ² （都市計画敷地面積）					
施設区分	ごみ焼却施設 1号炉	ごみ焼却施設 2号炉	粗大ごみ処理施設	ごみ焼却施設 5号炉（休止）	資源ごみ小型 選別施設	
延床面積	23,389.30m ²			8,897.39m ²	871m ²	
竣工年月	平成15年3月		平成15年3月	平成3年3月	昭和55年3月	
竣工年月	平成15年3月		平成15年3月	平成3年3月	昭和55年3月	
竣工年月	平成15年3月		平成15年3月	平成3年3月	平成28年3月	
処理方式	全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）		併用設備	全連続燃焼式炉	磁選機付手選別	
処理規模	150t/24h	150t/24h	40t/5h	150t/24h	25t/7h	
その他施設	計量棟 87.59m ² ストックヤード等他 424.40m ² 管理棟 2,053.60m ²					
設備概要	※排ガス処理設備 2段バグフィルター×2基 (1段)51,000m ³ /h ろ布414本 (2段)54,000m ³ /h ろ布546本 ※発電設備 単気筒横置多段衝動式タービン 出力:9,300kW ※余熱利用設備 温水プール(サン燐プール)へ温水送水 ※集合煙突(1・2・5号炉) 高さ:89m ※ごみピット容量:8,333m ³ ※緑地緩衝帯:7,263.79m ³		※不燃粗大ごみ 処理設備 高速衝撃剪断 回転式 22t/5h ※可燃粗大ごみ 処理設備 低速2軸回転式 18t/5h	※排ガス処理設備 電気式集塵機 →湿式洗浄装置 →バグフィルター 装置 ※ごみピット容量 容量:4,600m ³	スチール・アルミ プレス機 ※平成28年2月 廃止	スチール・アルミ プレス機 容器包装プラ レス機 ペットボトル レス機

資料:平成26年度 組合事業概要、組合データ

① ごみ焼却施設

ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移を図2-1-6及び図2-1-7に示す。

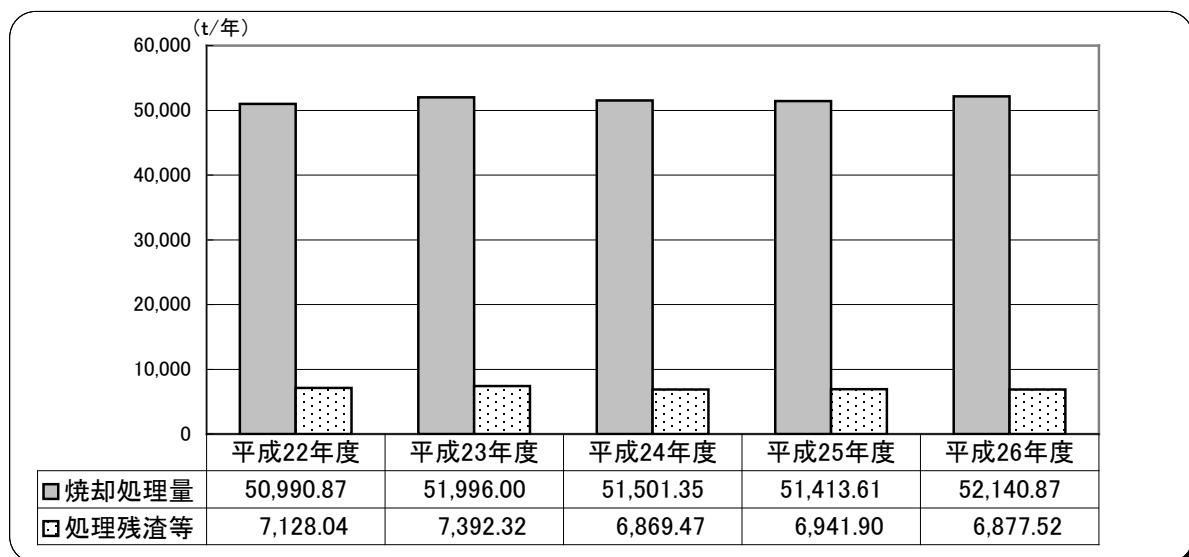
ごみ焼却処理後は、燃えがら及び固化灰の2種類の残渣となっている。



注)四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料:平成22～26年度 組合事業概要

図2-1-6 ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移（組合）



注)四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料:平成22～26年度 組合事業概要

図2-1-7 ごみ焼却処理施設の稼働実績の推移（本市）

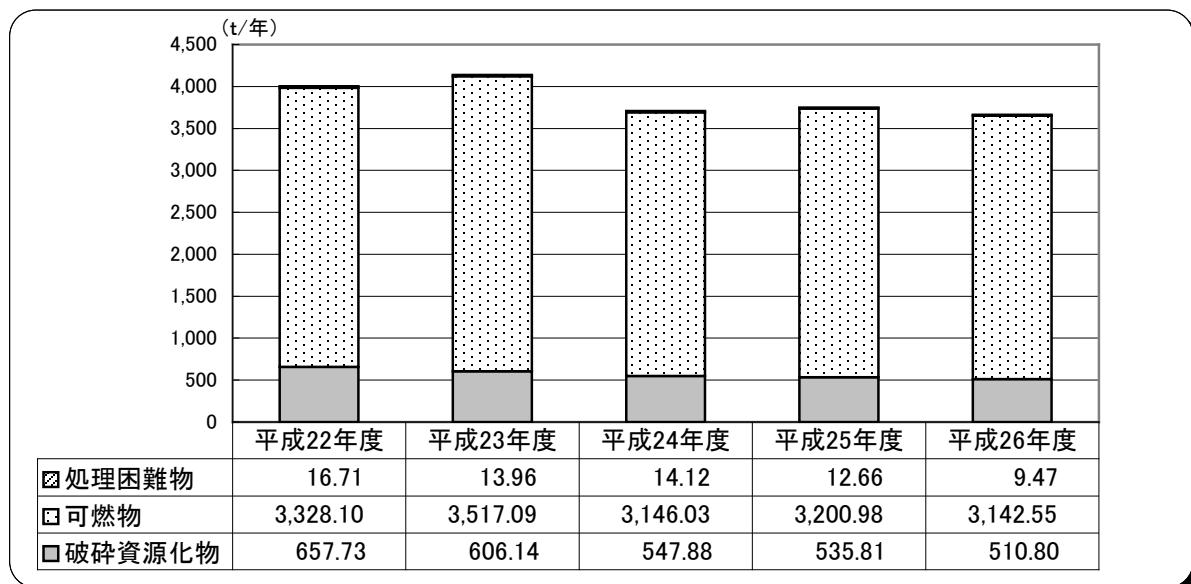
② 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移を図2-1-8及び図2-1-9に示す。

粗大ごみは可燃物と不燃物それぞれのピットに分類して処理を行っている。

粗大ごみの可燃物は、破碎処理をして可燃性と不燃性に分類され、可燃性はごみ焼却処理施設、不燃性は粗大ごみの不燃物ピットへ搬入し処理している。

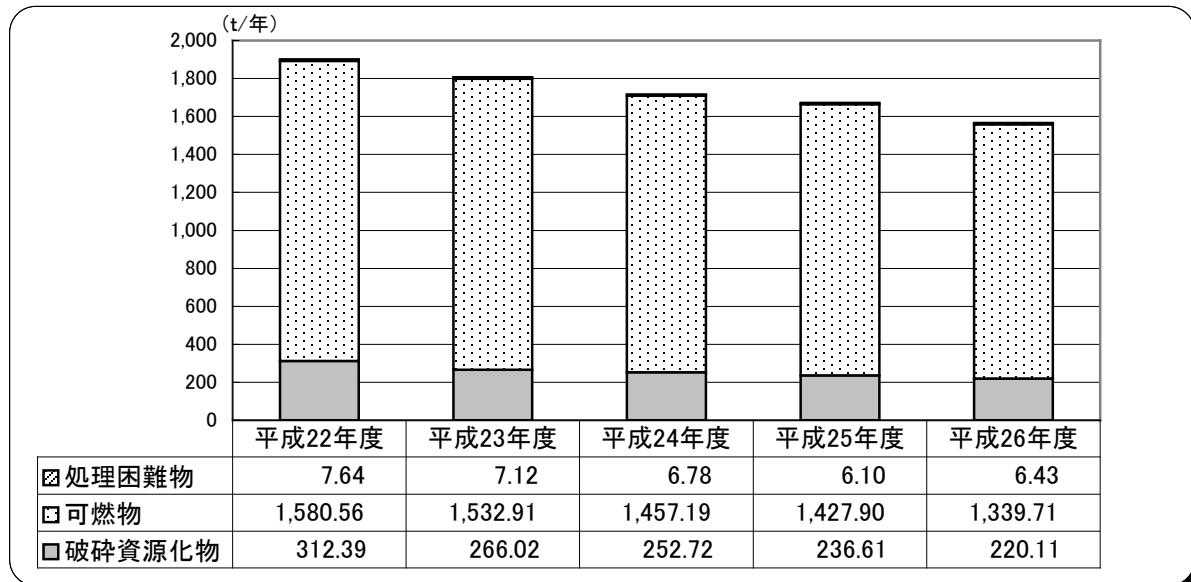
また、粗大ごみの不燃性は、破碎処理、磁選処理及び粒度選別処理を経て、アルミ、鉄類に分類して処理を行っている。



注)四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料:平成22～26年度 組合事業概要

図2-1-8 粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移（組合）



注)四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

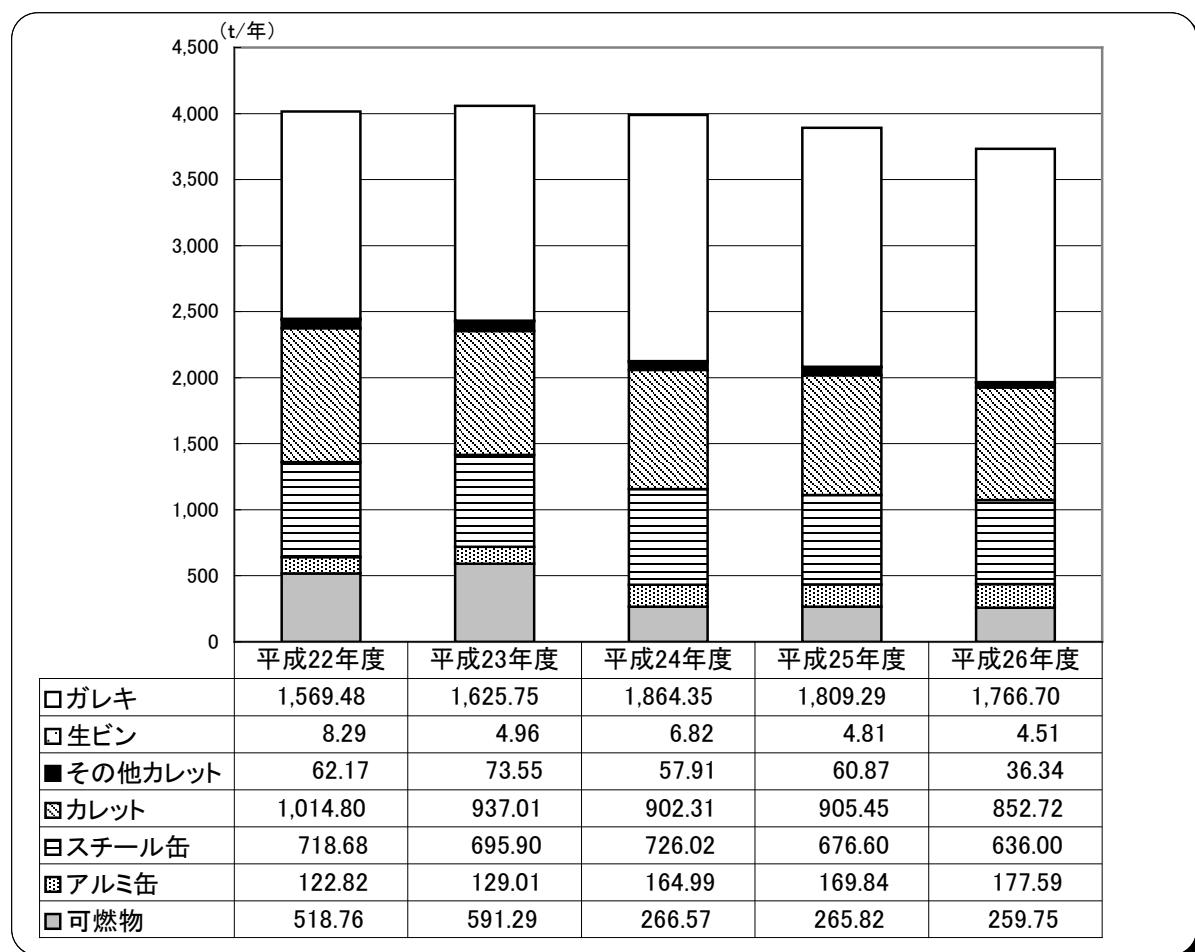
資料:平成22～26年度 組合事業概要

図2-1-9 粗大ごみ処理施設の稼働実績の推移（本市）

③ 資源ごみ小型選別処理施設

資源ごみ小型選別処理施設の稼働実績の推移を図 2-1-10 及び図 2-1-11 に示す。

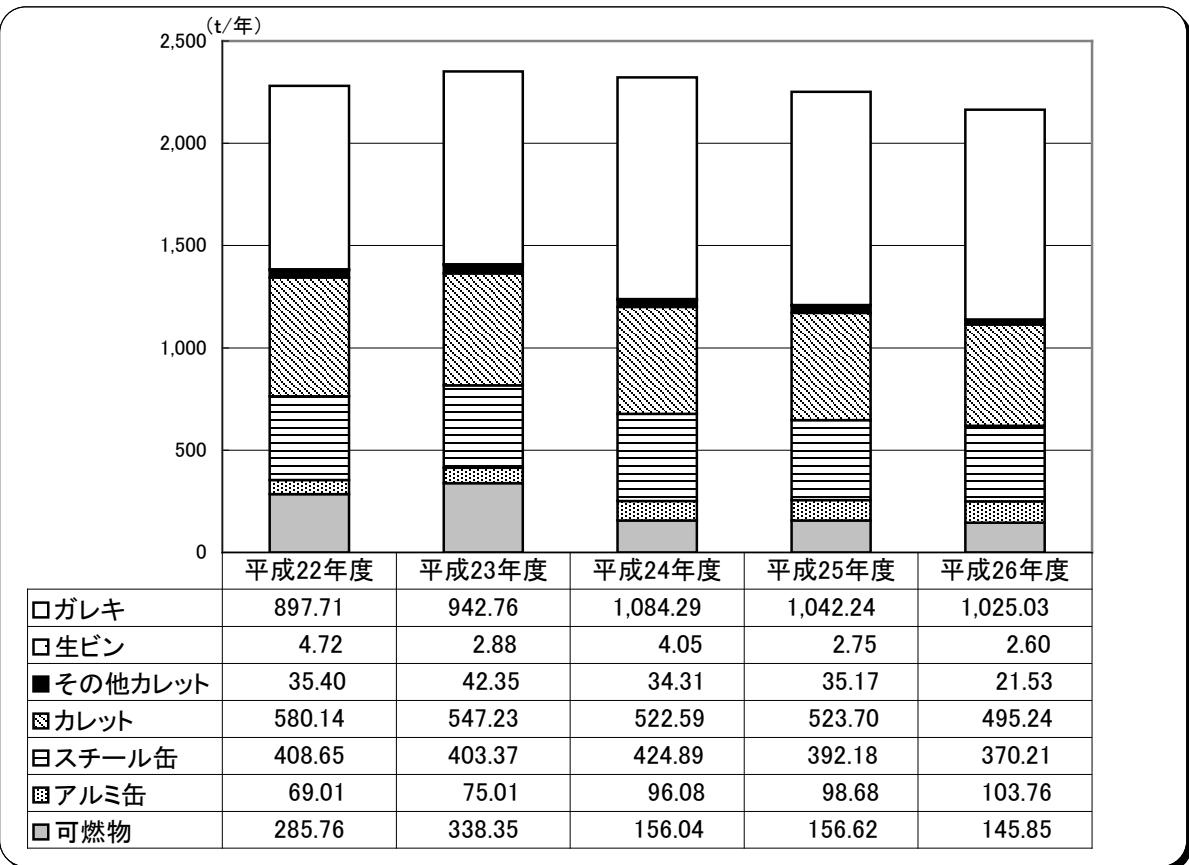
缶類、びん類は破袋機に投入し、不適物（ビニール袋）、スチール缶、アルミ缶、白・茶・その他のびん及び残渣に選別処理を行い、この内、スチール缶及びアルミ缶は、缶プレス機に通して成形処理を行っている。



注)四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料: 平成22～26年度 組合事業概要

図 2-1-10 資源ごみ小型選別処理施設の稼働実績の推移（組合）



注)四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料:平成22～26年度 組合事業概要

図 2-1-11 資源ごみ小型選別処理施設の稼働実績の推移（本市）

(6) 最終処分システム（組合）

松尾寺山最終処分場の概要を表 2-1-18、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖、大阪沖埋立最終処分場の概要を表 2-1-19、最終処分場施設の稼働実績の推移を図 2-1-12 及び図 2-1-13 に示す。

埋立処分先は、松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖、大阪沖埋立処分場の 2箇所あり、燃えがら、固化灰及びガレキを埋立処分している。

表 2-1-18 松尾寺山最終処分場の概要

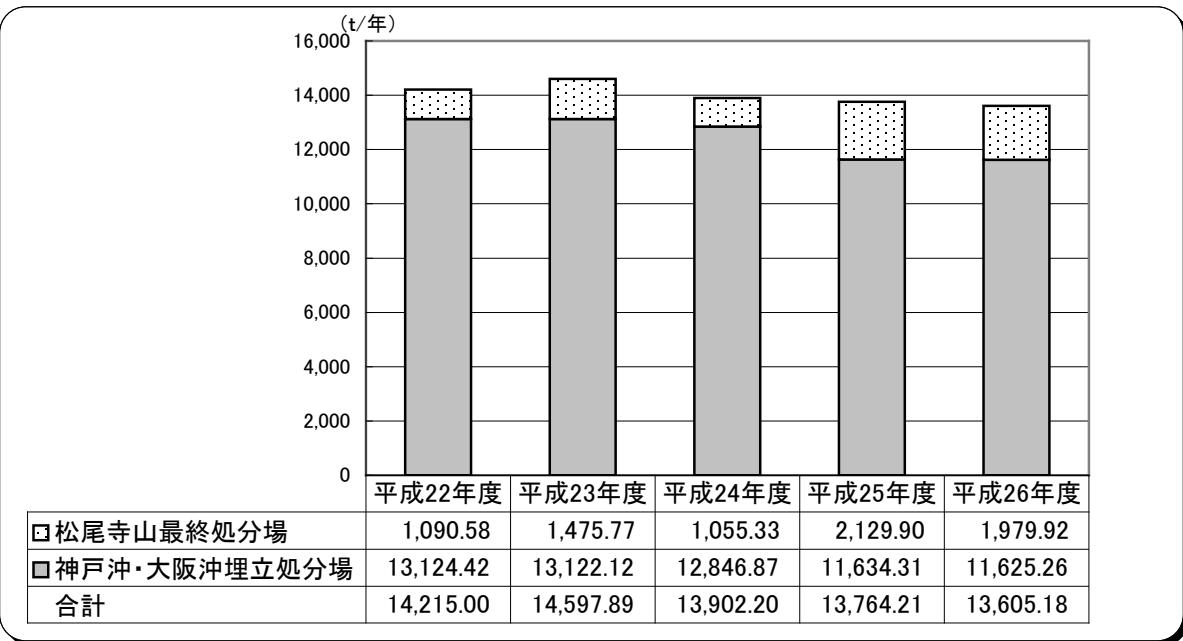
施設名称	泉北環境整備施設組合 松尾寺山最終処分場
所在地	和泉市松尾寺町1876番地
埋立場所	山間
埋立対象ごみ	焼却残渣(主灰、固化灰)、ガレキ
竣工年月	平成5年3月
敷地面積	48,471m ²
埋立面積	29,388m ²
埋立可能容量	410,430m ³
埋立方法	準好気性埋立(サンドイッチ方式)
浸出水処理方式	凝集沈殿 生物処理(脱窒なし)
管理方式	委託

資料:平成26年度 組合事業概要

表 2-1-19 神戸沖、大阪沖埋立処分場の概要

施設名称	大阪湾広域臨海環境整備センター（平成24年3月変更認可）	
	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
所在地	神戸市東灘区向洋町地先	大阪市此花区北港地地先
埋立面積	88ha	95ha
埋立容量	1,500万m ³	1,400万m ³
一般廃棄物	580万m ³	540万m ³
産業廃棄物・災害廃棄物	620万m ³	580万m ³
陸上残土	300万m ³	280万m ³
浚渫土砂	0万m ³	0万m ³
土地利用及び規模	88ha(港湾ゾーン:69ha、都市ゾーン:0ha、環境ゾーン:19ha)	95ha(港湾ゾーン:78ha、都市ゾーン:0ha、環境ゾーン:17ha)

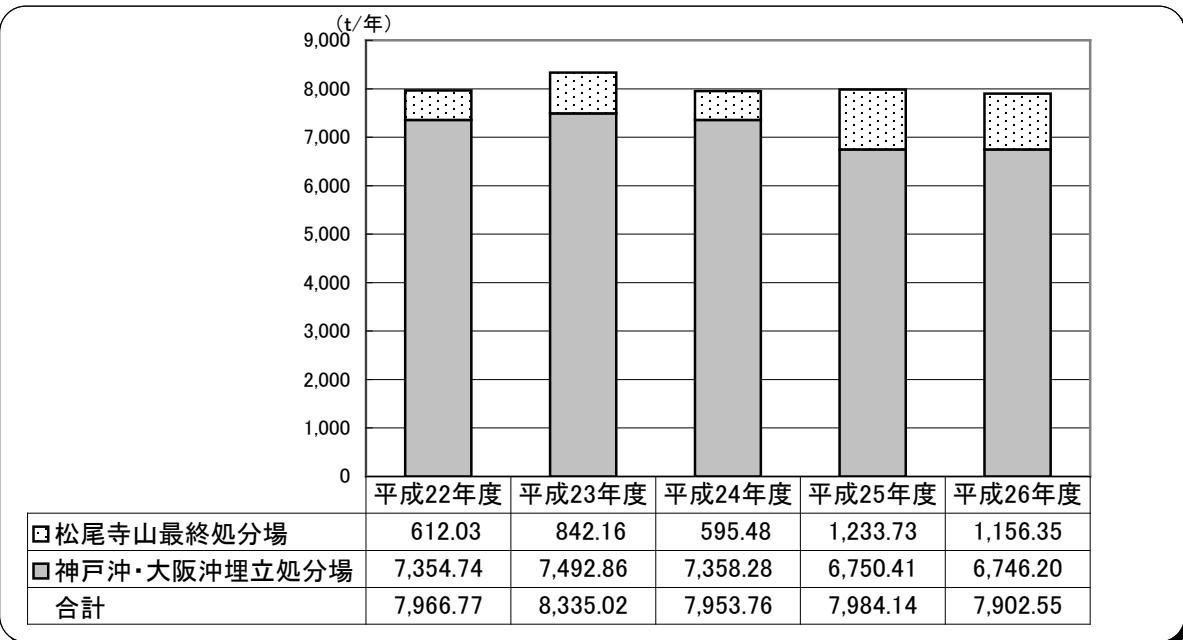
資料:大阪湾広域臨海環境整備センターのホームページ(平成27年11月現在)



注)四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料:平成22～26年度 組合事業概要

図 2-1-12 最終処分場施設の稼働実績の推移（組合）



注)四捨五入による端数処理をしているため、合わない箇所がある。

資料:平成22～26年度 組合事業概要

図 2-1-13 最終処分場施設の稼働実績の推移（本市）

2. 第3次基本計画のレビュー

第3次基本計画（平成22年9月策定）で掲げた施策内容とその取り組み状況について、点検・評価等を表2-1-20、21、22に示す。

なお、点検・評価の評価は、

- ◎：計画どおり取り組んでいる。
- ：おおよそ計画どおり取り組んでいる。
- △：計画の調査・検討・調整中である。
- －：計画の見直し・再検討を要する
としている。

表 2-1-20 第3次基本計画（平成22年9月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
ごみ減量化目標	平成12年度を基準年度とし、平成26年度(短期目標)の減量化目標を設定した。 ・総排出ごみ量(g/人・日) : 1,189 ⇒ 875(▲26%) ・家庭系ごみ排出量(g/人・日) : 642 ⇒ 443(▲31%) ・事業系ごみ排出量(t/年) : 25,518 ⇒ 19,631(▲23%) ※家庭系ごみ:日常(可燃)ごみ+粗大ごみ	平成26年度の状況 ・総排出ごみ量(g/人・日) : 895(▲25%) ・家庭系ごみ排出量(g/人・日) : 485(▲24%) ・事業系ごみ排出量(t/年) : 19,348(▲24%) ※家庭系ごみ:日常(可燃)ごみ+粗大ごみ	点検・評価 ○ 平成12年度実績に対するごみ量の削減目標のうち、事業系ごみ排出量は達成しているが、総排出ごみ量と家庭系ごみ排出量は未達成である。
1 循環型地域経済システムの構築	(1)啓発活動・環境教育による意識改革の推進	① PR・啓発事業・リサイクル教育の充実 ○ 環境教育の推進 ○ ITを活用した啓発 ○ ごみ処理・処分施設の情報提供 ○ PR・啓発事業・リサイクル等のマグネットパネルの車両への貼付	小学校4年生向け副読本「ごみとわたしたち」を毎年発行し、出前授業も実施している。 町会・自治会等において、出前講座を実施している。 リサイクルプラザでは、各種教室・環境講座の開催や、リサイクル情報の提供を行っている。 ごみ減量等推進員(リサイクリーン)に対して全体研修会・視察研修会を実施している。 組合ホームページにおいて、施設の維持管理状況等を毎年公開している。 「和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止する条例」の制定や家庭系日常(可燃)ごみ有料化に関するマグネットパネルを公用車に貼付し、市内での啓発を行った。
	② ごみ減量関連事業の支援 ○ ごみ減量化・資源化に関する情報発信等システムの構築 ○ 家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査・研究	広報紙、ホームページ、リサイクルプラザ等において、ごみ減量化・資源化に関する情報を発信している。 また、家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査や研究にも取り組むため、多量排出事業者への調査を行っている。 リサイクルプラザでは、ごみ減量・資源の有効活用のため、まだまだ使える不用品の提供を呼びかけており、引取り品については清掃や修理を行い、必要な方に販売している。 また、平成24年4月よりごみの減量を更に進めるためにごみダイエット作戦と称して、「生ごみの水切り」と、「日常(可燃)ごみに含まれる紙類の資源化」を推進しており、広報紙への掲載やチラシの各戸配布、また町会・自治会を通じての回覧、市内5駅でのキャンペーン実施などの啓発を行った。	
	③ 適正処理困難物の処理促進 ○ 適正処理困難物の周知と処理ルートの確立	広報紙、ホームページ、「ごみの分け方・出し方」等において、周知・徹底を図っている。	
	④ 環境美化の推進・不法投棄の防止 ○ 地域清掃活動の支援 ○ 不法投棄防止の看板設置 ○ 「環境美化・不法投棄防止」のマグネットパネルを貼付した公用車によるパトロール巡回 ○ 不法投棄防止監視カメラの設置 ○ 職員通報システムの構築	地域主導または個人単位での清掃活動に対する支援(清掃ごみの回収及びごみ袋の無料配布)を行っている。 ごみ減量等推進員(リサイクリーン)に対して、地域内の不法投棄抑制のための定期的なパトロールの依頼や、不法投棄発見時の対応についての研修を行っている。 不法投棄防止の看板(貸出)や監視カメラの設置、公用車による不法投棄防止パトロールの強化や、市民へのPR活動を行っている。 特に、平成27年度からは平日・休日(夜間含む)に市内の不法投棄防止監視パトロール業務を委託で行っている。	
	① 廃食用油のリサイクル化の調査・研究 ○ 廃食用油のリサイクル化の調査・研究	—	
	② 分別排出区分の検討と資源化拡大 品目指定での分別収集を行っているその他プラスチック製容器包装の分別方法について検討していく。 ○ 分別排出区分の検討 ○ 店頭・拠点回収等の回収先拡充	平成27年4月から食品トレイ(両面色付き)及び卵パックも分別収集しており、プラスチックボトル等以外のプラスチック製容器包装についても、分別収集の実施を検討している。 ペットボトル等の拠点回収は、平成26年1月から市内小中学校等については各事業所として分別処分している。また、各家庭からの排出が定着してきたことを受けて、平成27年8月末をもって、その他の施設等でも拠点回収を終了した。	
	③ 再資源化集団回収システムの拡充 ○ 再資源化集団回収の啓発・強化 ○ 回収品目の拡充検討	平成23年度から、新たに「その他紙類」を対象品目としているが、回収量は、電子端末等の普及により平成22年度の6,557tに対して平成26年度では5,686tに減少している。 実施団体数は、平成22年度の248団体に対して平成26年度では252団体に僅かに増加している。 奨励金の交付額について、平成27年3月実施分から、1か月あたり1,000円の交付を廃止し、回収量1kg当たり5円であったものを6円(平成28年12月実施分までは7円)に変更した。	
	④ 不用品等のリサイクル促進 ○ リサイクルプラザ関連情報提供システムの構築 ○ フリーマーケットの開催検討 ○ 不用品等のリサイクルの広域化	リサイクルプラザでの不用品情報提供やフリーマーケットを開催しており、南部リージョンセンターにおいてもフリーマーケットを開催している。 また、組合の泉北環境クリーンフェスティバルにおいても、フリーマーケットを開催している。	

表 2-1-21 第3次基本計画（平成22年9月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
1 循環型地域経済システムの構築	(2)ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進 <ul style="list-style-type: none"> ⑤ 家庭における生ごみ減量化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 生ごみ堆肥化容器購入費補助制度のPR及び啓発の充実 	<p>購入費補助制度について、広報紙やホームページ等においてPR及び啓発を行っており、平成27年4月からは、購入費補助を拡充している。(コンポスト・EMばかし生ごみ堆肥化容器の補助額変更、家庭用生ごみ処理機購入費補助金制度を新設)</p> <p>平成26年度末現在の助成基数は、コンポストが累計1,364基、EMばかし生ごみ堆肥化容器が累計562基となっている。</p>	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	(6)家庭系ごみ有料化の調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭系ごみ有料化の調査・研究 	<p>ごみ減量とリサイクル促進、排出量に応じた費用負担の公平性の確保、組合構成3市のごみ搬入量の削減を目的として、平成27年10月1日より、家庭系日常(可燃)ごみ有料化(指定袋制)を実施している。</p>	点検・評価 ○ 町会・自治会等市民の方々の協力もあり、予定どおり実施している。
	(7)事業系ごみの排出管理と指導の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成検討 ○ 許可業者等と連携した資源分別収集システムの形成 ○ 事業所向け実践事例情報提供などの充実 ○ 事業所向けリサイクルシステム及びリサイクル業者の情報提供の充実 ○ 情報管理システムの導入促進 ○ 事業系ごみ排出実態の継続的把握 ○ 多量排出事業者に対する減量指導の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・多量排出事業者に対する減量計画書提出の徹底 ・廃棄物管理責任者への減量指導の強化 ・多量排出事業所の立入検査実施の検討 ・優良事業所の表彰制度導入の検討 	<p>組合の条例改正により、平成21年7月から事業系可燃ごみの処分(許可業者)を指定袋制(有料)としている。</p> <p>市の条例で定める多量排出事業者(月3t以上または延床面積3,000m²以上等)に対して、年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」を提出させ、事業系一般廃棄物の処理について啓発でくるよう把握を行っている。</p> <p>資源物として缶、びん、ペットボトル、古紙類の分別収集(許可業者)を行っている。</p> <p>事業系ごみ量は、大規模小売店舗の出店等から事業所数が増加しており、平成22年度の17,272tに対して平成26年度では19,348tに増加している。</p>	点検・評価 △ 事業系ごみ量は過去5年間で増加しており、更なる排出管理と指導の徹底が必要である。 特に、計画書の提出内容を精査し、排出量の多い事業所の現状を実際に確認し、減量抑制についての助言を行うなどの対策が必要である。
	(8)行政のリサイクル実践行動 <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員の減量意識の徹底 ○ 学校給食等の生ごみリサイクルの検討 ○ 公園等の剪定枝活用促進の検討 	<p>職員の減量意識の徹底について、環境マネジメントシステムを用い、紙の裏面利用の徹底、リサイクルの徹底、マイ箸の推進などに取り組んでいる。結果としては、平成26年度はごみの袋数で平成22年度比約3%増加している。要因としては、上下水道部の移転、庁舎内の部署移転に伴う一過性の増加と考えられる。</p> <p>学校給食の生ごみリサイクルは実施していないが、児童・生徒への食育を通じて給食残量を減らす取り組みや、調理から出るごみの減量化を行っている。</p> <p>公園の剪定枝については、堆肥化を行うリサイクル業者への引き渡しを行っている。</p>	点検・評価 ○ 引き続き職員の減量意識を徹底し、公共施設におけるごみ減量・リサイクルに取り組んでいく。
	(1)適正なごみ排出・効率的なごみの収集・運搬 <ul style="list-style-type: none"> ① ごみ排出ルールの遵守・指導徹底 <ul style="list-style-type: none"> ○ チラシの発行によるごみの分け方・出し方の周知徹底の継続 ○ ごみ減量等推進員(リサイクリーン)と連携した地域への周知徹底 ○ 未分別ごみへの警告シールの貼付 ○ 未分別ごみの多いマンション等に対するごみの分け方・出し方の指導 	<p>町会(自治会)等を対象に、ごみの分別説明会を行っており、「ごみの分け方・出し方」を全世帯に配付するとともに、広報紙やホームページ等でも周知・徹底している。</p> <p>ごみ減量等推進員(リサイクリーン)を委嘱し、地域住民への啓発・指導等の協力活動を行っている。</p> <p>ごみ収集業者に警告シールを配布し、未分別等排出ルールが守られていないごみへの貼付を行っている。</p> <p>泉北クリーンセンターにおいて、市内で排出されたごみの展開調査を年8回実施し、市民に対してごみの適切な排出を求めていている。</p>	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	② 収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上 <ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立 ○ 福祉部門や地域の民生委員等ボランティアとの連携 	<p>使い捨てカイロを粗大ごみから日常(可燃)ごみへ、仮壇及び仮具を「直接搬入のみ可能」から粗大ごみ(収集運搬も可能)へ、食品トレイ(両面色付き)及び卵パックを日常(可燃)ごみから新分別へそれぞれ分別変更するなど、市民にとって排出しやすい収集体制の確立を目指している。</p> <p>玄関先等からごみを戸別に収集するごみ出しサポートについて、職員数などの問題から現在未実施であるが、高齢者・要介護者等、自ら所定の集積場まで排出するのが困難な方から問合せがあった場合には、介護ヘルパーや町会・自治会等と相談の上、可能な対策があるか検討するよう努めている。</p>	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	③ 収集作業環境の向上 <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全研修等の実施と職員の意識向上 ○ 分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保 ○ 環境に配慮した収集機材(車両など)の導入 	<p>委託業者への交通安全研修を毎年実施している。</p> <p>天然ガスを利用する公用パッカー車及びダンプ車といった低公害車等を導入している。</p>	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	(2)施設整備・適正管理の遵守(組合) <ul style="list-style-type: none"> ① ごみ焼却処理施設・灰溶融処理施設の適正な管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理施設(ごみ焼却処理施設)長寿命化計画策定の検討 ○ ごみ焼却処理施設(1, 2, 5号炉)・灰溶融処理施設の維持管理の徹底 ○ エネルギーの有効活用・周辺の環境との調和に配慮したごみ焼却処理施設・灰溶融処理施設の運転管理 ② リサイクルセンターの整備 <ul style="list-style-type: none"> ○ リサイクルセンターの整備 ③ 最終処分場の適正な管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 松尾寺山最終処分場施設の延命化 ○ ごみ減量化・資源化による最終処分量の削減 		

表 2-1-22 第3次基本計画（平成22年9月策定）の施策内容、目標達成状況

計画の方向性・基本目標	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
2 循環型廃棄物処理システムの構築	① 事前の対策 ○ 危機管理所管と協議を行う	和泉市地域防災計画(平成27年4月)において、対応方策を検討している。	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	② 緊急時の対策 ○ 廃棄物処理施設の防災体制の整備		
	③ 災害時の的確かつ迅速な対応 ○ 広域的連携の強化 ・周辺自治体との連携強化 ・震災等災害時の相互応援・支援体制	地域防災計画に基づき、広域的連携の強化、周辺自治体との連携強化、震災等災害時の相互応援、支援体制の構築に取り組んでいる。 また、近隣自治体や民間事業者とのあいだで、ごみ・屎尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書や、災害発生時等における災害廃棄物処理に関する協定書を締結している。	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
	④ 環境に配慮した復旧 ○ 環境に配慮した災害廃棄物の処理	環境に配慮した迅速な災害廃棄物の処理方法等を調査、研究している。	点検・評価 ○ 左記の施策等により、一定の成果をあげている。
3 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築	① 計画推進体制の強化 ○ 市民・事業者・行政の協働推進 ・協働とパートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり ・減量計画(アクションプログラム)の作成検討 ・ごみ減量等推進員(リサイクリーン)等と連携した減量計画に基づく実践行動 ・エコ・ショップと連携した環境配慮型販売システムの拡充	市民、事業者に対して、ごみの減量化・資源化に関する啓発活動を行っている。 市民に対する3Rの推進啓発・「ごみダイエット作戦」の呼びかけやごみ減量等推進員(リサイクリーン)と協力して市内駅前でのごみ減量啓発キャンペーンの実施を行うほか、対象事業者に対して、年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」を提出させ、事業系一般廃棄物の処理について指示、指導を行っている。	点検・評価 ○ 市民、事業者の役割については、徐々に浸透しつつあるが、引き続き、あらゆる機会を通じて啓発活動を続ける必要がある。
	② 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上・見直し ○ ごみに関する市民意識アンケート調査の検討	使用状況や使用上の課題などを明らかにし、今後の生ごみ堆肥化容器の普及促進及びごみ減量施策の参考資料とするため、対象期間内にコンポスト及びEMばかし生ごみ堆肥化容器の購入補助申請を行った者約240名に対して、平成26年度に使用状況アンケートを実施した。	点検・評価 △ 平成27年度から家庭用生ごみ処理機購入費補助金制度を新設したことから、その購入補助申請を行った者にも、平成28年度以降に使用状況アンケートを実施し、研究材料とする必要がある。
	③ 組合との連携 ○ 組合との連携・協力	組合や他の組合構成2市と定期的な連絡会や意見交換等を行っている。	点検・評価 ○ 組合及び他の組合構成2市との連携、協力が図られている。
	④ 情報公開の推進 ○ 情報の提供と広範な意見募集活動の継続	本市のごみ量や組合に関する情報について、広報紙やホームページなどを通じ情報公開を行うとともに、家庭系日常(可燃)ごみの有料化についての基本的な考え方(素案)に関するパブリックコメントの実施や市民説明会開催等による市民の意見を求めている。	点検・評価 ○ 必要な情報提供と意見募集活動が行われている。
	⑤ コスト管理の検討 ○ 廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査・研究	国や大阪府が毎年公表する一般廃棄物処理事業実態調査結果等を調査している。 また、一部の事業については、行政評価等による事後評価を行っている。	点検・評価 △ 環境省の「一般廃棄物会計基準」等の活用も検討する必要がある。
(2) 進捗状況管理の確立	① ごみ処理に関する「共通目標」の設定と認識 ○ ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知	家庭系日常(可燃)ごみ有料化実施にあたって、市民に具体的で明確な目標値を定めることは、ごみの減量・分別を推進するためには、進行管理を行ううえで重要なことであると考え、日常(可燃)ごみ発生量について、平成24年度実績から20%減量するという目標を掲げている。	点検・評価 ○ 家庭系日常(可燃)ごみ有料化実施後のごみ発生量の検証を行っていく必要がある。
	② PDCAサイクル手法管理の構築 ○ PDCAサイクル手法管理の導入に向けた調査・研究	PDCAサイクルに基づき、一部の事業について行政評価等による事後評価を行っている。	点検・評価 △ 事後評価等が行われているのは、一部の事業に限られている。

3. 現状ごみ処理システムに係る課題点・留意点

(1) ごみ処理・処分主体システム

市の事務と組合の事務の協働・連携

本市は、減量化・資源化及び収集・運搬の事務を担当しており、組合は中間処理及び最終処分を担当していることから、市のごみ収集・運搬量と組合の中間処理ごみの搬入量との整合をはじめとして、減量化・資源化施策や収集・運搬施策の実施に際し、必要に応じて市及び組合で調整する必要がある。

(2) ごみ減量化・資源化システム

①家庭系ごみの発生・排出抑制の推進

平成 27 年 10 月から実施した日常（可燃）ごみ有料化（指定袋制）により、可燃ごみの減量化及び資源分別促進が期待されるが、より効果的なものとするために市民への周知・徹底を図るとともに、有料化制度の定期的な点検・評価を行う必要がある。

また、缶類、びん類、ペットボトル、プラスチックボトル等及び紙類等は、資源物の収集が定着していくとともに、再資源化集団回収による新聞、雑誌・書籍類、段ボール、飲料用紙パック、その他紙類及び古布類の 6 種類の資源物回収も一定の成果を上げている状況の中、より一層のごみ減量化を行うためには、使い捨て商品や容器包装を多用する消費型ライフスタイルを見直し、発生・排出抑制を推進していくような循環型地域経済システムを目指していく必要がある。

生ごみ堆肥化容器の助成は平成 5 年度から実施し、また平成 27 年度からは購入費補助を拡充しており、今後も生ごみ減量化を推進していくためには、減量効果の P R や使用方法の実演、有効利用の紹介等を実施していく必要がある。

さらにまた、再資源化集団回収活動に伸び悩みがあり、更なる制度の普及を図るほか、環境教育や地域活性化への波及効果についても具体的に P R していく必要がある。

②資源物回収システムの充実

近年、容器包装等の材質が、生産者及び消費者のニーズにより、軽くて強度のある容器包装（ペットボトルや紙製容器等）に移行しており、ごみの資源化を推進していくためには、複雑・多様化していく市民のライフスタイルに合わせて、市民の誰もが参加できるように、再資源化集団回収及び店頭回収、リサイクルショップの活用等の多様な資源回収システムの拡充が求められている。また、これらのシステムを円滑に推進していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの責任・役割・連携を明確にしていくことが求められている。

③小型家電リサイクル法への対応

平成 25 年 4 月に施行された「小型家電リサイクル法」は、携帯電話やデジタルカメラ等の使用済小型電子機器等に利用されているレアメタル等の有効な利用の確保と、廃棄物の適正な処理の確保を主な目的としている。

対象品目は、携帯電話、パソコン、デジタルカメラをはじめとする 28 分類が政令で定められており、「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」（環境省・経済産業省）では、資源性と分別のしやすさから特にリサイクルすべき品目（特定対象品目）を示している。

■特定対象品目

携帯電話端末・P H S 端末、パソコン、電話機、ファクシミリ、ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ、映像用機器（DVD-ビデオ等）、音響機器（C D プレーヤ等）、補助記憶装置（ハードディスク等）、電子書籍端末・電子辞書、電卓・電子血圧計、電子体温計、理容用機器（ヘアドライヤー等）、懐中電灯、時計、ゲーム機（携帯型ゲーム機等）、カー用品（カーナビ等）、これらの附属品（リモコン等）

本市では、パソコンについてはメーカー回収としており、他の小型家電は「小型の粗大ごみ」として収集したのち、組合の粗大ごみ処理施設において 7 品目（携帯電話、P H S、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機器（小型）、電子辞書、電子手帳）を選別したのち処理している。今後、小型家電の再資源化を促進するとともに市民の利便性を向上するため、他市の取り組み等を参考に、新たな回収システムを研究していく必要がある。

（3）ごみ分別排出・収集・運搬システム

①分別収集の充実による容器包装ごみの資源化推進

家庭系ごみの中で、容積比約 5 割を占める容器包装ごみのリサイクルは、検討していく必要がある。容器包装リサイクル法は容器包装ごみのリサイクルと、その分別収集に当たっての、排出区分や収集方法等を「分別収集計画」として定め、計画的に実行することが求められている。

本市では既に、缶類、びん類、ペットボトル、食品トレイ、プラスチックボトル等、飲料用紙パック、段ボール、その他の紙類等の分別収集を行っており、食品トレイやプラスチックボトル等以外のその他プラスチック製容器包装については、平成 29 年 4 月からの分別収集を計画しているが、泉大津市及び高石市は平成 28 年 4 月から分別収集を実施し、資源化センターへ搬入することから、今後、プラスチック関連の搬入量を見極め、「和泉市ごみ減量等推進審議会」の意見を踏まえながら、本市の分別収集を慎重に進める必要がある。

また、収集した容器包装ごみ・資源物を引き渡す再生事業者等の受け皿の確保及び引き渡し先の受入基準に対応した選別・圧縮・保管施設等の整備を組合と協議していく必要がある。

②家庭系ごみの効率的な収集・運搬の実施

市街地の再整備や共同住宅化・中高層化が進む中で、年々世帯数は増加している。家庭系ごみの収集運搬は、現状の委託収集とし、収集運搬頻度等は、必要に応じて見直していく。また、新たな分別収集を行うにあたっても、委託収集による体制を構築していく。

さらに、資源物のリサイクルを推進するため、収集後の選別・再生工程を考慮し、資源物が汚れたり、選別しにくい形状にならないような収集運搬方法を研究する。

③事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）の発生抑制・資源化の推進

ISO14001 の認証取得等により、積極的に環境管理を進める等、事業者のごみ減量化・環境保全に対する意識は高まりつつあるが、小規模事業所、飲食店、食品販売店等の小売業から排出される厨芥類の資源化は、あまり進んでおらず、事業者責任による新たな資源化システムの構築が求められている。

これら、小規模事業所等で発生するごみの品目は業種によって多様であり、大規模小売業を含めたそれぞれの業種に応じたごみの発生・排出抑制や資源化方法について、引き続き啓発・指導方法を検討する必要がある。

また、事業所で発生するごみの減量化を推進するためにも、市、学校等の公共施設が率先して実施する必要があり、公共施設全体の職員の分別排出の徹底と分別の拡充が求められている。

（4）中間処理システム（組合）

中間処理施設等の適正管理と確保

組合のごみ焼却施設のうち5号炉は休炉しており、稼働中の1・2号炉は稼働開始から約13年が経過し、重要な設備や機器について大規模な改良事業（基幹的設備改良事業）を実施する時期（概ね10～15年ごと）にきている。基幹的設備改良事業を国の循環型社会形成推進交付金の対象事業とするには、単なる施設の延命化だけでなく、省エネや発電能力の向上などCO₂削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が求められていることから、改良事業の実施にあたっては十分な検討が必要である。

また、平成28年4月から供用開始する資源化センターにおいては、新たにペットボトル及びその他プラスチック製容器包装の資源化処理を行うことから、効率的な資源回収が行えるよう管理・運営体制を構築する必要がある。

(5) 最終処分システム（組合）

一般廃棄物最終処分場施設の安定的な確保と延命化

松尾寺山最終処分場は平成5年から供用開始し、約22年経過しているが、大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖、大阪沖埋立処分場との併用により、安定的な確保と延命化が図られている。しかし、最終処分場施設は中間処理施設とは異なり、土地・海面空間を消費する施設であるため、松尾寺山最終処分場、神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場を可能な限り長期的かつ計画的に持続させるためにも、発生・排出段階によるごみの減量化・資源化を進める必要がある。

(6) その他のシステム

①市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみの発生・排出抑制のために果たすべき自らの役割を自覚し、実践する体制づくりの推進

ごみの発生・排出抑制や環境保全に対する意識が高まりつつある中、市民・事業者・行政が今後、どのような行動を実践することにより更なるごみの減量効果が得られるのか、また、ライフスタイルや事業活動の中で具体的な事例とその効果等の情報交換を行い、ごみ減量のために果たすべきそれぞれの役割を自覚し、取り組んでいく必要がある。

本市の啓発活動は、広報紙や市ホームページ等で実施しているが、より一層の充実・向上を図るためにも市民の意識調査や感想・意見等の反映や関係事業所等との連携・取り組みが必要である。

②不法投棄ごみに対する対応の強化

ごみ減量等推進員（リサイクリーン）を平成7年度から委嘱し、地域の不法投棄の監視及び通報の体制を構築している。

空き地等の公用地や私有地、道路及び公園への不法投棄防止対策や不法投棄されたごみは、占有者または管理者が責任を持って適切な対策を講じ得る効果的な啓発等が必要である。

また、日常（可燃）ごみ有料化の実施により、不適正排出や排出区分を守らず排出する行為、家電製品や適正処理困難物等を投棄する行為に対し啓発・指導体制の強化を図る必要がある。

さらに、家電リサイクル法施行に伴う家電4品目（エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫）等の不適正排出や不法投棄が後を絶たないことから、広報紙、市ホームページ及び看板等による周知を強化したり、定期的なパトロール体制を継続していく必要がある。また、不法投棄が頻繁に行われる場所には、監視カメラの設置を検討する。

③ごみ減量化に向けた事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）処理の構築

事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）は、事業者責任により事業者自らが施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し処分しなければならない。

3 t／月以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者や事業所の延べ床面積が3,000 m²以上ある場合等は、「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例及び同条例施行規則」に基づき毎年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」を作成し、市長に提出しなければならない。

また、事業系ごみは、ごみ減量化への誘導や資源化への取り組み等を検討し、より一層の事業者責任と減量化・資源化を求めていく必要がある。

④経済的・効率的なごみ処理の推進

現状のごみ処理システムは、公共サービスとして、市税、ごみ処理手数料及び廃棄物発電事業収入等を主な財源として運営されている。この財源を有効に使うために、経済的かつ効率的な廃棄物処理事業の推進に努めていく必要がある。

また、本市は家庭系ごみのすべての収集・運搬を民間委託しており、市民サービスの低下を招かないよう、引き続き委託業者との連携や市職員による積極的な現場管理等に努める必要がある。

さらに、中間処理施設の運転・維持管理においても、適正な処理の水準を継続しつつ、最少の経費で最多の効果を得られるよう、適切な運転管理を行っていく必要がある。

第2節 ごみ処理の基本方針

1. 計画の基本的な考え方

本市は、これまで平成22年9月に策定した第3次基本計画に基づき、「ごみゼロ社会への挑戦」を基本理念とし、資源循環のためのごみ処理システムの構築に努めてきた。

近年、国において、「小型家電リサイクル法」が施行されるとともに、「国の基本方針」（平成22年12月）や「循環基本計画」（平成25年5月）が改定された。さらに、「大阪府循環型社会推進計画」（平成24年3月策定）等の計画及び廃棄物処理技術の向上等も踏まえるとともに、本市においても、人口動態、産業の動向等の社会状況の変化、和泉市第4次総合計画によるまちづくりの推進、地方分権に即した行財政システムの構築を目指す等、ごみ処理を取り巻く環境が大きく変化していることから、第3次基本計画の見直しを図り、ごみ処理の新たな基本的な方向性を構築する必要性が生じた。

したがって、本計画では、これまでの市民・事業者・行政それぞれの取り組みの効果を踏まえ、より一層のごみの減量化や適正な処理・処分を進めるための市民・事業者・行政の経済的負担のあり方や今後のごみ処理施設の整備構想を展望する等の、長期的・総合的かつ計画的な視点に立ったまちづくりの将来目標及びごみ処理の基本的な方向性を定めることとする。

2. 基本理念

本市の「第4次総合計画（平成18年12月策定）」は、都市の将来像「一人がきらめき 共に育む 元気なまち・和泉ー」を実現するため、7つのまちづくり目標を定めており、その一つとして「ーだれもが環境にやさしい生活を営んでいるまちー生活環境維持・改善の仕組みづくりー」を掲げている。

また、平成23年3月に策定した「第2次和泉市環境基本計画」では、引き続き望ましい環境像「みんなの環でひろげる「すぐすぐ環境、わくわくいづみ」」を掲げている。

これらの上位計画を受けて、本計画では、引き続き「ごみゼロ社会への挑戦」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみ減量化・資源化、資源の有効利用に努め、環境保全を強化した循環型社会の構築を目指していくこととする。

3. ごみ処理の基本的な方向性

ごみ処理の基本的な方向性を図 2-2-1 に示す。

循環型社会の確立に向けた継続的なシステムとして、引き続き「循環型地域経済システムの構築」、「循環型廃棄物処理システムの構築」及び「循環型廃棄物マネジメントシステムの構築」の 3 つを掲げ、各々の協働・連携による基本理念「ごみゼロ社会への挑戦」を目指すこととする。

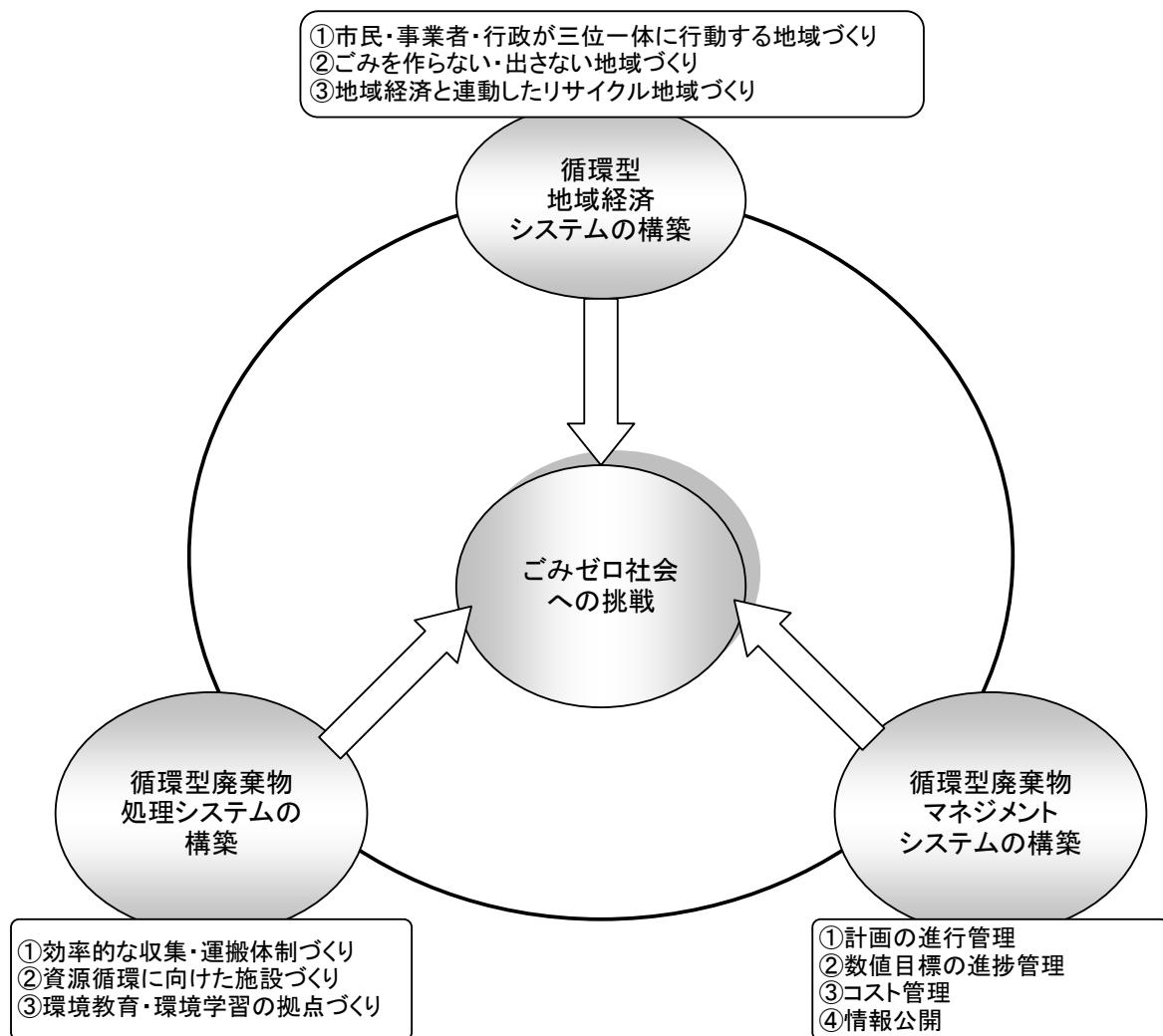


図 2-2-1 ごみ処理の基本的な方向性

(1) 循環型地域経済システムの構築

ごみの発生・排出抑制を重視した3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の取り組みを展開し、環境への負荷を低減した循環型地域づくり

—ごみの発生・排出を抑制し、資源が円滑に循環するシステムの構築—

① 市民・事業者・行政が三位一体に行動する地域づくり

持続可能な資源循環型社会の構築を目指すためには、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で自らの責任を自覚し、互いに協働し合うことが重要である。

これまで循環型社会へ向け、様々なごみ減量・リサイクル活動を実施してきたが、これらの活動について地域・経済の動向や地域環境の変化に応じて見直し、より多くの人が様々な立場からいつでも参加できるような仕組みや活動拠点づくりを推進していく。

② ごみを作らない・出さない地域づくり

循環型社会形成推進基本法が平成13年1月から施行され、循環型社会の構築に向けて、ごみの発生・排出抑制、再使用が最優先の課題として掲げられている。

一人ひとりがごみの排出者としての責任と自覚を持ち、より環境に配慮した消費生活行動を実践し、ごみの発生・排出抑制、再使用を進める地域づくりを構築していく。

③ 地域経済と連動したリサイクル地域づくり

これまでのリサイクル活動は、再使用が可能なものは再使用し、再使用が困難な資源は全部または一部を原材料として再生利用（マテリアルリサイクル）を行っており、今後もマテリアルリサイクルを維持していく予定である。

資源循環を促進していくためには、変化する地域経済状況に連動した、市民に定着するリサイクル地域づくりを構築していく。

(2) 循環型廃棄物処理システムの構築

ごみの収集・運搬システム、中間処理システム（選別・破碎・焼却処理等）、最終処分システムというごみ処理プロセスを経て、環境負荷の低減と資源・エネルギーの有効利用に努め、自然・地域環境に配慮した循環型廃棄物処理システムを構築する。

① 効率的な収集・運搬体制づくり

一般家庭から排出されるごみや資源の安定的な収集運搬作業を継続させるため、収集能力の強化及び効率的・効果的な収集が可能となる体制を構築していく。

② 資源循環に向けた施設づくり

ごみ処理工程の中で、今後も積極的な資源物回収や熱回収（サーマルリサイクル）が

可能な環境への負荷を抑制した施設づくりを進めるとともに、再生利用できないものは、公衆衛生維持のために適正な処理や埋立処分する必要があることから、最終処分場の延命化にも努めていく。

③ 環境教育・環境学習の拠点づくり

環境問題について、市民や事業者が学び知る機会を幅広く設け、関心をもてるよう働きかける必要がある。特に子どもたちに対しては、学校における環境教育の時間を確保するとともに、地域や教育現場と連携した環境学習への取り組みを図っていくこととして、体験できる環境学習を推進する拠点となるリサイクルプラザの事業充実を進めていく。

(3) 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築

循環型地域経済システムや循環型廃棄物処理システムの取り組みに対応し、数値目標やコスト等の定量化指標による効率的・効果的かつ計画的な循環型廃棄物マネジメントシステムを構築する。

① 計画の進行管理

環境負荷の低減を目的とした循環型地域づくりは、適宜見直しを図りつつ、推進に努めることとし、次世代に継承していく必要がある。そのために、本計画の進捗状況を精査、検証するマネジメントシステムを構築していく。

② 数値目標の進捗管理

減量化・資源化等の目標は定期的に実態の把握を行い、ごみ処理の動向を見極めながら施策の効果を検証するとともに、その評価を踏まえ目標達成がなされるように必要な施策展開を図っていく。

③ コスト管理

効率的・効果的な施策展開がなされるように、経営的視点から事前事後の検証・評価を行い、段階的に適切なコスト管理の枠組みを構築していく。

④ 情報公開

減量化・資源化施策を効率的・効果的に進めるために、わかりやすい啓発活動と情報公開を行っていく。

4. ごみ排出の数値目標

(1) 目標設定の考え方

廃棄物の適正処理に関し、国においては、「国の基本方針」、「廃棄物処理施設整備計画」（平成 25 年 5 月閣議決定）により、ごみの資源化・減量化の目標を定めている。

さらに、「第 4 次環境基本計画」（平成 24 年 4 月策定 環境省）においては、「循環基本計画」（平成 25 年 5 月策定 環境省）に、施策の具体的な目標として数値目標を盛り込み、その効果を客観的に把握できるようにすることが必要であるとしている。

ごみの減量化は、ごみの資源化を含めて推進することを踏まえ、本計画においてはごみの減量化目標を設定することとする。

(2) ごみ減量化目標の設定

本計画のごみ減量化目標は、国の循環基本計画に示す減量化目標を参考に、短期及び中・長期それぞれの目標を設定する。

短期目標は、平成 32 年度には排出ごみ量の原単位（1 人 1 日当たりの排出量）について平成 12 年度比で 34% の減量を目指すこととする。中・長期目標は、今後の経済等の成長が予想される中であっても、平成 42 年度末で平成 12 年度比 34% 以上を目指すものとする。

【ごみ排出量の減量化目標】

短 期 目 標：平成 32 年度 34%

中・長期目標：平成 33～42 年度 34% 以上

※ごみ排出量：1 人 1 日当たりの排出量＝(計画収集量+直接搬入量+集団回収量) ÷ 人口 ÷ 年間日数

第3節 計画収集人口・ごみ量の将来予測

1. 計画収集人口の将来予測

計画収集人口の将来予測結果を図 2-3-1 に示す。

平成 27 年 12 月に策定した和泉市人口ビジョンにおける推計人口を基に、計画収集人口を予測した。

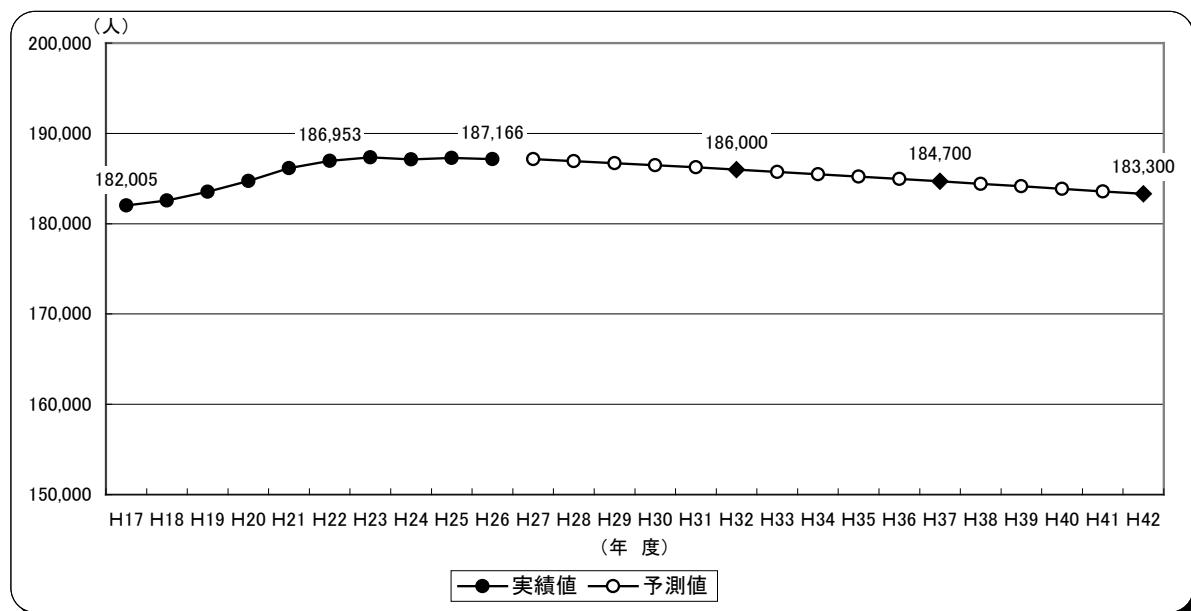


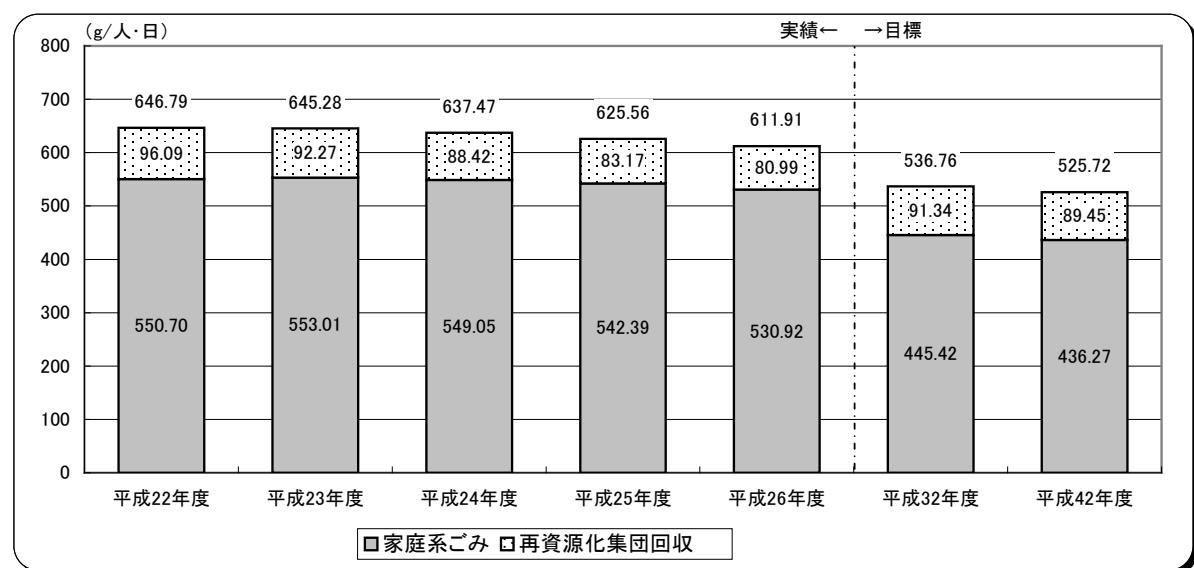
図 2-3-1 計画収集人口の実績及び将来予測結果

2. 家庭系総排出ごみの将来予測

再資源化集団回収量を含めた家庭系総排出ごみ量の将来予測結果を図 2-3-2 及び図 2-3-3 に示す。

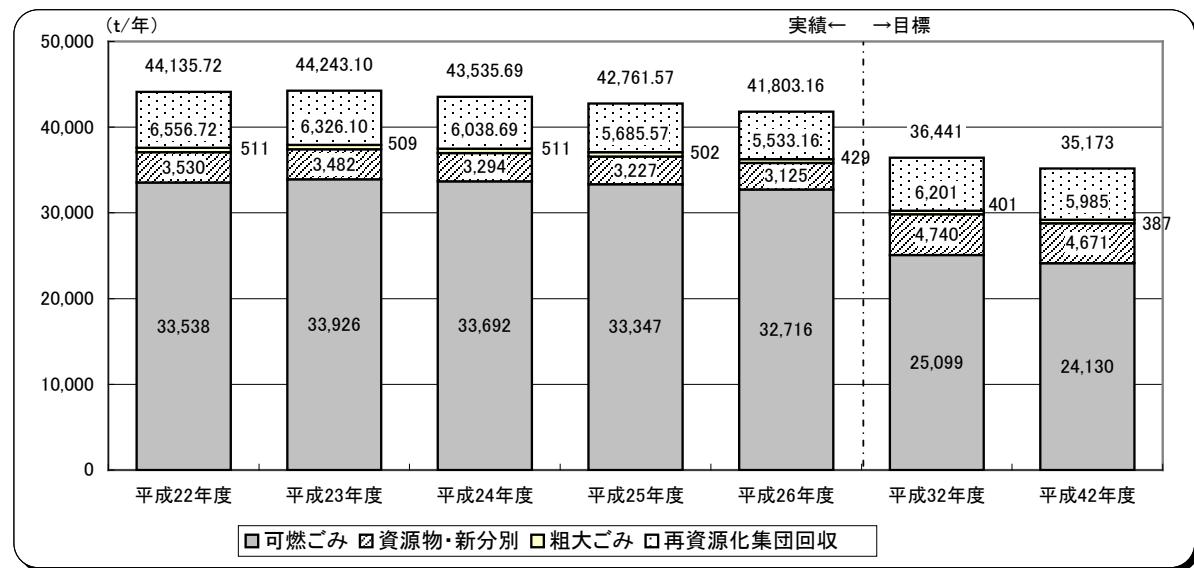
平成 22~26 年度までの過去 5 年間の家庭系総排出ごみ量の実績を用いて、『ごみ処理施設構造指針解説』(昭和 62 年：厚生省監修) に示す推計式を用いて求めた。なお、家庭系総排出ごみ量の将来予測は、「ごみ処理基本計画策定指針」(平成 25 年 6 月) に基づき、1 人 1 日当たりの家庭系総排出ごみ原単位 (単位 : g/人・日) に換算して予測した。

また、平成 27 年 10 月から実施している日常 (可燃) ごみ有料化 (指定袋制) による減量効果を見込んだ。



注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-2 家庭系総排出ごみの 1 人 1 日当たり排出量の実績及び将来予測結果



注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-3 家庭系総排出ごみ量の実績及び将来予測結果

3. 事業系ごみの将来予測

事業系ごみの将来予測結果を図 2-3-4 及び図 2-3-5 に示す。

平成 22~26 年度までの過去 5 年間の事業系（直接搬入含む）ごみの実績を用いて、『ごみ処理施設構造指針解説』（昭和 62 年：厚生省監修）に示す推計式を用いて求めた。

なお、事業系（直接搬入含む）ごみの将来予測をする場合、1 日当たりの事業系（直接搬入含む）ごみ原単位（単位：t／日）に換算して予測した。

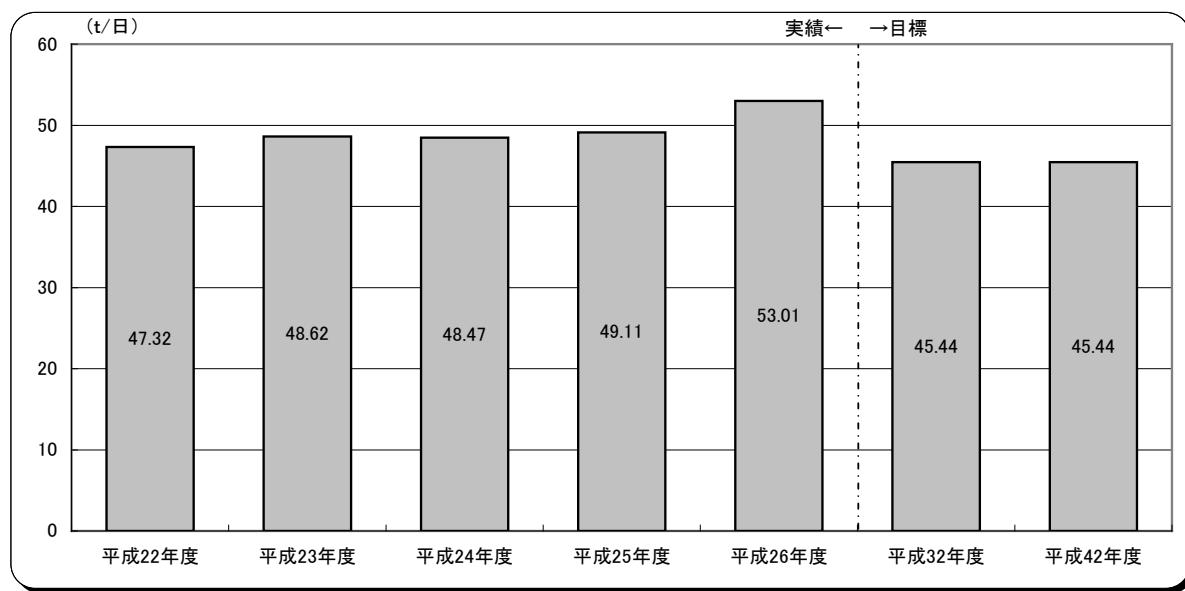
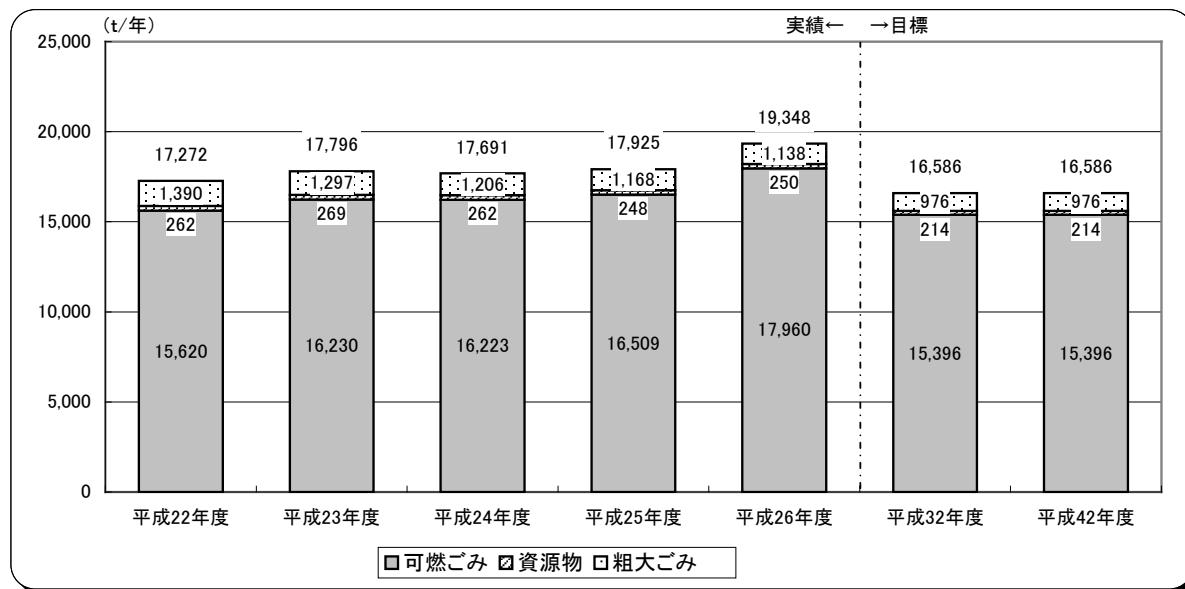


図 2-3-4 事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）1 日当たり排出量の実績及び将来予測結果

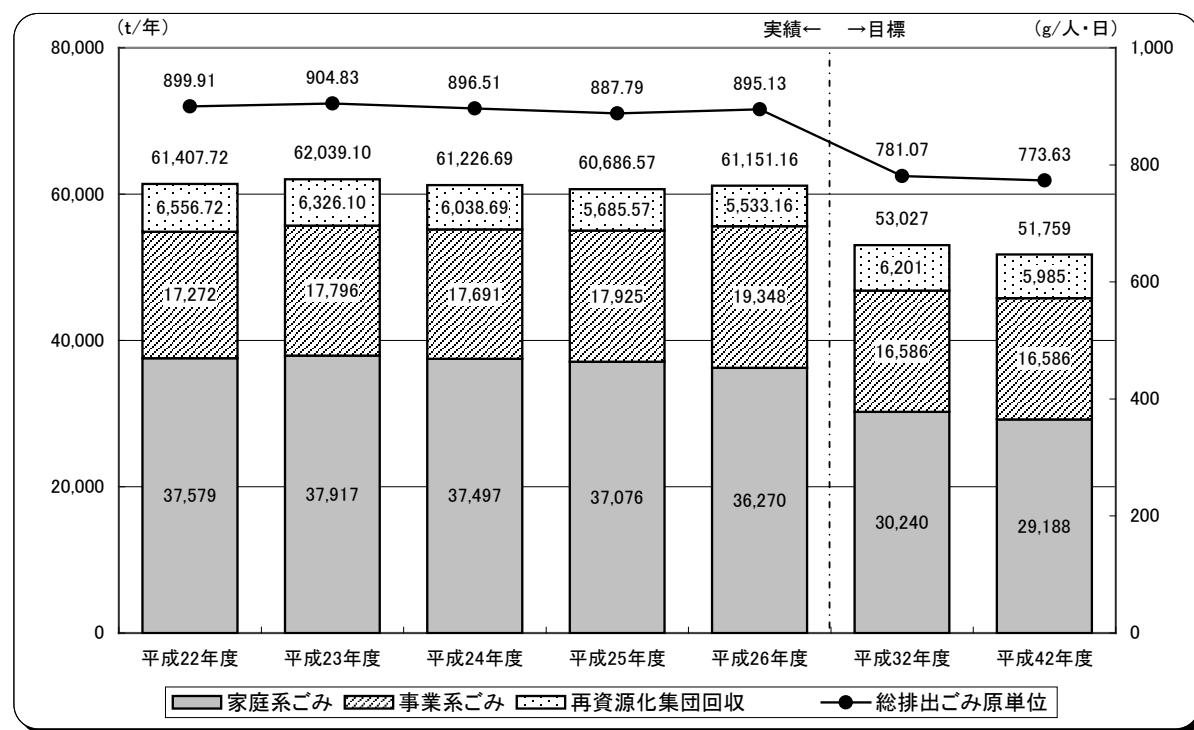


注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-5 事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）量の実績及び将来予測結果

4. 計画収集人口・ごみ量の将来予測

計画収集人口・ごみ量の実績及び将来予測結果を図 2-3-6 及び表 2-3-1 に示す。



注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-3-6 総排出ごみ量の実績及び将来予測結果

表 2-3-1 計画収集人口・ごみ量の将来予測結果

項目＼年度		実 績					将 来					短期目標	長期目標	
		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31			
人 口 、 原 単 位 等	計画収集人口	人	186,953	187,334	187,108	187,279	187,166	187,166	186,933	186,700	186,467	186,234	186,000	183,300
	家庭系総排出ごみ原単位	g/人・日	646.79	645.28	637.47	625.56	611.91	578.25	544.60	542.27	540.23	538.40	536.76	525.72
	再資源化集団回収原単位	g/人・日	96.09	92.27	88.42	83.17	80.99	93.14	92.68	92.28	91.93	91.62	91.34	89.45
	家庭系ごみ原単位	g/人・日	550.70	553.01	549.05	542.39	530.92	485.11	451.92	449.99	448.30	446.78	445.42	436.27
	日常(可燃)ごみ	g/人・日	491.48	494.80	493.34	487.84	478.90	433.13	400.19	374.22	372.55	371.05	369.71	360.68
	資源物	g/人・日	30.10	30.76	30.60	29.77	28.41	28.41	28.41	28.41	28.41	28.41	28.41	28.41
	新分別	g/人・日	21.63	20.03	17.63	17.44	17.33	17.33	17.33	41.40	41.40	41.40	41.40	41.40
	粗大ごみ	g/人・日	7.49	7.42	7.48	7.34	6.28	6.24	5.99	5.96	5.94	5.92	5.90	5.78
	事業系ごみ原単位	t/日	47.32	48.62	48.47	49.11	53.01	51.75	50.49	49.23	47.97	46.71	45.44	45.44
	年間日数	日	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365
総 排 出 ご み	家庭系総排出ごみ	t/年	44,135.72	44,243.10	43,535.69	42,761.57	41,803.16	39,612	37,158	36,953	36,768	36,698	36,441	35,173
	再資源化集団回収	t/年	6,556.72	6,326.10	6,038.69	5,685.57	5,533.16	6,380	6,324	6,288	6,257	6,245	6,201	5,985
	家庭系ごみ	t/年	37,579	37,917	37,497	37,076	36,270	33,232	30,834	30,665	30,511	30,453	30,240	29,188
	日常(可燃)ごみ	t/年	33,538	33,926	33,692	33,347	32,716	29,672	27,305	25,502	25,355	25,291	25,099	24,130
	資源物	t/年	2,054	2,109	2,090	2,035	1,941	1,946	1,938	1,936	1,934	1,936	1,929	1,901
	新分別	t/年	1,476	1,373	1,204	1,192	1,184	1,187	1,182	2,821	2,818	2,822	2,811	2,770
	粗大ごみ	t/年	511	509	511	502	429	427	409	406	404	404	401	387
	事業系ごみ	t/年	17,272	17,796	17,691	17,925	19,348	18,941	18,429	17,969	17,509	17,096	16,586	16,586
	可燃ごみ	t/年	15,620	16,230	16,223	16,509	17,960	17,582	17,107	16,680	16,253	15,869	15,396	15,396
	資源物	t/年	262	269	262	248	250	245	238	232	226	221	214	214
資源化 量	粗大ごみ	t/年	1,390	1,297	1,206	1,168	1,138	1,114	1,084	1,057	1,030	1,006	976	976
	排出ごみ(家庭系+事業系)	t/年	54,851	55,713	55,188	55,001	55,618	52,173	49,263	48,634	48,020	47,549	46,826	45,774
	可燃ごみ	t/年	49,158	50,156	49,915	49,856	50,676	47,254	44,412	42,182	41,608	41,160	40,495	39,526
	資源物	t/年	2,316	2,378	2,352	2,283	2,191	2,191	2,176	2,168	2,160	2,157	2,143	2,115
	新分別	t/年	1,476	1,373	1,204	1,192	1,184	1,187	1,182	2,821	2,818	2,822	2,811	2,770
	粗大ごみ	t/年	1,901	1,806	1,717	1,670	1,567	1,541	1,493	1,463	1,434	1,410	1,377	1,363
	総排出ごみ	t/年	61,407.72	62,039.10	61,226.69	60,686.57	61,151.16	58,553	55,587	54,922	54,277	53,794	53,027	51,759
	総排出ごみ原単位	g/人・日	899.91	904.83	896.51	887.79	895.13	854.75	814.69	805.95	797.48	789.21	781.07	773.63
	総資源化量	t/年	9,577.98	9,100.49	8,641.13	8,230.64	7,985.37	8,832	8,756	10,348	10,305	10,292	10,226	9,955
	再資源化集団回収	t/年	6,556.72	6,326.10	6,038.69	5,685.57	5,533.16	6,380	6,324	6,288	6,257	6,245	6,201	5,985
資源化 率	排出ごみ資源化量	t/年	3,021.26	2,774.39	2,602.44	2,545.07	2,452.21	2,452	2,432	4,060	4,048	4,047	4,025	3,970
	総資源化率	%	15.60%	14.67%	14.11%	13.56%	13.06%	15.08%	15.75%	18.84%	18.99%	19.13%	19.28%	19.23%
	再資源化集団回収資源化率	%	10.68%	10.20%	9.86%	9.37%	9.05%	10.90%	11.38%	11.45%	11.53%	11.61%	11.69%	11.56%
	排出ごみ資源化率	%	4.92%	4.47%	4.25%	4.19%	4.01%	4.19%	4.38%	7.39%	7.46%	7.52%	7.59%	7.67%

注) 年間日数は、閏年を考慮している。
四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

5. 国・府の将来目標の検証

現状ごみ処理システムを継続し、計画収集人口・ごみ量の将来予測結果のまとめに基づき、国、府の将来目標との検証をする。

(1) 国の将来目標（循環基本計画：平成25年5月策定）

循環基本計画の将来目標との比較を表2-3-2に示す。

- ① 国民、事業者双方に係る取り組み指標として、「1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たりに換算）」を平成12年度比で約25%減とする目標を参考に本市の目標を設定する。
- ② 家庭系ごみに関しては、国民のごみ減量化への努力や分別収集への協力を評価するため、集団回収量、資源ごみ等を除いた値を「1人1日当たりに家庭から排出するごみの量」とし、平成12年度比で約25%減とする目標を参考に本市の目標を設定する。
- ③ 事業系ごみについては、事業所数の変動が大きいこと、事業所規模によってごみの排出量に顕著な差がみられることなどから、1事業所当たりではなく、事業系ごみの「総量」について、平成12年度比で約35%減とする目標を参考に本市の目標を設定する。

表2-3-2 循環基本計画の将来目標との比較

項目	年度 単位	平成12年度 実績 (基準年度)	平成26年度 実績 (参考)	短期目標 平成32年度 減量目標	国目標値 平成32年度 対比
		平成12年度 対比			
計画収集人口	人	176,044	187,166	—	186,000
年間日数	日	365	365	—	365
再資源化集団回収	t/年	6,451	5,533	▲14.23%	6,201
	g/人・日	100	81	▲19.32%	91
家庭系ごみ	t/年	44,420	36,270	▲18.35%	30,240
	g/人・日	691	531	▲23.20%	445
日常(可燃)ごみ	t/年	38,977	32,716	▲16.06%	25,099
	g/人・日	607	479	▲21.05%	370
資源物+新分別	t/年	3,178	3,125	▲1.67%	4,740
	g/人・日	49	46	▲7.51%	70
粗大ごみ	t/年	2,265	429	▲81.06%	401
	g/人・日	35	6	▲82.19%	6
日常(可燃)ごみ +粗大ごみ	t/年	41,242	33,145	▲19.63%	25,500
	g/人・日	642	485	▲24.41%	376
事業系ごみ	t/年	25,518	19,348	▲24.18%	16,586
総排出ごみ	t/年	76,389	61,151	▲19.95%	53,027
	g/人・日	1,189	895	▲24.70%	781

注) 総排出ごみ:再資源化集団回収+家庭系ごみ+事業系ごみ

四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

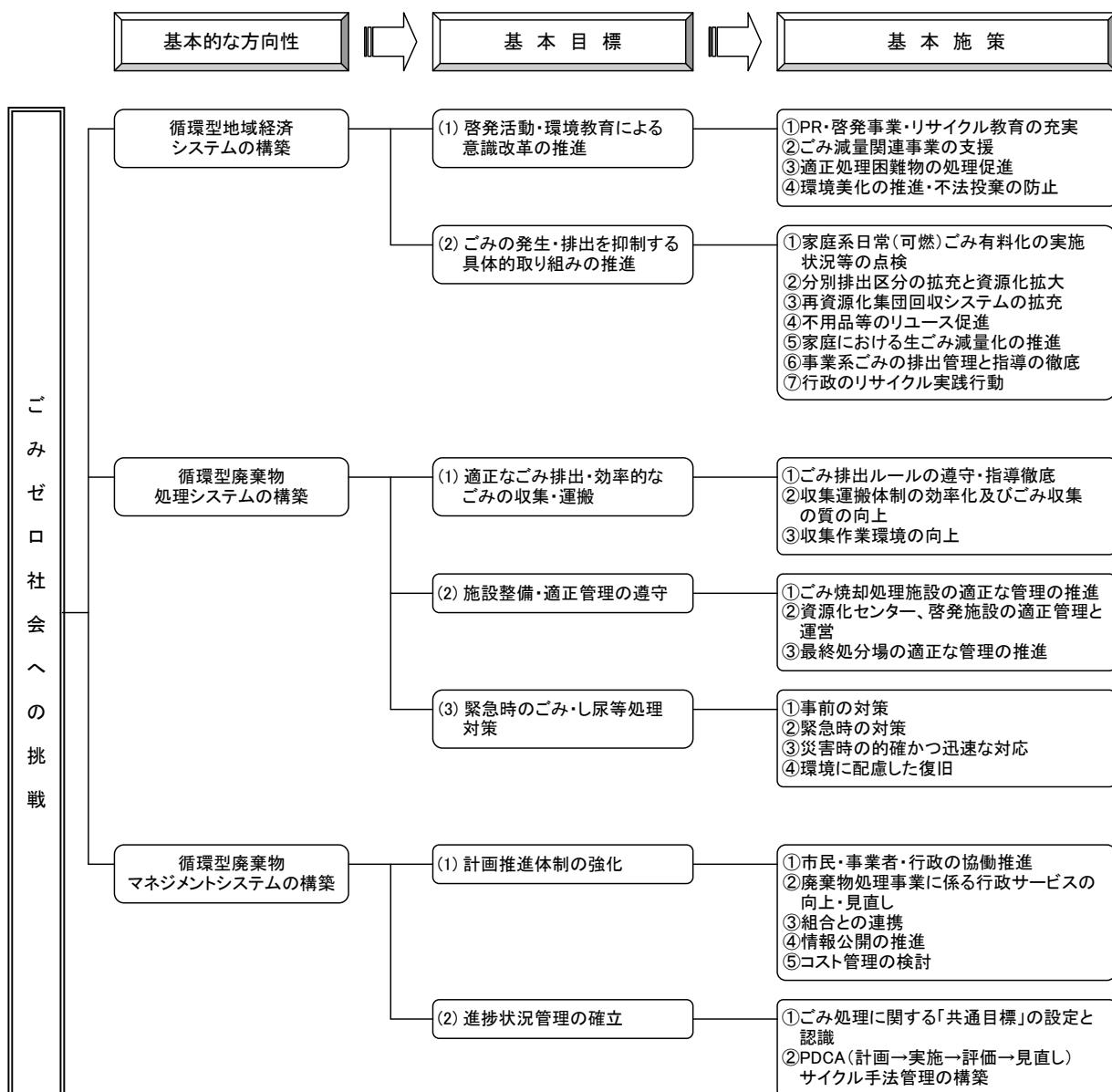
国目標値:循環基本計画(平成25年5月)の目標値(平成12年度実績に対する削減率)

(2) 府の将来目標（大阪府循環型社会推進計画：平成24年3月策定）

大阪府循環型社会推進計画は、平成19年度実績に対し、平成27年度の目標を掲げている。しかし、本計画は平成27年度に策定作業を進めている状況であることから、平成27年度目標との比較は行わないものとする。

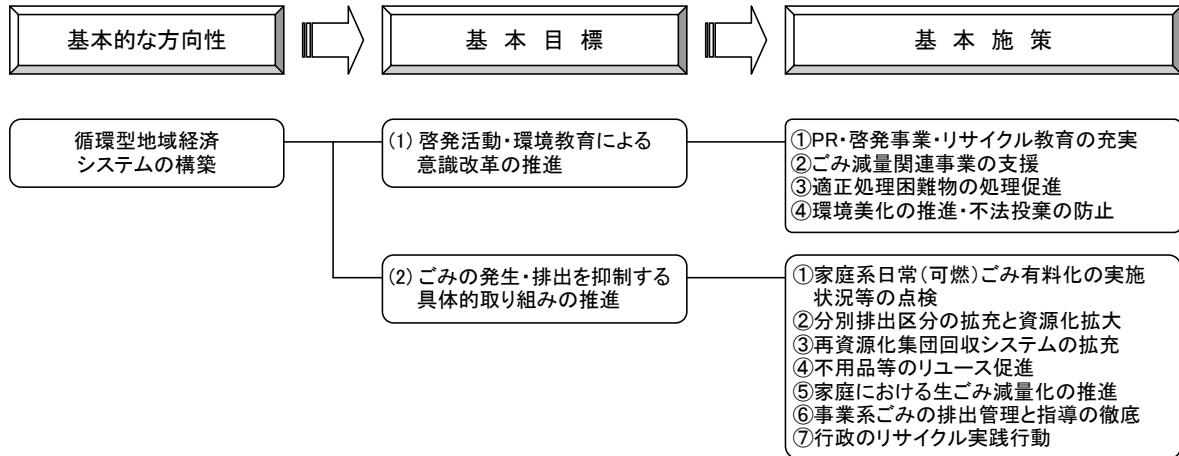
第4節 ごみ処理基本計画

基本理念を実現するためのシステム構築に向けて、基本目標に基づき展開すべき基本施策の体系は、以下に示すとおりである。



1. 循環型地域経済システムの構築に向けた基本目標と基本施策

市民・事業者・行政のそれぞれの役割と責任を明確にしつつ、啓発活動や環境教育による意識改革を図るとともに、分別収集強化の検討をはじめとしたごみの発生・排出抑制や併せて実施する新たなごみ減量策などを柱として今後のごみ処理を推進する。



(1) 啓発活動・環境教育による意識改革の推進

① PR・啓発事業・リサイクル教育の充実

市民・事業者・行政それぞれの日常的な連携の推進に向けて、ごみ減量、リサイクル推進の意識の定着のために、子どもから大人までの一貫した環境教育を積極的に行い、各種イベント、キャンペーン、施設見学及び講座を実施するとともに、図書等を制作するなど学習・交流の機会を拡充していく。

さらに、情報化を総合的に進めるとともに、インターネット等を利用したPRやリサイクル等のマグネットパネルの車両への貼付などの啓発にも努めていく。

また、市民がごみ処理に対して信頼と安全・安心を実感できるように、ごみ焼却処理施設、最終処分場等の情報も公開していくとともに、事業者に対しても、ごみ減量セミナーや実践事例の情報提供等を充実させていく。

【基本的な取り組み】

- 環境教育の推進
- ITを活用した啓発
- ごみ処理・処分施設の情報提供

② ごみ減量関連事業の支援

市民・事業者・各種団体等が環境にやさしい行動を積極的に実践できるよう、ごみ減量やリサイクルに関する情報を提供するとともに、関係者が自主的かつ活発な交流及び情報の発信と交換等を行うことができるシステムづくりを支援していく。特に、平成24年4月よりごみの減量を更に進めるためにごみダイエット作戦と称して、「生ごみの水切り」と、「日常(可燃)ごみに含まれる紙類の資源化」を推進しているが、この2点について市民が徹底できるよう、引き続き啓発に取り組んでいく。

【基本的な取り組み】

- ごみ減量化・資源化に関する情報発信等システムの構築
- 家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査・研究

③ 適正処理困難物の処理促進

組合のごみ処理施設における適正処理が困難な廃棄物を市民に周知するとともに、そのリサイクル及び処理についての販売店引き取り等を含めた適正処理ルートを確立していく。

【基本的な取り組み】

- 適正処理困難物の周知と処理ルートの確立

④ 環境美化の推進・不法投棄の防止

広場、道路等のごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを推進するため、ごみ減量等推進員（リサイクリーン）と連携し、キャンペーン、PR等の啓発事業を実施していく。

また、「環境美化・不法投棄防止」のマグネットパネルを貼付した公用車によるパトロール巡回や業務委託による不法投棄防止監視パトロールの強化、不法投棄防止監視カメラの設置などにより、不法投棄や不適正排出を防止し、一層の良好な地域環境の保全に努めていく。

【基本的な取り組み】

- 地域清掃活動の支援
- 不法投棄防止の看板設置
- 不法投棄防止監視パトロールの強化
- 職員通報システムの構築

(2) ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進

① 家庭系日常（可燃）ごみ有料化の実施状況等の点検

平成27年10月から実施している家庭系日常（可燃）ごみ有料化（指定袋制）については、市民への周知徹底を図るとともに、実施状況及びその効果について点検・評価を行い、必要に応じて効果の維持もしくは効果を向上させる対策を検討、実施していく。また、実施状況や効果結果を市民に公表することによって、市民の更なる意識改革を図るものとする。

【基本的な取り組み】

- 有料化の実施状況及び効果についての点検・評価及び公表

② 分別排出区分の拡充と資源化拡大

減量化・資源化を中心としたごみの排出ルールを整備し、拠点回収における資源物回収を実施する等の効果的な排出区分となるよう見直しを行っていく。

容器包装廃棄物への対応として、品目指定での分別収集を行っているその他プラスチック製容器包装の分別収集を実施する。

また、小型家電リサイクル法に基づき、携帯電話やデジタルカメラ等の使用済小型電子機器等の回収システムについて、他市の取り組み等を参考に研究する。

【基本的な取り組み】

- その他プラスチック製容器包装分別収集の実施
- 小型家電リサイクル回収システム整備の研究
- 店頭回収等の回収先拡充

③ 再資源化集団回収システムの拡充

自治会・町内会・子ども会等が行う再資源化集団回収の支援を継続するとともに、積極的な参加の呼びかけと啓発を推進していく。また、行政回収と集団回収の比率について、集団回収の割合を高めていくよう、集団回収の積極的な利用や未実施地域への呼びかけ等、更なる拡充が必要である。

【基本的な取り組み】

- 再資源化集団回収の啓発・強化
- 行政回収から集団回収への排出移行の誘導
- 集団回収未実施地域への呼びかけ

④ 不用品等のリユース促進

リサイクルプラザ（不用品の再生販売、フリーマーケットの開催など）関連情報については、インターネット等での提供を検討し、不用品等の再使用を促進していく。

【基本的な取り組み】

- リサイクルプラザ関連情報提供システムの構築
- フリーマーケットの開催検討
- 不用品等のリユースの広域化

⑤ 家庭における生ごみ減量化の推進

家庭内での食品ロスの削減や水切りの徹底についての啓発を行い、生ごみ発生の抑制に努める。

また、生ごみ堆肥化容器は、家庭から排出される生ごみの減量化・資源化のための有効な手段であり、関連情報の提供を積極的に行うとともに購入費補助制度の周知を継続していく。

【基本的な取り組み】

- 食品ロスの削減、生ごみの水切りの徹底についての啓発
- 生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の拡充やPR、啓発の充実
- 生ごみ処理器「キエ一口」の効果の検証

⑥ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについては、業種に応じたごみの発生抑制・資源化方法について指導・啓発を行い、事業者責任の確立やごみ減量指導を強化していく。

【基本的な取り組み】

- 事業系ごみ排出実態の把握
- ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成検討
- 事業所向け自主回収の協力要請
- 事業所向け実践事例情報提供
- 事業所向けリサイクルシステム及びリサイクル業者情報提供
- 多量排出事業者に対する減量の協力要請
 - ・多量排出事業者に対する減量計画書提出の徹底
 - ・廃棄物管理責任者への減量の協力要請
 - ・多量排出事業所の立入調査実施の検討
 - ・優良事業所の表彰制度導入の検討

⑦ 行政のリサイクル実践行動

公共施設におけるごみのリサイクルを率先して実施し、併せて学校給食等の生ごみリサイクルや緑のリサイクルの実施を推進していく。

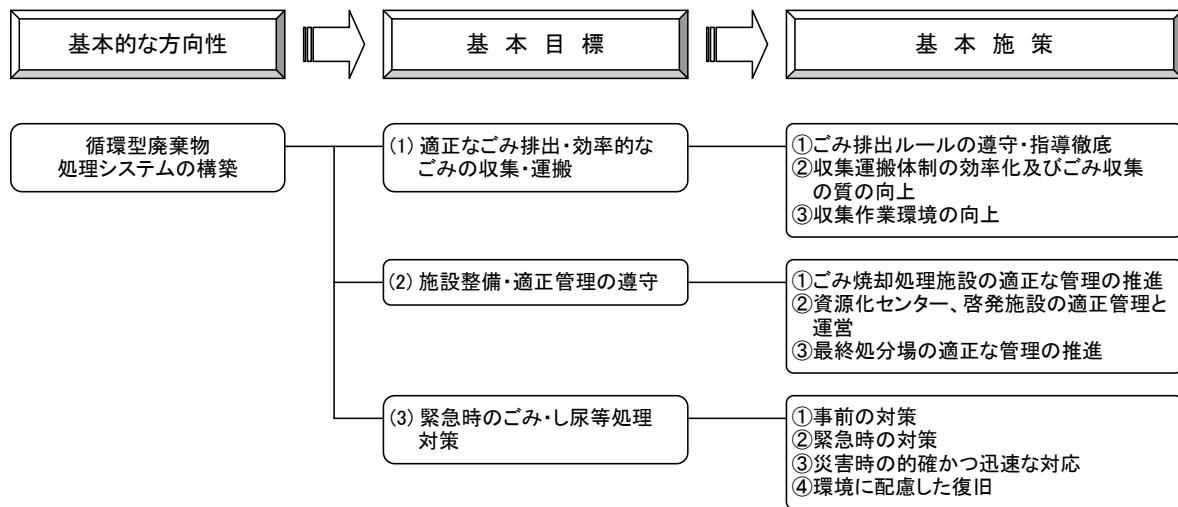
また、職員の減量リサイクル意識を徹底し、公共施設におけるごみ減量リサイクルに積極的に取り組んでいく。

【基本的な取り組み】

- 職員の減量意識の徹底
- 学校給食等の生ごみリサイクルの検討
- 公園等の剪定枝活用促進の検討

2. 循環型廃棄物処理システムの構築に向けた基本目標と基本施策

多様化が求められるごみの適正管理に対応するために、ごみの排出方法の改善及び効率的なごみの収集・運搬体制の確立を図るとともに、適正なごみ処理施設等の整備や、緊急時のごみ処理対策などを柱として、今後のごみ処理を推進する。



(1) 適正なごみ排出・効率的なごみの収集・運搬

① ごみ排出ルールの遵守・指導徹底

ごみ集積所の清潔保持と管理強化を図るため、ごみ減量等推進員（リサイクリーン）の協力を得ながら、ごみの排出ルールの遵守・指導及び不法投棄防止対策を行っていく。

【基本的な取り組み】

- チラシの発行によるごみの分け方・出し方の周知徹底の継続
- 出前講座によるごみの分け方・出し方の周知徹底の充実
- ごみ減量等推進員（リサイクリーン）と連携した地域への周知徹底
- 未分別ごみへの警告シールの貼付
- 未分別ごみの多いマンション等に対するごみの分け方・出し方の指導

② 収集運搬体制の効率化及びごみ収集の質の向上

今後の収集品目の拡充・変更や、収集経路やごみの排出者の利便性等を勘案し、収集運搬体制の効率化を図っていく。

また、収集の質の向上と効率化に努めるとともに、高齢化社会に対応したごみ収集について、福祉部門、町会・自治会、市民ボランティア団体等と連携した対応について検討していく。

【基本的な取り組み】

- リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立
- 福祉部門や町会・自治会等ボランティアとの連携

③ 収集作業環境の向上

収集作業の安全性や効率性を高め、良好な作業環境の確保と分別排出の徹底を図るた

め、職員研修等を実施していく。

また、ごみ収集運搬車両の機能強化と適正な運行管理を継続するとともに、低公害車等の導入を検討していく。

【基本的な取り組み】

- 交通安全研修等の実施と職員の意識向上
- 分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保
- 環境に配慮した収集機材（車両など）の導入

(2) 施設整備・適正管理の遵守（組合）

① ごみ焼却処理施設の適正な管理の推進

ごみ焼却処理施設（1・2号炉）については、維持管理の徹底と周辺環境に配慮した運転管理を継続するとともに、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用（廃棄物発電事業）も継続的に進めていく。

また、組合と組合構成3市の協力によりごみ焼却処理施設の延命化を図る。

【基本的な取り組み】

- ごみ焼却処理施設の維持管理の徹底
- エネルギーの有効活用及び周辺の環境に配慮したごみ焼却処理施設の運転管理
- 組合と組合構成3市の協力によりごみ焼却処理施設の延命化を図る。

② 資源化センター、啓発施設の適正管理と運営

平成28年4月供用開始の資源化センターについては、効率的な資源回収を行うための管理・運営体制を整備する。また、新たに資源化処理を行うプラスチック製容器包装については、分別基準適合物として指定法人への再商品化を委託するとともに、他の容器包装についても指定法人ルートによる再商品化を検討していく。さらに、既存の啓発施設や新たに整備された泉北リユース館における啓発機能の充実を図る。

【基本的な取り組み】

- 効率的な資源回収を行うための管理・運営体制の整備
- プラスチック製容器包装等の指定法人ルートによる再商品化の検討
- 市民が積極的に利用できる啓発機能の充実

③ 最終処分場の適正な管理の推進

組合では、松尾寺山最終処分場の水質検査等を定期的に実施し、結果を公表し、適正な維持管理を行う。

【基本的な取り組み】

- 松尾寺山最終処分場施設の延命化
- ごみ減量化・資源化による最終処分量の削減

(3) 緊急時のごみ・し尿等処理対策

① 事前の対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかなように、大地震による災害は被害が広い範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較しても大きい。がれき等の廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であるほか、交通の途絶等に伴いごみ・し尿等についても平常時の収集・処理を行うことが困難である。

また、集中豪雨や台風等により大規模な水害が発生した場合、一時的に大量のごみ・し尿等が発生し、さらに道路の通行不能等によって、平常時と同様の収集・運搬処理では困難となる。

本市及び組合は、大阪府泉州地域の各市町等と「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」を締結しており、災害発生時や施設事故等に対し、一般廃棄物（ごみ）処理に係る総合的な相互支援を図ることとする。

【基本的な取り組み】

- 危機管理所管と協議を行う。

② 緊急時の対策

他の自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を推進するとともに、ごみ・し尿等処理施設の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などのごみ・し尿等に係る緊急時の対策と整備を行っていく。

【基本的な取り組み】

- 廃棄物処理施設の防災体制の整備

③ 災害時の的確かつ迅速な対応

災害発生時のごみ・し尿等処理の指針となる、「和泉市地域防災計画」（平成27年4月策定）に基づいて、災害発生時に的確かつ迅速な対応を図っていく。

【基本的な取り組み】

- 広域的連携の強化
 - ・周辺自治体との連携強化
 - ・震災等災害時の相互応援・支援体制の拡充

④ 環境に配慮した復旧

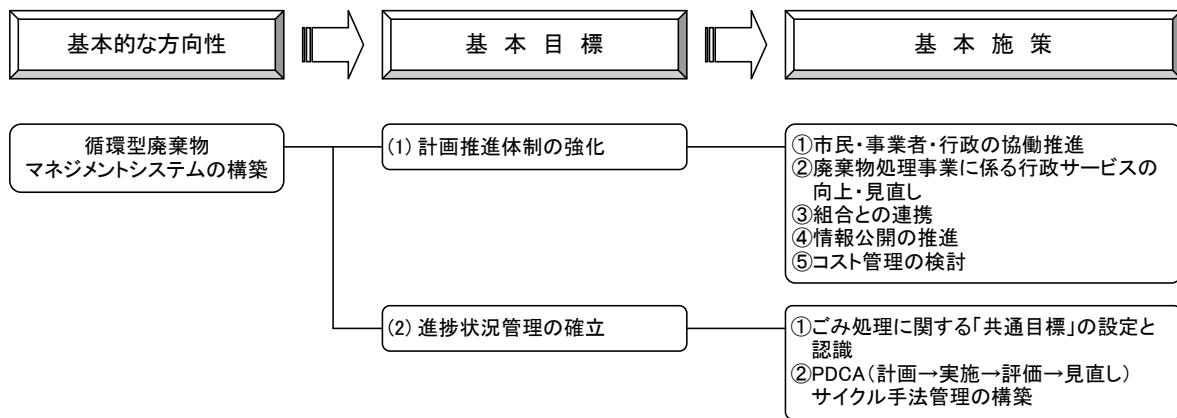
市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現するため、災害廃棄物の撤去や処理等を環境に配慮しつつ効率的に行っていく。

【基本的な取り組み】

- 環境に配慮した災害廃棄物の処理
- 災害廃棄物の一時集積場所の検討、確保

3. 循環型廃棄物マネジメントシステムの構築に向けた基本目標と基本施策

本計画の推進体制の強化を図るとともに、各施策の進捗状況管理の確立等を柱とする循環型廃棄物マネジメントシステムの構築を推進する。



(1) 計画推進体制の強化

① 市民・事業者・行政の協働推進

循環型社会を構築していくための市民・事業者・行政の相互の連携・協働を強化し、ごみ処理事業の計画的な推進を図っていく。

【基本的な取り組み】

○市民・事業者・行政の共通的な役割

- ・協働とパートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり
- ・減量計画（アクションプログラム）の作成検討
- ・ごみ減量等推進員（リサイクリーン）等と連携した減量計画に基づく実践行動
- ・エコ・ショッップと連携した環境配慮型販売システムの拡充

○市民の役割

《リデュース》

◆ごみ排出者としてごみの発生抑制に対する努力

◆生ごみの発生抑制・減量

- ・食品は、計画的に購入し、使い切る。
- ・食べ残しをしない。
- ・水切りを徹底する。

◆容器包装の使用自粛

- ・簡易包装の依頼、マイバッグ等の持参
- ・バラ売り商品の購入
- ・詰替え商品の購入

◆修理・修繕サービスの活用による製品の長期使用

◆「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視

《リユース》

◆リサイクルプラザの活用（不用品の提供や「ゆずります・ゆずって下さい」の情報

掲示コーナーの活用等)

- ◆フリーマーケットやリサイクルショップの活用

- ◆裏紙をメモ用紙に利用

- ◆繰り返し使えるリターナブル容器を選択

《リサイクル》

- ◆分別排出の徹底

- ◆地域の集団回収の活用や店頭回収への協力

- ◆生ごみ堆肥化容器を利用

- ◆リサイクル製品の購入

- ◆環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践

○事業者の役割

- ・ライフサイクルアセスメントをはじめとする環境マネジメントの実践

- ・事業活動や製品に関する環境情報の開示

- ・修理・修繕の可能な製品・サービスの提供

- ・素材産業と加工組立産業の連携等、業種間の連携による取り組み

- ・環境負荷の低減に配慮した製品の設計・製造・販売

- ・環境への負荷の少ない製品の購入及び事業活動における使用

- ・製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施

【業種別の取り組みチェックシート】

取り組み＼業種別	事務所	店舗	飲食店	旅館その他宿泊施設	金融・保険施設	学校	劇場・娯楽施設	工場	倉庫施設	保健・福祉施設	病院施設	その他施設
1.従業員に訓示、教育、研修などを実施するとともに、分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの減量と分別排出の徹底を図る。												
2.内部文書・事務の見直し等によりペーパレス化を進める。												
3.再生紙やトイレットペーパー等の再生品の購入を進める。												
4.裏面が白紙のOA用紙、広告紙の裏面を活用する。												
5.段ボール、新聞、雑誌等は資源回収業者へ引き渡す。												
6.個々のごみ箱を撤去し、ごみを出さない意識を定着させる。												
7.事務机やロッカーなどは補修、再利用を促進するとともに、社内リサイクルについても積極的に取り組む。												
8.使い捨て容器や食べ残しなどの弁当くずを減らす。												
9.従業員食堂、給食、レストラン等でのメニューを工夫し、食べ残しを減らす。												
10.事務部門でOA用紙の使用を抑制する。												
11.チラシなどには積極的に再生紙を使う。												
12.食材や物品の仕入れを繰り返し使える箱(通い箱)にする。												
13.びん、かん、ペットボトルなどは納入業者による引き取りを促す。												
14.トイレでのペーパータオルの使用をやめる。												
15.生ごみを排出する際は、十分に水切りを行い、量を減らす。												
16.生ごみは業務用生ごみ処理機の活用などにより減量化・堆肥化を行う。												
17.在庫管理を徹底し、売れ残りを減らす。												
18.年齢層に応じたメニューを用意するなど、食べ残しを減らす工夫をする。												
19.廃食用油の分別排出、再資源化を進めれる。												
20.食品納入業者に容器の引き取りを促す。												
21.割り箸など使い捨て品の利用を減らす。												
22.箸袋の簡素化や省略化を進める。												
23.小サイズ包装の砂糖、調味料等の使用を控える。												
24.紙製おしぶりを布製にかえる。												
25.新聞、雑誌等は購買内容の見直しを行う。												
26.食堂での箸は再使用可能なものへの切り替えを進める。												
27.商品管理を徹底し、パレット、梱包材などの木くずを少なくする。												
28.木くずの堆肥化を進める。												
29.裸売りや量り売り等を導入する。												
30.シャンプー等詰め替え製品を積極的に販売する。												
31.簡易包装、再生品・環境にやさしい商品の販売を推進する。												
32.消費者へ買い物袋の持参を呼びかける。												
33.簡易包装を推進し、過剰包装はやめる。												
34.商品の故障修理の相談に応じる体制をつくる。												
35.販売した包装容器の回収、買い替え時の不用品の引き取りを積極的に行う。												
36.紙パック、食品トレイ等の店頭回収を行う。												
37.児童、生徒に対してごみの減量化・資源化の教育を実施する。												
38.できる限り再生品やリサイクルしやすいものを使う。												

○行政の役割

- ・ごみ処理行政の着実な実施とごみ減量等推進審議会の運営
- ・分別収集の実施、市民への周知
- ・市民の参加意識を高めるような普及啓発
- ・リサイクルプラザ等によるリユースの拡充
- ・違法な処理・処分に的確に対応する指導体制の強化
- ・自らの活動に伴う環境保全対策の実施
- ・公共事業をはじめとする公共的物資について、環境に配慮した製品やサービスを積極的に採用する等の配慮

② 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上・見直し

本市のごみに関する施策の効果や課題・留意点等の確認・検討等を行い、住民に対する廃棄物行政サービスの点検を実施するため、ごみに係る住民意向調査の検討を行っていく。

【基本的な取り組み】

- ごみ処理に関する市民意識アンケート調査の検討

③ 組合との連携

本市のごみ処理は、組合で中間処理・最終処分を行っている。

のことから、組合との連携・協力を積極的かつ計画的に取り組んでいく。

【基本的な取り組み】

- 組合との連携・協力

④ 情報公開の推進

本市のごみ量やごみ処理経費、組合施設の稼働状況、環境測定結果等に関する情報について、広報紙及び市のホームページなどにより情報公開を行っていく。また、ごみ減量等推進審議会や市民への情報公開を積極的に行い、計画推進に対しての意見を広く求めていく。

【基本的な取り組み】

- 情報の提供と広範な意見募集活動の継続

⑤ コスト管理の検討

計画的・効果的に各種の施策の展開を進めるためには、経営的視点から事前事後の評価を行う必要がある。

また、市民や事業者にとっての利便性や環境負荷、経費等の管理指標を含めた調査を行い、コスト管理の研究と検討に努めていく。

【基本的な取り組み】

- 廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査・研究

(2) 進捗状況管理の確立

① ごみ処理に関する「共通目標」の設定と認識

市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみ処理や資源循環に関する「共通目標」を設定し認識を深めることで、循環型社会の構築に向けた相互の意識の高揚に努めていく。

【基本的な取り組み】

- ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知

② P D C A (計画→実施→評価→見直し)サイクル手法管理の構築

本市のごみ処理に対する基本的方針や計画と、循環型社会の構築に向けた共通目標の達成状況や各施策の進行状況を把握し、課題等を明らかにしながら、本計画の各施策の見直しに反映するため、更なる方針・計画の作成に向けたP D C Aサイクル手法管理の構築に努めていく。

【基本的な取り組み】

- P D C Aサイクル手法管理の導入に向けた調査・研究

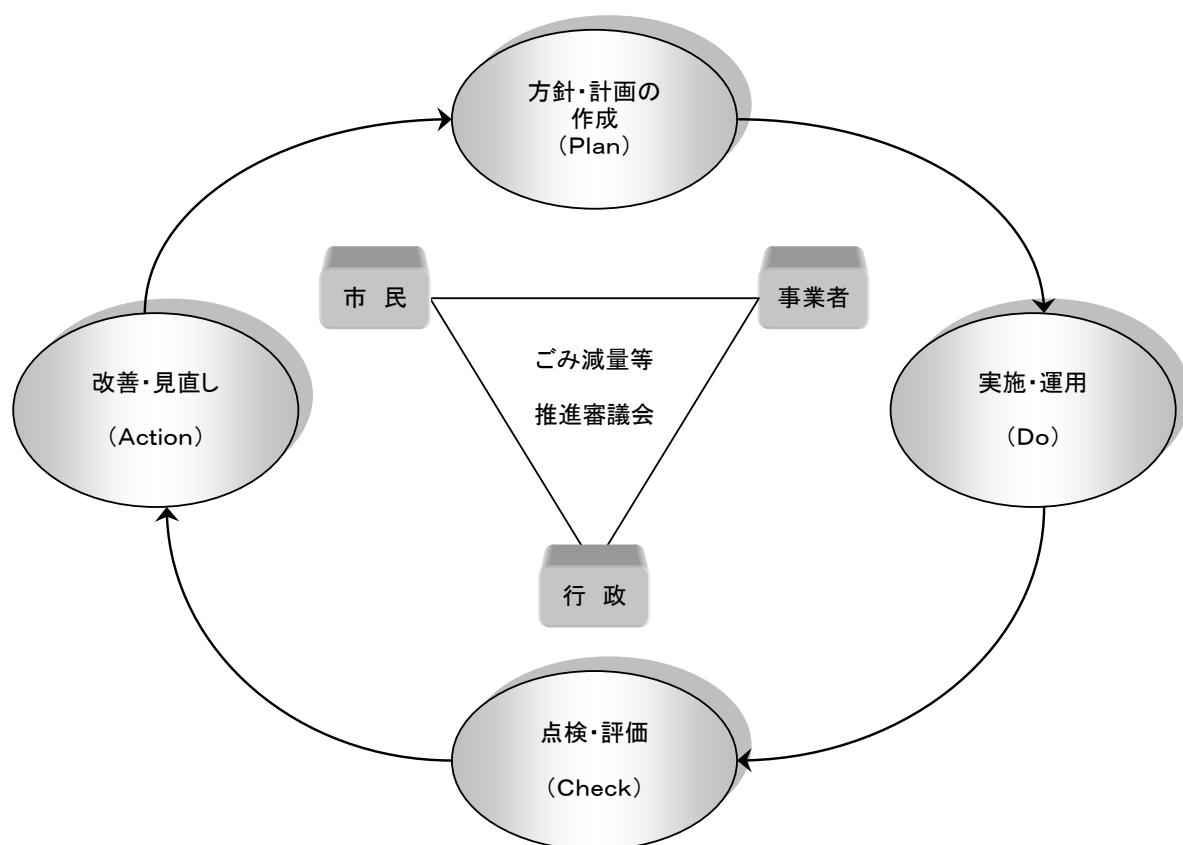


図 2-4-1 P D C A サイクル手法管理のイメージ

※PDCA(Plan—Do—Check—Action)サイクルとは、①方針・計画の作成(Plan)、②その実施と運用(Do)、③点検(Check)、④改善・見直し(Action)という手順を繰り返し、サイクルを重ねることにより、目的及び目標を着実に達成していくとともに、より高い目的や目標の実現に向けてステップアップしていくシステムのことである。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の基本方針

1. 計画の基本的な考え方

本市の主要な生活排水処理施設である公共下水道については、昭和40年代から泉北環境整備施設組合により高石処理区を整備し、昭和60年度より流域下水道の進捗に合わせ公共下水道事業に着手した。その後、平成25年度からは市街化調整区域についても事業を開始し整備を推進している。また、平成26年4月には高石処理区を流域関連公共下水道に統合した。

平成27年4月から下水道全体計画区域を除いた浄化槽整備区域において、市が主体となって高度処理型合併処理浄化槽の設置及び維持管理を行う、浄化槽市町村整備推進事業により早期に生活排水処理の適正化を図っている。

なお、下水道全体計画区域内であっても、下水道整備に期間を要する区域では、個人が合併処理浄化槽を設置する費用の一部を補助する浄化槽設置整備事業により、生活排水処理の適正化を図っている。

今後も引き続き生活排水処理の推進のために、地域特性に応じて公共下水道、合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、一般家庭・事業者等の生活排水に対する関心を高め、水環境保全の重要性について一層の啓発をしていく。

①自然環境の負荷の低減

生活排水の処理は下水道による処理を基本としており、下水道事業計画区域における公共下水道の整備、普及を図っていく。

下水道事業計画区域外では、合併処理浄化槽の普及・促進により、生活排水処理を進めしていく。

②適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿処理施設に搬入されるし尿や浄化槽汚泥の量や質に変化がみられる。これらの変化に対応して適正な処理が行われるよう維持管理の徹底を実施するとともに、設備の整備を実施し、施設の延命化を図っていく。

2. 生活排水の数値目標

生活排水処理率 ((水洗化・生活雑排水処理人口) / 計画処理区域内人口 × 100) の現状及び目標を以下に示す。

平成26年度の生活排水処理率の実績 : 83.7%

平成42年度の生活排水処理率(長期目標) : 90.9%

第2節 生活排水処理事業の概況

1. 現状生活排水処理システム

(1) 現状生活排水処理フロー

現状生活排水処理フローを図3-2-1に示す。

一般家庭や事業所等で発生した生活雑排水及びし尿は、下水道処理、合併処理浄化槽で処理され放流されている。一方、単独処理浄化槽やし尿汲み取りの場合は、し尿は処理されるが、生活雑排水が未処理のまま放流されている。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生した汚泥及びし尿汲み取りのし尿は、第1事業所のし尿処理場にて適正に処理している。

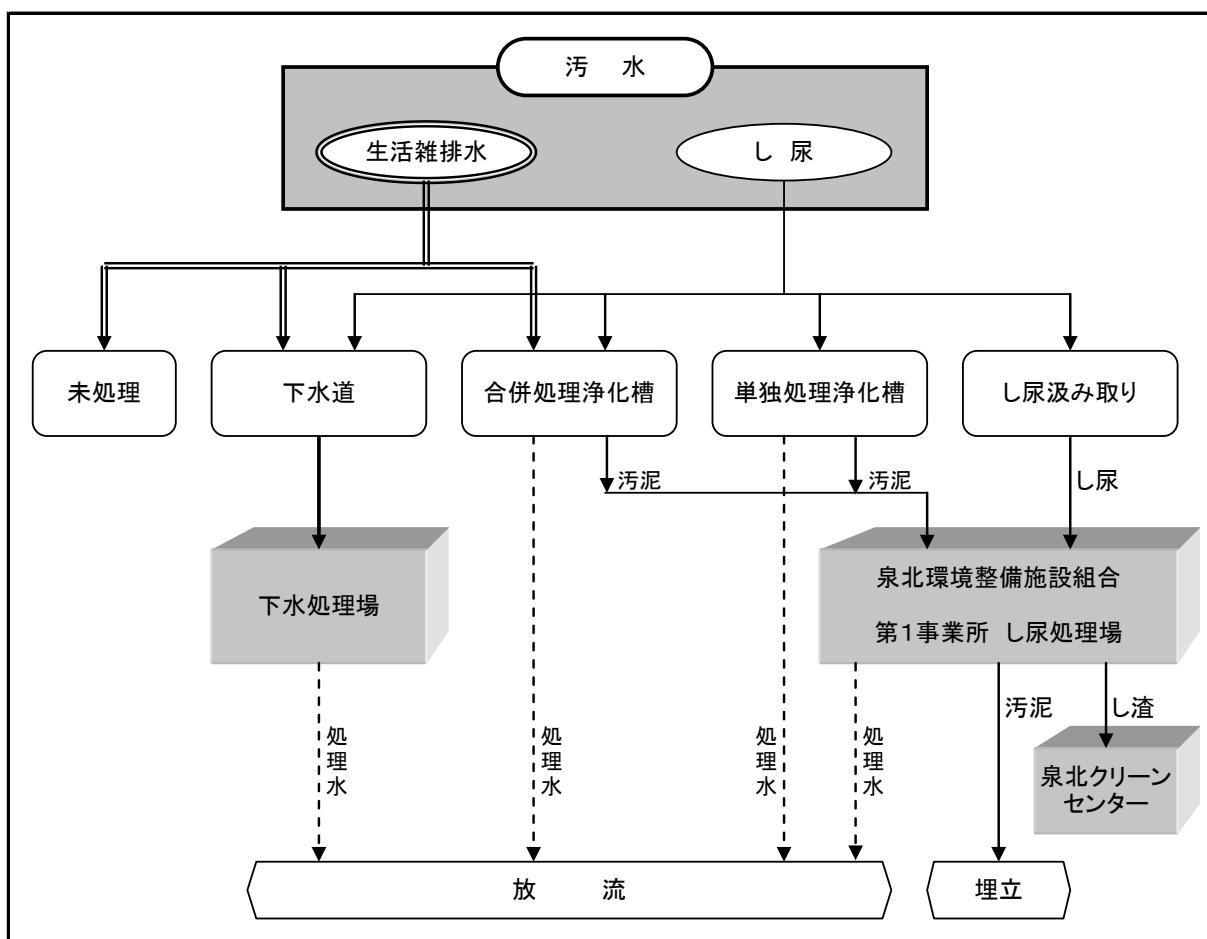


図 3-2-1 現状生活排水処理フロー

(2) 生活排水排出システム

① 生活排水処理人口

生活排水処理形態別人口の実績推移を表3-2-1及び図3-2-2に示す。

本市は、主に、公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を進めている。

平成26年度末では、計画処理区域内人口187,166人の内、生活排水の適正処理を行っている人口は156,626人であり、生活排水処理率は83.7%((水洗化・生活雑排水処理人口)／計画処理区域内人口×100)に達している。

表3-2-1 生活排水処理形態別人口の実績推移

項目＼年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画処理区域内人口	186,953	187,334	187,108	187,279	187,166
水洗化・生活雑排水処理人口	149,531	151,797	152,925	155,299	156,626
下水道人口	136,012	137,876	139,059	141,648	143,005
合併処理浄化槽人口	13,519	13,921	13,866	13,651	13,621
単独処理浄化槽人口	21,599	20,597	19,824	18,672	18,111
非水洗化人口	15,823	14,940	14,359	13,308	12,429
計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率	80.0%	81.0%	81.7%	82.9%	83.7%

注) 生活排水処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

資料: 市データ

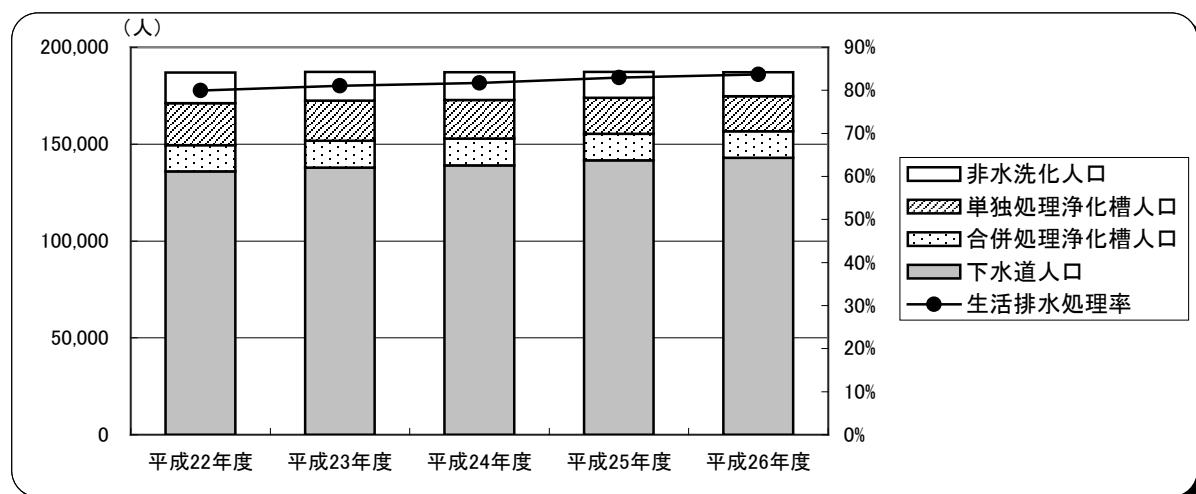


図3-2-2 生活排水処理形態別人口の実績推移

② し尿・浄化槽汚泥発生量

し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移を表3-2-2及び図3-2-3に示す。

し尿発生量は、平成22年度以降減少し続けているが、浄化槽汚泥発生量は平成22年度以降微減・微増をしている。また、し尿発生原単位は平成22年度から微増しているが、浄化槽汚泥発生原単位は平成22年度以降微減・微増をしている。

表3-2-2 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移

項目＼年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
収集人口 (人)	非水洗化人口	15,823	14,940	14,359	13,308	12,429
	浄化槽人口	35,118	34,518	33,690	32,323	31,732
発生量 (kL/年)	し尿発生量	24,139.8	22,957.2	21,931.2	21,009.6	20,901.6
	浄化槽汚泥発生量	12,742.2	13,172.4	12,081.6	13,287.6	12,767.4
	合 計	36,882.0	36,129.6	34,012.8	34,297.2	33,669.0
年間日数(日)		365	366	365	365	365
原単位 (L/人・日)	し尿発生原単位	4.18	4.20	4.18	4.33	4.61
	浄化槽汚泥発生原単位	0.99	1.04	0.98	1.13	1.10

注) 原単位: 発生量 ÷ 収集人口 ÷ 年間日数 × 1000

資料: 市データ、平成22～26年度 組合事業概要

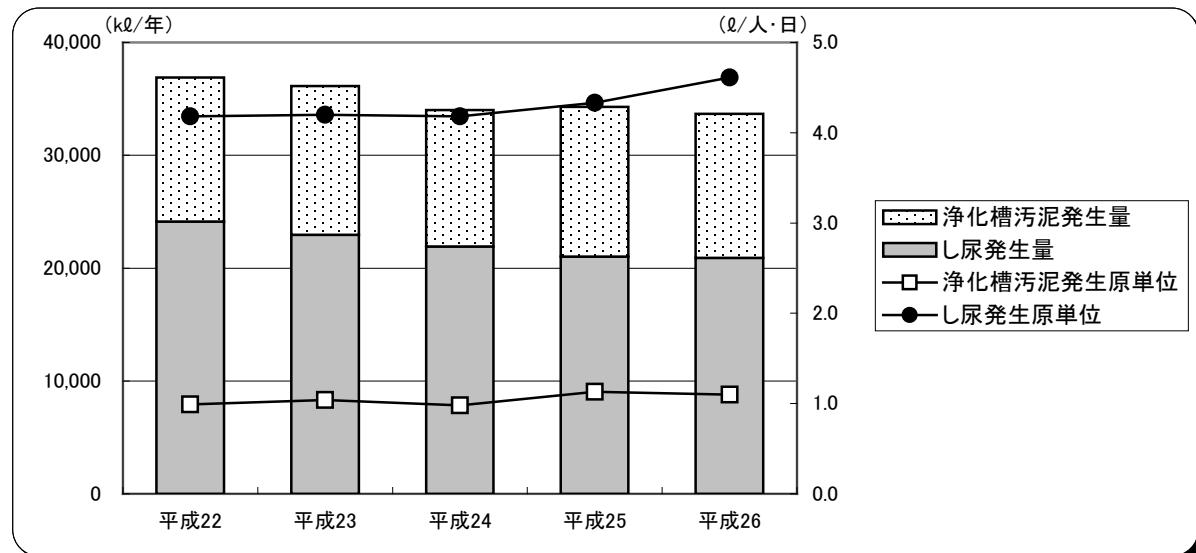


図3-2-3 し尿・浄化槽汚泥の発生量及び発生原単位の実績推移

(3) 生活排水中間処理システム

① 下水道

下水道計画の整備状況を表 3-2-3 に示す。

平成 25 年度末までは北部処理区、泉北処理区及び高石処理区の 3 処理区において、平成 26 年度以降は北部処理区及び泉北処理区の 2 処理区において事業が進められており、下水道全体計画面積は 5,125ha である。

また、平成 26 年度末現在の水洗化率は、北部処理区 88.7%、泉北処理区 98.1% となっている。

表 3-2-3 下水道計画の整備状況

項目	処理区	和泉市			高石
		北部	泉北		
下水道全体計画	処理面積 (ha)	5,125	4,805	242	78
整備状況 平成25年度 末現在	計画区域内人口 (人)	185,873	161,311	15,934	8,628
	整備面積 (ha)	2,097	1,800	219	78
	整備人口 (人)	161,157	136,749	15,780	8,628
	水洗化人口 (人)	141,648	117,771	15,249	8,628
	普及率 (%)	86.1	84.8	99.0	100
	水洗化率 (%)	89.5	87.9	98.0	100
下水道全体計画	処理面積 (ha)	5,125	4,883	242	
整備状況 平成26年度 末現在	計画区域内人口 (人)	185,789	170,014	15,775	
	整備面積 (ha)	2,123	1,904	219	
	整備人口 (人)	162,230	146,595	15,635	
	水洗化人口 (人)	143,005	127,806	15,199	
	普及率 (%)	86.7	86.2	99.1	
	水洗化率 (%)	89.6	88.7	98.1	

資料：大阪府の下水道統計、平成26年度実績及び平成25年度水洗化率は市資料

② 合併処理浄化槽

平成 4 年度から実施している浄化槽設置整備事業による設置基数・人口の実績推移を表 3-2-4 に示す。

平成 26 年度までは下水道事業計画区域外の地域における有効な生活排水処理施設として、浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の普及促進に努めてきた。平成 27 年 4 月からは下水道全体計画区域内で下水道整備に期間を要する区域において高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合を本事業の対象としている。

また、平成 27 年 4 月から下水道全体計画区域を除いた浄化槽整備区域においては「和泉市管理型浄化槽条例」に基づき、市が合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う「浄化槽市町村整備推進事業」を PFI 方式により実施している。

表 3-2-4 合併処理浄化槽設置整備事業による設置基数・人口の実績推移

項目	人槽\年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
基数 (基)	5人槽	8	3	15	4	7	168
	6~7人槽	23	27	16	9	5	479
	8~10人槽	5		2			165
	11~20人槽						10
	合計	36	30	33	13	12	822
人口 (人)	5人槽	21	9	44	15	23	525
	6~7人槽	92	101	50	41	18	1,832
	8~10人槽	28		10			710
	11~20人槽						45
	合計	141	110	104	56	41	3,108

注) 累計は、平成4年度から平成26年度までの合計数。

(4) し尿・浄化槽汚泥処理

昭和 38 年 2 月地方自治法第 284 条に基づき一部事務組合（泉大津市和泉市清掃組合）を発足し、両市のごみ及びし尿の共同処理を行ってきたが、昭和 41 年 5 月に隣接する高石市の加入に伴い、3 市の広域的下水道事業を含めた一部事務組合「泉北環境整備施設組合」と改称した。なお、平成 26 年 4 月からは公共下水道事業を組合構成 3 市に移管し、現在は、3 市のごみ及びし尿の処理のみを行っている。し尿汲み取り便槽から汲み取られた「し尿」及び単独処理浄化槽と合併処理浄化槽から発生する「余剰汚泥等」は、市の許可業者に収集され、組合の第 1 事業所し尿処理場で処理している。組合のし尿処理施設概要を表 3-2-5 に示す。

また、処理プロセスで発生する脱水汚泥は埋立処分し、し渣は組合のごみ焼却処理施設で処理している。

表 3-2-5 し尿処理施設概要

施設名	第1事業所 し尿処理場	
	し尿処理施設	備 考
敷地面積	8,642.22m ²	平成9年12月 基幹的施設更新(二次スクリーン及び冷凍機取替)
建物面積	2,998.62m ²	平成18年3月 浄化槽汚泥の海洋投棄廃止に伴い、浄化槽汚泥前脱水設備を撤去するとともに、前処理後の浄化槽汚泥を直接水処理系で処理するため、処理フローを改造
竣工年月	昭和62年1月	
処理方法	低希釀高負荷酸化処理方式	
処理能力	200kℓ/日 (し尿125kℓ/日、浄化槽75kℓ/日)	平成20年3月 曝気槽並びに攪拌槽2系列を改修

資料:平成26年度 組合事業概要

2. 第3次基本計画のレビュー

第3次一般廃棄物（生活排水）処理基本計画の施策内容・目標達成状況を表3-2-6に示す。

なお、点検・評価の評価は、

◎：計画どおり取り組んでいる。

○：おおよそ計画どおり取り組んでいる。

△：計画の調査・検討・調整中である。

－：計画の見直し・再検討を要する

としている。

表3-2-6 第3次基本計画（平成22年9月策定）の施策内容・目標達成状況

部門計画	項目	計画の具体的な方向性・施策内容	施策実施の進捗状況	点検・評価
1. 生活排水の数値目標		平成26年度の生活排水処理率の目標：84.9% 平成36年度の生活排水処理率の目標：96.2%	平成26年度末時点での生活排水処理率は、83.7%である。	評価：○ 平成26年度目標値に近い状況となっている。
2. 自然環境への負荷の低減	(1) 公共下水道による生活排水処理の改善	河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進する。	平成26年度末時点での下水道普及率は、86.7%である。 (※第4次総合計画の目標値：平成42年度92.7%)	評価：○ おおよそ計画どおり、下水道の整備が進められている。
	(2) 公共下水道への水洗化促進	公共下水道の整備を終了した地区にはまだ公共下水道へ接続していない住宅・事業所等がある。公共用水域の水質保全を図るために公共下水道への水洗化促進の啓発を進めていく。	平成26年度末時点での下水道水洗化率は、89.6%である。 (※第4次総合計画の目標値：平成42年度93.4%)	評価：○ おおよそ計画どおり、下水道への接続が進められている。
	(3) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換推進	生活雑排水の処理を進めるためには、単独処理浄化槽を設置している一般家庭・事業所等について、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を推進していく。	和泉市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、下水道事業計画区域外において住宅用の合併処理浄化槽を設置する住民を対象に浄化槽設置整備事業を実施しており、過去5年間（平成22～26年度）の補助設置基数は、122基である。 また、平成27年度より市が合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う「浄化槽市町村整備推進事業」をPFI方式により実施している。	評価：○ 左記の施策等により、合併処理浄化槽への転換が進められている。
	(4) 浄化槽の適正な維持管理の推進	合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を使用している一般家庭・事業所等について、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知するとともに、適正な維持管理のための仕組みづくりについても検討していく。	和泉市合併処理浄化槽維持管理補助金交付要綱に基づき、住宅用の合併処理浄化槽の維持管理を行った住民を対象に補助金交付制度を実施している。	評価：○ 左記の施策等により、適正な維持管理のための仕組みづくりが進められている。
	(5) 生活排水対策の広報・啓発	水質汚濁の原因の一つが一般家庭・事業所等から排出される生活排水であり、その適正処理に関する情報等を、広報紙や市ホームページ等を活用して市民・事業者等に提供していく。 また、一般家庭・事業者等ができる発生源対策や生活排水処理に関する意識啓発に努めしていく。	広報いすみ、市ホームページへの掲載やチラシの配布、PR活動及び公共下水道への未接続家屋の調査など普及促進に努めている。 また、生活排水対策指導員育成のための研修やその指導員による地域での啓発活動を実施している。 さらに、水辺の自然観察会や水質簡易測定用パックテストの提供、大阪府鳳土木事務所との水辺の学校の開催、大津川水域水質保全対策協議会における河川美化の啓発等を実施している。	評価：○ 左記の施策等により、生活排水対策の広報・啓発が行われている。
3. 適正・効率的な収集・処理体制の確保	(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の検討	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現在、市が許可した収集運搬業者が行っているが、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少等を踏まえ、効率的な収集運搬体制を検討していく。	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」等を遵守するよう徹底している。	評価：○ 収集運搬体制の検討が行われている。
	(2) し尿処理施設の適正な維持管理・延命化	第1事業所し尿処理場は老朽化が進んでいることや、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量が今後も減少していく見込みであることから、将来を見通した適正な維持管理を実施し、延命化を図っていく。	組合による施設の適正な維持管理が行われており、今後の処理量減少への対応や施設の延命化についても検討が進められている。	評価：○ 組合による施設の適正な維持管理が行われている。

3. 現状生活排水処理システムに係る課題点・留意点

(1) 生活排水排出システム

① 生活雑排水の未処理（一部）放流

河川等の水質汚濁の原因となっている生活雑排水は適正な処理施設で処理されることが望まれるが、汲み取り便槽や単独処理浄化槽の住宅・事業所等は、ほぼ未処理のまま放流されている。

河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するためにも下水道、合併処理浄化槽の利用による生活排水処理を推進していく必要がある。

② 収集体制の検討

下水道の普及が更に進み、し尿・浄化槽汚泥量が減少することが予想される。

そのため、収集車両及び人員の収集体制の見直しが必要となる。

(2) 生活排水中間処理システム

① 公共下水道への水洗化促進

公共下水道の整備を終了した地区には、まだ公共下水道へ接続していない住宅・事業所等がある。公共用水域の水質保全を図るために、公共下水道への早期接続を促進していく必要がある。

② 合併処理浄化槽事業の促進

下水道事業計画区域外は、合併処理浄化槽事業による生活排水処理を行っていく必要がある。

③ し尿処理施設の老朽化

第1事業所し尿処理場の老朽化が進んでいるため、長寿命化に係る整備を行うことで、維持管理に要する費用の増加等が見込まれる。

(3) その他

浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、浄化槽法第7条、第11条に基づく処理水質の検査の他、1回／年の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられている。機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理の実施状況の把握及び適正な維持管理を実施していない浄化槽への対策が必要である。

第3節 生活排水処理形態別人口・し尿等発生量の将来予測

1. 生活排水処理形態別人口の将来目標

生活排水処理形態別人口の将来目標を表3-3-1に示す。

表3-3-1 生活排水処理形態別人口の将来目標

(1)生活排水処理率の目標値

項目	年度	現在 平成26年度	短期目標年度 平成32年度	計画目標年度 平成42年度
	生活排水処理率	83.7%	87.2%	90.9%

注) 生活排水処理率:水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

(2)人口の内訳

単位:人

項目	年度	現在 平成26年度	短期目標年度 平成32年度	計画目標年度 平成42年度
①行政区域内人口	187,166	186,000	183,300	
②計画処理区域内人口	187,166	186,000	183,300	
③水洗化・生活雑排水処理人口	156,626	162,210	166,679	

(3)生活排水の処理形態別内訳

単位:人

項目	年度	現在 平成26年度	短期目標年度 平成32年度	計画目標年度 平成42年度
①計画処理区域内人口	187,166	186,000	183,300	
②水洗化・生活雑排水処理人口	156,626	162,210	166,679	
②.1 コミュニティ・プラント	0	0	0	
②.2 合併処理浄化槽	13,621	12,818	9,193	
②.3 下水道	143,005	149,392	157,486	
②.4 農業集落排水施設	0	0	0	
③水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	18,111	14,108	9,857	
④非水洗化人口	12,429	9,682	6,764	
⑤計画処理区域外人口	0	0	0	

2. し尿・汚泥発生量の将来予測

し尿・汚泥発生量の将来予測結果を図 3-3-1 に示す。

し尿・汚泥発生量は平成 22～平成 26 年度実績の過去 5 年間の中で直近である平成 26 年度実績のし尿発生原単位 4.61 (ℓ/人・日)、汚泥発生原単位 1.10 (ℓ/人・日) で平成 27 年度以降推移していくものと仮定し、し尿発生量はし尿発生原単位に非水洗化人口ならびに年間日数を乗じて単位換算して求めた。

また、汚泥発生量もし尿発生量と同様に、汚泥発生原単位に単独・合併処理浄化槽人口及び年間日数を乗じて単位換算して求めている。

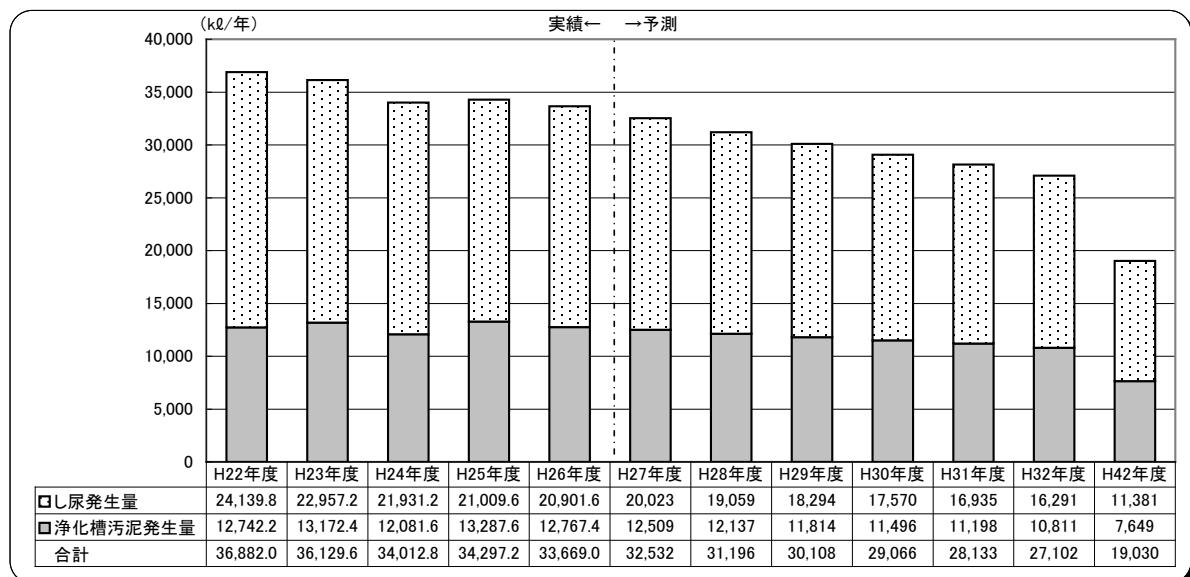


図 3-3-1 し尿・汚泥発生量の実績及び将来予測結果

第4節 生活排水処理基本計画

1. 自然環境への負荷の低減

(1) 公共下水道による生活排水処理の改善

河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進する。

(2) 公共下水道への水洗化促進

公共下水道の整備を終了した地区にはまだ公共下水道へ接続していない住宅・事業所等がある。公共用水域の水質保全を図るためにには公共下水道への水洗化促進の啓発を進めていく。

(3) 単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換推進

生活排水の適切な処理を進めるため、くみとり便所及び単独処理浄化槽を設置している一般家庭等について、下水道全体計画区域を除いた浄化槽整備区域においては、市が主体となり合併処理浄化槽の設置及び管理を行う浄化槽市町村整備推進事業にて合併処理浄化槽への転換を推進していく。また、下水道全体計画区域内であっても、下水道整備に期間を要する区域においては、個人が合併処理浄化槽への転換を行う費用の一部を補助する浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽への転換を推進していく。

(4) 浄化槽の適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽を使用している一般家庭・事業所等について、浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を周知するとともに、適正な維持管理のための仕組みづくりについても検討していく。

(5) 生活排水対策の啓発活動

水質汚濁の主な原因の一つが一般家庭・事業所等から排出される生活排水であり、その適正処理に関する情報の提供、並びに正しい知識の普及と水質浄化に対する意識の高揚を図っていく。

広報いづみや市ホームページへの啓発記事掲載、各種水質保全協議会活動による駅前街頭啓発など啓発活動、イベント事業等での環境パネル展示や環境講座の実施及び水質簡易測定用パックテスト・パンフレット等の配布を行う。

生活排水対策を推進するための地域リーダーとして、校区・婦人会等の推薦及び公募により生活排水対策指導員を配置し、台所での対策など家庭でできる生活排水対策について、地域の会合や集会での啓発など、地域に根ざした活動を行っていく。

また、河川水質や自然の状態を知り、水辺環境や河川水質保全の重要性についての理解と認識を深めてもらうため、水辺において水生生物や植物などの自然観察会や水辺の学校等を実施していく。

2. 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

(1) し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制の検討

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、現在、市が許可した収集運搬業者が行っているが、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少等を踏まえ、効率的な収集運搬体制を検討していく。

(2) し尿処理施設の適正な維持管理・長寿命化

第1事業所し尿処理場は老朽化が進んでいることや、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量が今後も減少していく見込みであることから、将来を見通した適正な維持管理を実施し、長寿命化を図っていく。

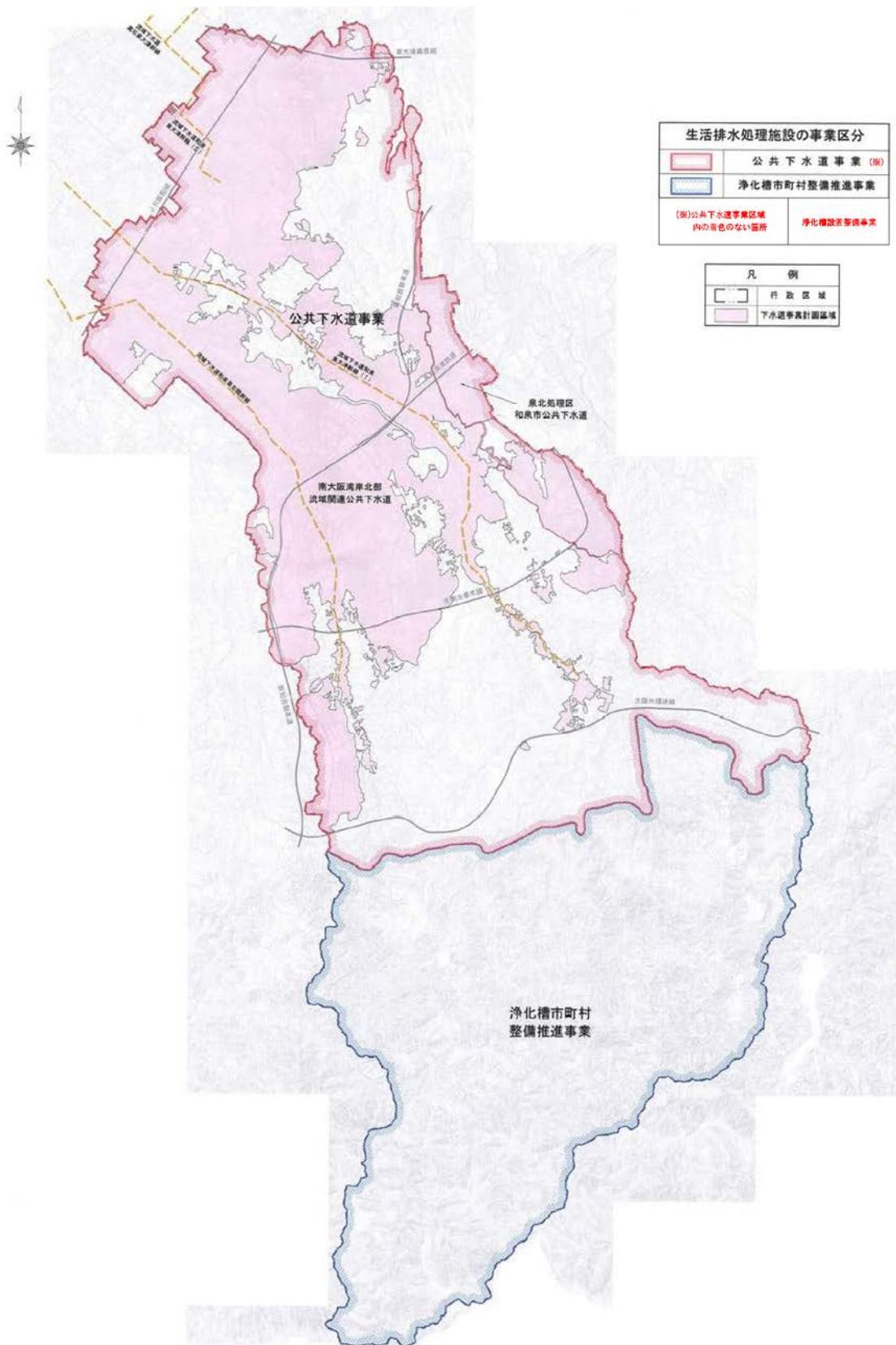


図 3-4-1 生活排水対策基本構想図

和泉市 第4次一般廃棄物処理基本計画

平成28年3月 発行

編集・発行：和泉市・泉北環境整備施設組合
(事務局) 和泉市環境産業部生活環境課
和泉市府中町二丁目7番5号
TEL : 0725-99-8122 FAX : 0725-45-9352
URL : <http://www.city.osaka-izumi.lg.jp>